

平成 29 年 第 1 回定例会

# 青 木 村 議 会 会 議 録

平成 29 年 3 月 7 日 開会

平成 29 年 3 月 14 日 閉会

青 木 村 議 会

## 平成29年第1回青木村議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (3月7日)

○議事日程	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○欠 員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	3
○開会の宣告	4
○議事録署名議員の指名	4
○会期決定	5
○村長挨拶	5
○議案第1号の上程、説明	14
○議案第2号の上程、説明	17
○議案第3号の上程、説明	18
○議案第4号の上程、説明	19
○議案第5号の上程、説明	20
○議案第6号の上程、説明	21
○議案第7号の上程、説明	22
○議案第8号の上程、説明	23
○議案第9号の上程、説明	24
○議案第10号の上程、説明	25
○議案第11号の上程、説明	26
○議案第12号の上程、説明	27
○議案第13号の上程、説明	29
○議案第14号の上程、説明	39
○議案第15号の上程、説明	40
○議案第16号の上程、説明	42
○議案第17号の上程、説明	43

○議案第18号の上程、説明	71
○議案第19号の上程、説明	73
○議案第20号の上程、説明	76
○議案第21号の上程、説明	78
○議案第22号の上程、説明	80
○議案第23号の上程、説明	84
○議案第24号の上程、説明	87
○平成28年度青木村社会福祉協議会会計補正予算及び平成29年度青木村社会福祉協議会会計予算の説明	88
○散会の宣告	90

## 第 2 号 (3月8日)

○議事日程	91
○出席議員	91
○欠席議員	91
○欠 員	91
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職指名	91
○事務局職員出席者	92
○開議の宣告	93
○議事日程の報告	93
○一般質問	93
山 本 悟 君	93
堀 内 富 治 君	105
片 山 順 雄 君	117
内 藤 賢 二 君	133
○総括質疑	145
○委員会付託	145
○散会の宣告	146

## 第 3 号 (3月14日)

○議事日程	1 4 7
○出席議員	1 4 8
○欠席議員	1 4 8
○欠 員	1 4 8
○地方自治法 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 4 8
○事務局職員出席者	1 4 9
○開議の宣告	1 5 0
○議事日程の報告	1 5 0
○委員長審査報告	1 5 0
○議案第 1 号の質疑、討論、採決	1 5 3
○議案第 2 号の質疑、討論、採決	1 5 4
○議案第 3 号の質疑、討論、採決	1 5 4
○議案第 4 号の質疑、討論、採決	1 5 6
○議案第 5 号の質疑、討論、採決	1 5 7
○議案第 6 号の質疑、討論、採決	1 5 9
○議案第 7 号の質疑、討論、採決	1 6 0
○議案第 8 号の質疑、討論、採決	1 6 5
○議案第 9 号の質疑、討論、採決	1 6 5
○議案第 1 0 号の質疑、討論、採決	1 6 6
○議案第 1 1 号の質疑、討論、採決	1 6 7
○議案第 1 2 号の質疑、討論、採決	1 6 7
○議案第 1 3 号の質疑、討論、採決	1 6 8
○議案第 1 4 号の質疑、討論、採決	1 8 0
○議案第 1 5 号の質疑、討論、採決	1 8 0
○議案第 1 6 号の質疑、討論、採決	1 8 1
○議案第 1 7 号の質疑、討論、採決	1 8 2
○議案第 1 8 号の質疑、討論、採決	1 8 3
○議案第 1 9 号の質疑、討論、採決	1 8 4
○議案第 2 0 号の質疑、討論、採決	1 8 5
○議案第 2 1 号の質疑、討論、採決	1 8 5

○議案第 2 2 号の質疑、討論、採決	1 8 6
○議案第 2 3 号の質疑、討論、採決	1 8 7
○議案第 2 4 号の質疑、討論、採決	1 8 7
○日程の追加	1 8 8
○議案第 2 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 9
○議案第 2 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 0
○閉会の宣告	1 9 2
○署名議員	1 9 3

平成 2 9 年 3 月 7 日 (火曜日)

(第 1 号)

## 平成29年第1回青木村議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成29年3月7日(火曜日)午前9時開会

- 日程第 1 議事録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議案第 1号 第5次青木村長期振興計画後期基本計画について
- 日程第 4 議案第 2号 青木村辺地対策総合整備計画の変更について
- 日程第 5 議案第 3号 青木村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について
- 日程第 6 議案第 4号 青木村消防団の設置等に関する条例について
- 日程第 7 議案第 5号 青木村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例について
- 日程第 8 議案第 6号 あおき農産物直売所の設置及び管理に関する条例について
- 日程第 9 議案第 7号 課設置条例及び青木村議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 8号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 9号 青木村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第10号 青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第11号 青木村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第12号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて
- 日程第15 議案第13号 平成28年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第16 議案第14号 平成28年度青木村簡易水道特別会計補正予算について
- 日程第17 議案第15号 平成28年度青木村別荘事業特別会計補正予算について
- 日程第18 議案第16号 平成28年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予

算について

- 日程第19 議案第17号 平成29年度青木村一般会計予算について  
日程第20 議案第18号 平成29年度青木村国民健康保険特別会計予算について  
日程第21 議案第19号 平成29年度青木村簡易水道特別会計予算について  
日程第22 議案第20号 平成29年度青木村簡易水道建設特別会計予算について  
日程第23 議案第21号 平成29年度青木村別荘事業特別会計予算について  
日程第24 議案第22号 平成29年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算に  
ついて  
日程第25 議案第23号 平成29年度青木村介護保険特別会計予算について  
日程第26 議案第24号 平成29年度青木村後期高齢者医療特別会計予算について  
日程第27 一般質問

---

出席議員（9名）

- |     |        |    |       |
|-----|--------|----|-------|
| 1番  | 金井とも子君 | 2番 | 宮下壽章君 |
| 3番  | 杓掛計三君  | 4番 | 片山順雄君 |
| 5番  | 居鶴貞美君  | 6番 | 内藤賢二君 |
| 7番  | 小林和雄君  | 9番 | 堀内富治君 |
| 10番 | 山本悟君   |    |       |

欠席議員（なし）

欠員（1名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- |                              |        |                  |        |
|------------------------------|--------|------------------|--------|
| 村長                           | 北村政夫君  | 教育長              | 杓掛英明君  |
| 参事兼<br>総務企画課長<br>兼事業推進<br>室長 | 井古田嘉雄君 | 建設産業課長           | 片田幸男君  |
| 住民福祉課長<br>兼保健衛生<br>係長        | 花見陽一君  | 教育次長兼<br>公民館長    | 横田孝君   |
| 保育園長                         | 多田治由君  | 会計管理者兼<br>税務会計課長 | 小宮山俊樹君 |



住民福祉課  
課長補佐兼  
地域包括支  
センター長

宮澤 章子 君

住民福祉課  
課長補佐兼  
上下水道係長

若林 喜信 君

住民福祉課  
住民福祉係長

上原 博信 君

総務企画課  
総務係長

稲垣 和美 君

建設産業課  
商工観光係長

依田 哲也 君

教育係長

横沢 幸哉 君

建設産業課  
国土調査係長

小林 義昌 君

代表監査委員

上原 一二 君

---

事務局職員出席者

事務局 長

井古田 嘉雄

事務局 員

稲垣 和美

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（小林和雄君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから平成29年第1回青木村議会定例会を開催します。

ここで、3月5日午後3時10分ごろ、松本市、岡谷市などにまたがる鉢伏山付近の山中へ遭難救助訓練で飛行中の県消防防災ヘリコプター「アルプス」が墜落し、乗機していた10名全員が殉職されました。

その中には、上田地域広域連合消防本部から派遣されていた甲田道昭消防司令補も含まれておりました。彼は、平成20年4月1日から平成25年3月31日まで川西消防署にも勤務されており、青木村へも多大な貢献をしていただいた将来を嘱望されていた職員であります。また、奥さんは青木村役場の職員でもあります。今回の殉職は痛恨のきわみであります。

この事故で亡くなられた甲田さん初め全ての殉職者に哀悼の意をささげ、本議会出席者全員により黙禱をささげたいと思います。賛同をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） それでは、皆さん、御起立をお願いします。

それでは、1分間の黙禱をお願いいたします。

黙禱、始め。

〔黙禱〕

○議長（小林和雄君） 黙禱を終わります。

ありがとうございました。御着席ください。

---

◎議事録署名議員の指名

○議長（小林和雄君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

会議規則第115条の規定により、1番、金井とも子議員、5番、居鶴貞美議員を指名します。

---

◎会期決定

○議長（小林和雄君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。

お諮りします。

去る3月3日、議会運営委員会において、本定例会の会期は本日7日から17日までの11日間と決定されましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3月17日までの11日間と決定しました。

日程について、事務局より別紙日程表をお配りします。

日程について申し上げます。

本日7日開会、議案説明のみで散会といたします。8日水曜日は一般質問と平成29年度一般会計及び特別会計の予算についての総括質疑と委員会付託、9日は議案審査のため休会、10日金曜日は社会文教委員会の委員会審議、11日土曜日と12日日曜日は休日のため休会、13日月曜日は総務建設産業委員会の委員会審議を行います。14日火曜日は委員長報告・審議・採決、15日と16日は議案審査のため休会、17日は審議・採決といたします。

---

◎村長挨拶

○議長（小林和雄君） ここで、村長より挨拶があります。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成29年第1回青木村議会3月定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆様方には御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

日ごろ、議員の皆様方には村政の運営に御理解と御協力をいただいておりますことを、まづもって御礼を申し上げます。4年目の任期満了を間近に控えまして、議員の皆さん、そして私にとりましても、この3月定例会が今期最後の会となります。月日のたつスピードの速さを実感しているところでございます。

先日、5日午後、県防災ヘリコプター「アルプス」の墜落事故が発生いたしまして、搭乗員9名が殉職され、大変痛恨のきわみであり、心から哀悼の意を表したいと存じます。

特に、そのうちのお一人、甲田道昭副隊長は、上田広域連合消防本部からの派遣でございまして、川西消防署には平成20年4月1日から25年3月31日までの5年間勤務をされ、また、ふるさと公園あおきのヘリコプター基地の整備に関しましては、何回も現地でアドバイスをいただいた方でございます。将来を嘱望された職員でもありました。

また、昨年9月4日の村の防災訓練にはこのクルーの皆さんに参加をいただきまして、山火事の消火訓練を実施し、見事に消火された記憶は私どもに強く印象に残っているところでございます。

甲田氏の奥さんは村保育所の保育士でもあります。生前の功績に敬意と感謝の意を表しますとともに、家族の皆様方にも心よりのお悔みを申し上げたいと存じます。

3月3日、青木の森の住民の方が行方不明になりました。地元の関係者の皆さんの夜を徹しての捜索活動によりまして、倒れているところを無事救助され、安堵したところでございます。

さて、アメリカでは1月にトランプ大統領が誕生いたしました。アメリカ・ファーストを前面に出しまして、外交、経済両面で国益優先の立場を明確にしました。環太平洋経済連携協定からの離脱方針などを示しました6分野の基本政策も発表いたしまして、保護主義的な姿勢を鮮明にし、国際秩序の先行きに懸念が強まるスタートとなったところでございます。

ことし、平成29年は、日本の近代史にとりまして2つの節目に当たる年であります。一つは日本国憲法施行の70周年、もう一つは徳川幕府が朝廷に政権を返上した大政奉還から150年目に当たります。私たちには、昨年12月に昭和の合併を経て誕生いたしました新生青木村の60周年を迎え、村民一同希望に満ちた美しい村づくりの決意を新たにしたいところでございます。

さて、平成28年度は、私にとりまして任期4年目の最も充実した1年間でございます。言いかえれば、各種の施策、事業が最盛期を迎えた時期でもありました。地方創生の流れに上手に乗れたかなと思っております。財源の大変厳しい村にとりまして、高機能拠点化のための道の駅改修工事、簡易水道工事など大きな事業は、国・県からの財政的支援が得られなければ取り組みが行えませんでした。

この1年間の主な取り組みの事業についてであります。第一に、平成29年度から始まります第5次青木村長期振興計画後期基本計画につきまして、審議会の開催、議会への説明、

住民アンケート、地区懇談会、パブリックコメント、連携しております大学などのヒアリング等を経まして、成案を今議会に提案させていただいているところでございます。

特に、今回は裾野が広く、多くの村民の要望の強い4施策を重点推進事業といたしまして位置づけ、この中で村の課題の解決を図り、村の活性化につなげてまいります。

1つといたしまして、道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト、2つ目といたしまして、国道143号青木峠新トンネル整備関連プロジェクト、3といたしまして、あおきっ子小・中学校全学年2クラス化プロジェクト、4つ目といたしまして、健康寿命延伸プロジェクトであります。

道の駅あおきの高機能拠点化プロジェクトは、大変有利な補助金をいただき、今回のプロジェクトの最初の農産物直売所の工事がおかげさまで終了し、来る3月25日に竣工式を挙行いたしたいと存じます。また、食堂棟は補助をいただき、平成29年度の早い時期に発注を予定しております。

情報発信・休憩施設、アトリウムでありますけれども、そして広場であります市庭は、大変これも有利な補助率の地方創生拠点整備交付金をいただくことができましたことから、1年前倒しをし、平成29年度中に完成を予定しております。

道の駅あおきを地方創生の拠点として、村内の社会的、経済的な好循環を生み出し、若者の雇用を創出し、人口減を克服して地域の貢献を目指してまいります。

次に、国道143号青木峠新トンネルにつきましては、今年度、県におきまして、松本市、筑北村、青木村の関係いたします地域の地表地質調査など、現地調査が実施されました。また、学識経験者、国・県からなるメンバーによりまして、技術的課題の検討など実施設計に向けた取り組みも始まりました。

県は平成29年度、新たな5カ年計画の策定を実施いたしますが、この計画の中にこの新トンネルの工事の実施をぜひ位置づけていただくよう、村といたしましても鋭意取り組んでまいります。

さて、政府は、平成29年度予算は、経済・財政再生計画の2年目の予算といたしまして、経済再生と財政健全化の両立する予算としておりますが、一般会計の総額といたしましては、前年度比0.8%増の97兆4,547億円が計上されました。

平成29年度予算編成の基本方針といたしまして、安倍内閣は、長く続いたデフレからの脱却を目指しまして、経済の再生を最優先課題として位置づけ、アベノミクスの三本の矢を推進してきました。平成27年10月からはアベノミクス第2のステージに移りまして、一億総

活躍社会の実現を目指し、三本の矢を強化し、新・三本の矢を放ち、少子高齢化と社会構造問題に正面から立ち向かい、成長と分配の好循環の実現に取り組むといった基本的な考え方によりまして編成されました。

平成29年度予算は、一億総活躍社会の実現と第4次産業革命によります成長を目指す過去最大規模の予算となりました。この予算措置をてこに、生産性の向上による賃金の上昇、地域での消費拡大、地域経済の活性化という好循環が生み出されることが期待されているところでございます。

全国町村会は、平成29年度政府予算編成及び施策に関する要望といたしまして、地方創生、町村自治確立、地方税財政、国民健康保険、教育施策、農林水産業の分野を重点事項として取り上げております。

2月23日付の内閣府月例経済報告書では、景気は一部に改善のおくれも見られるが、緩やかな回復基調が続いている。個人消費は持ち直しの動きが続いているものの、このところ足踏みが見られる。輸出は持ち直しをしている。雇用情勢は改善している。先行きについては、雇用、所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があると述べております。

さきの12月定例会閉会後の本日までの主な行政報告をさせていただきます。

1月2日、48名の新成人の皆さんが出席いたしまして青木村成人式が開催されました。恩師やクラスメートとの久しぶりの再会に喜び、落ちついた和やかな雰囲気の中での式典となりました。自分の将来をしっかりと考えている若者の姿に、青木村教育の成果の一端をかいま見ることができました。これからの青木村を、そして日本を背負ってくれる皆さんに激励のエールを送りますとともに、幸多かれと祈念いたしましたところでございます。

1月8日、快晴の中、青木村消防団出初式が盛大かつ厳粛に挙行されました。誕生して3年目の女性消防団員と小学生によるあおきっ子消防応援団も行進、観閲に参加いたしました。引き続き行われました式典では、村の安全・安心のためにさらに活躍することを誓いました。

1月15日、村内11団体によります青木村女性団体連絡交流会が開催されました。構成団体の一つであります青木村女性の会かたくりの会によります、大豆栽培からみそづくりの活動の報告がありました。この活動が評価されまして、農村女性きらめきコンクール若手グループの活動の部におきまして最優秀賞を受賞いたしました。

1月24日、最終回となります青木村長期振興計画審議会が開催されました。村民の皆さん

やアドバイザーグループから後期基本計画（案）へ寄せられた意見を参考に、最終案が作成され、答申書をいただきました。

1月30日、山形村議会の皆さんが防災と教育の視察に来村されました。両村の社会福祉協議会同士が災害相互援助協定を締結している縁もございまして、その必要性など意見交換をしたところでございます。

2月1日、約700社が出展いたします国内最大級のビジネスマッチングであります彩の国ビジネスアリーナ2017がさいたま市で開催され、村内からも6社が出展いたしました。多くの議員さんにも御視察をいただきましてありがとうございました。埼玉県の上田知事も青木村ブースへ激励に来ていただきました。

2月3日、多くの村内ボランティア団体の皆さんによりまして、恒例の青木村大節分祭が開催されました。穏やかな好天のもと、多くの保育園児、小学生、村民の皆さんが福鍋や福餅のふるまいをいただき、豆まきを楽しみました。

2月5日、議会と女性団体連絡会との共催によりまして住民懇談会が開催されました。参加者は青木村の将来について語り合い、数多くの建設的な御意見をいただきました。

2月14日から15日、東京農業大学信州・青木村セミナーが開催されました。青木村での精力的な調査研究や分析評価など、学生5人による発表が行われ、若者の新しい視点からの提案に、私たちも学ばせていただきました。

2月16日、信州大学繊維学部との連携協定締結式が行われました。信州昆虫資料館の活用や、お蚕様プロジェクトを初めといたしました地域産業、環境保全、人材育成、産業振興のものづくり等、相互に協力連携することによりまして、より一層の発展が期待されます。

同じく2月16日、青木村自然エネルギーハイブリッド発電システム実証実験場完成式が行われました。道の駅あおきに設置されましたエネ空あおきタワーは、実証実験の場とともに非常用電源、ランドマークタワーとして期待されます。この取り組みは3月5日にテレビでも報道されるなど、一定の評価をいただけたと考えております。

2月26日、道の駅あおき運営組合通常総会が開催されました。組合員数209名、昨年度の売り上げ1億5,500万円、直売所のレジを通った方々9万4,000人、特に10月にはマツタケ等の人気もありまして、その数1万4,000人でした。組合員の皆さんの御努力で売り上げが順調に伸びておるところでございます。

3月5日、夫神区で恒例の宝暦義民祭が開催されました。1761年の宝暦騒動から256年を経てなお、義民の徳をしのぶ地元の皆さんの高邁な精神に感動したところでございます。

さて、次に、今年度の主な事業の進捗状況について御報告を申し上げます。

まず、総務企画課でありますけれども、第5次長期振興計画後期分の策定作業については終了いたしました。

新生青木村60周年記念事業も終了いたしました。

公共施設等総合管理計画策定事業は90%の進捗でございます。

衛星系防災無線設備更新事業は竣工いたしました。

青木の森の村道青木の森30号線道路改良工事も竣工いたしました。

除雪用のトラクター1基も購入済みでございます。

ふるさと応援寄附金は目標の1,000万円を大きく達成いたしまして、2月末現在で1,417件、約2,800万円となりました。

次に、建設産業課関係でありますけれども、道の駅あおき高機能拠点施設整備事業といたしまして、農産物直売所建設工事は約90%の進捗でございます。

次に、土木関係の防災・安全交付金事業によります入田沢弘法地区の荒井坂橋の修繕工事は竣工いたしました。

橋梁定期点検・長寿命化改修計画策定につきましては終了いたしました。

そして、環境型の社会形成事業、農業用水路改修事業につきましては、中村水路については竣工、向沖水路につきましても竣工しております。

住民福祉課の関係でありますけれども、授産所運営につきましては、1月20日に取引企業でございますオルガン針本社を訪問いたしまして、増島社長さんと会談いたしました。長年の作業提供に対しますお礼と、合意によりまして既に決定しております本年12月までの取引につきましては、変わらぬ御支援を要請し、段階的な作業返還に向けての連携を確認したところでございます。

教育委員会関係についてでありますけれども、本年度1月に障害者差別解消法が施行されたことを受けまして、青木村のインクルーシブ教育システムの研究内容や成果をさまざまなところで発表してまいりました。

小学校、中学校だけではなくて、今年度から新たに保育園や児童センターにもALTを派遣いたしまして、日常から英語に親しむ環境を整えました。ALTには水曜クラブにも参加していただきまして、遊びを通じた交流も行われており、今後、小学校の英語の教科化も視野に入れ、その準備を整えることができました。

次に、28年度一般会計補正予算の主なものにつきましてお願いを申し上げます。



一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ9,542万8,000円を追加いたしまして、総額を28億8,307万円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、国庫補助金5,050万円、村債といたしまして、一般補助施設整備等の事業債を同額の5,050万円を計上させていただきました。これは、地方創生拠点整備交付金の交付決定により、道の駅あおき高機能拠点施設整備といたしまして、情報発信・休憩施設と市庭の整備に伴うものでございます。また、一般寄附金青木村ふるさと応援寄附金1,200万円の増でございます。

次に、歳出の主なものといたしましては、総務費で、公会計システムの当初導入費用といたしまして183万6,000円、ふるさと応援寄附金のお礼の品といたしまして370万円、ふるさと応援寄附金のウェブサイトの運用業務委託料といたしまして210万円、若者定住促進事業補助といたしまして265万円の増、民生費では、老人福祉費、燃料費、くつろぎの湯の灯油代といたしまして150万2,000円の増、臨時福祉給付金支給事業では、実績で905万5,000円の減額、そして、児童措置費の扶助費児童手当も、これも実績から519万円の減額といたしました。

農林水産事業費、高機能拠点施設費では、地方創生拠点整備交付金の採択によりまして、情報発信・休憩施設と市庭の整備に係る費用1億184万9,000円の増をお願いしてございます。

土木費の公園管理費では、ふるさと公園ドッグラン東の駐車場整備工事、遊具広場排水の改善工事等で723万6,000円の増をお願いしてございます。

教育費では、文化会館の避難設備等によりまして113万4,000円、中学校体育館照明のLED化工事に伴いまして229万7,000円を計上いたしました。

さて、今議会では、平成29年度の当初予算を御審議いただくことになっております。

新生青木村60周年を迎え、新たなスタートの年といたしまして、人口対策の村版の総合戦略や長期振興計画後期基本計画に盛り込んだ重点推進プロジェクト事業を関連させていただく事業を推進していただきます。「元気で豊かな村づくり」「青木村がもっと輝き日本一住みたい村へ」をテーマといたしまして、その実現を目指し、村民の皆さんや議会の皆さんの御協力をいただきまして、青木村版地方創生事業を展開し、さらなる飛躍を図ってまいります。

また、整備を進めてまいりました簡易水道事業でございますけれども、臼川ダムから取水をいたしまして、安定的で安全な水道水の供給事業約8億3,000万円の5カ年計画は、平成

29年度竣工予定でございます。

平成29年度青木村一般会計の歳入歳出予算の総額は28億2,750万円でございます。

平成29年度の各課の主な事業につきましては、まず、総務企画課でございますが、議会費は、5月の村議会議員改選に伴う議員定数10名で計上いたしました4,014万1,000円、一般管理費では、電算処理委託料の中で、情報系電算機器、パソコン、サーバー更新業務委託料に455万円、財産管理費では、公共用地の整備工事費といたしまして当郷第2集会所、中挟防災研修センター駐車場舗装工事といたしまして339万円、企画費では、地域おこし協力隊の費用、隊員1名分増の599万円、退職後の定住に向けての起業補助金といたしまして100万円、空き家の適正管理に関する計画策定委託料といたしまして162万円、諸費では、若者定住促進事業補助金に700万円、国際交流事業の補助金といたしまして、中学生のオーストラリアへのホームステイ230万円、消防費では、非常備消防費といたしまして消防団の活動にかかわる経費を計上いたしますが、29年度は青木村で上小大会が開催されることを申し添えてお願いを申し上げます。消防施設費では、分団統合に伴います表示名称変更工事に10万8,000円、各地区に配置されておりますAEDの屋外施設用格納庫の設置に32万4,000円、村営バスの運営管理費では、千曲バス青木線の運賃低減事業負担金といたしまして、昨年同額の700万円、選挙費では、4月の村長村議会議員選挙費といたしまして594万2,000円でございます。情報通信サービス事業では、情報通信に係るサーバー更新工事として1,566万円、地方創生プロジェクトの関連といたしましては、移住定住促進事業の429万9,000円、元気な企業づくり推進事業費898万4,000円、タチアカネ推進プロジェクト993万5,000円でございます。

税務会計課関係では、固定資産台帳等の基礎資料の整備業務委託料といたしまして、航空写真を活用いたしました地目の現地確認調査に98万2,000円、家屋の課税客体調査業務に875万8,000円をお願いしてございます。

次に、住民福祉課関係でございますが、社会福祉総務費、報償費、出産祝い金285万円、子育て支援施設ゆりかご運営事業負担金といたしまして21万5,000円、老人福祉費では、第7期の介護保険事業計画策定委託料280万8,000円、配食サービス委託料といたしまして1,046万円、臨時福祉給付金支給事業費は、経済対策といたしまして1人当たり1万5,000円の900名分を見込み、事務費と合わせまして1,640万9,000円、授産所の業務の廃止に伴います施設解体費用といたしまして1,045万1,000円、衛生費といたしまして、し尿の処理費では、長和町と共同で進めておりますし尿前処理施設の建設負担金といたしまして7,816万

6,000円、こちらの供用開始は平成30年4月を予定してございます。

次に、建設産業費でございますが、農業の振興費では、有害鳥獣駆除委託料といたしまして424万円、中山間地地域等の直接支払事業交付金1,393万7,000円、多面的な機能支払交付金といたしまして1,137万2,000円、青年就農給付金といたしまして3名分の450万円、道の駅あおき高機能拠点施設整備事業の農産加工施設、地域食材供給施設整備設計監理業務委託料といたしまして1,200万円、同工事請負金といたしまして2億1,400万円、既存のふるさと体験館・農産物直売所の解体工事費用といたしまして2,300万円、加工施設と食材供給施設設備の備品購入費といたしまして3,122万2,000円、地域消費券事業補助金としまして440万2,000円、観光宣伝広告費といたしまして、道の駅の農産物直売所オープンを含めた宣伝広告費149万7,000円、昆虫資料館の運営費用といたしまして768万1,000円、リフォームの住宅補助、前年同額の200万円、国庫補助金、松林健全化推進事業858万6,000円、国庫補助事業といたしまして、保全松林健全化整備事業2,289万6,000円。

土木費といたしまして、地区道路の整備補修等で工事といたしまして2,370万円、橋梁維持費といたしまして国庫補助事業の調査設計委託料、中村地区の向山2号橋など橋梁補修詳細設計費622万7,000円、中村向山橋梁修繕工事費用250万円でございます。

教育委員会関係では、準要保護等児童生徒就学援助費237万4,000円、公民館費委託料、昭和56年以前の建築の耐震診断委託料といたしまして4カ所分の138万3,000円、パソコン教室用パソコン11台分の購入費用140万8,000円、村松のアイリスの館倉庫の改築補助金といたしまして48万円、保育所のLED照明化、あるいは給食厨房機器入れかえ工事費用といたしまして78万6,000円、小学校ランチルームICTネットワーク整備費用の143万7,000円、中学校タブレットパソコン整備費用74万2,000円でございます。

以上、平成29年度当初予算の主な事業について説明をさせていただきました。

この予算編成作業を通しまして、改めて私が強く感じたことは、村財政の大変厳しさであります。そして、その中で村の将来にわたります自主自立をした村づくりでございました。先々を見据えまして、村を活性化させるため、議員や住民の皆さんの御協力をいただきながら推進していかなければならないと思った次第でございます。

いずれにいたしましても、平成29年度予算につきましては、村の脆弱な状況の中ではありますが、国からの補助を上手に受けまして、村の限られた財源を有効かつ合理的に活用し、住民の皆さんの声を反映し、また将来を見据え、職員の英知を結集した予算編成ができたと考えております。引き続き行財政改革をさらに推進いたしまして、効率的で安定的な行財政

運営に努めてまいります。

本定例会に提出いたしました議案は、条例案件9件、予算案件12件、その他3件でございます。詳細につきましては、教育長並びに担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御可決いただきますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

○議長（小林和雄君） 村長の挨拶が終わりました。

---

### ◎議案第1号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 日程第3、議案第1号 第5次青木村長期振興計画後期基本計画についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） それでは、議案第1号について御説明申し上げます。

議案第1号 第5次青木村長期振興計画後期基本計画についてでございます。

お手元に配付いたしました概要版に基づいて御説明をさせていただきます。

長期振興計画後期基本計画につきましては、青木村が策定する全ての計画の基本となる計画でございます。行財政運営の総合的な指針となるものです。

平成23年3月に策定いたしました第5次長期振興計画は、平成24年から平成33年度までの10カ年の基本構想と、平成24年から平成28年までの5カ年の前期基本計画を定めております。平成28年度に前期基本計画が終了することから、平成29年から平成33年までの後期基本計画を今回策定するものでございます。

平成28年7月27日に、沓掛教育長を委員長といたしました公募の委員4名を含みます18名で長期振興計画の審議会を立ち上げました。後期基本計画の内容につきまして、全3回の審議会、内容について検討を進めていくと同時に、村民1,000名の方からアンケートや地区懇談会、パブリックコメント、それから専門の知識を持つ大学の先生方の助言などをいただき、平成29年2月7日に審議会から村へ最終的な案が答申をいただきました。その内容を議会の議決をいただくものです。

後期基本計画本体につきましては100ページに上りますので、時間の都合上、本日につき

ましては概要版に沿って内容と計画の構成について御説明申し上げます。

それでは、概要版の1ページのほうを開いていただきたいと思います。

ここでは、今回策定をいたしました後期基本計画の位置づけ、それから平成23年3月に策定をいたしました基本構想と前期基本計画との関係についての記述がされております。

続いて、2ページにつきましてですが、8月に実施をいたしました村づくりアンケートの結果を記載しております。村民の皆さんの現在の施策に対する満足度、それから今後の施策の必要性、緊急性などについてまとめをして計画に反映をしていくものでございます。

続いて、3ページのほうをお願いいたします。

平成23年3月に第5次長期振興計画策定時から日本社会情勢の変化、時代の潮流について整理をいたしまして、青木村を取り巻く環境の新しい3つの観点についてまとめをしたものでございます。

続いて、4ページになります。

ここからが後期基本計画本体の説明の部分になります。

計画の期間、目標人口、計画の全体の方向性をまとめております。全体の方向性では、基本計画を継承しながら、村づくりの原点であります人と地域資源を融合させて、「つなぐ」「つくる」「育てる」の視点から、4つの重点プロジェクトを今後の村づくりの柱として位置づけ、それらを骨格に、各分野の施策、取り組みを展開して、日本一住みたい村の実現を目指すことを表記しております。

5ページをお願いいたします。

後期基本計画期間中に重点的に取り組みますプロジェクトについて記載をしてあります。

その1つといたしまして、道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト。平成30年度にリニューアル事業が完成する道の駅あおきを核として、雇用の創出、人の流れの拡大、人口減少を克服して、村民の参画を促進する施設として、ふるさと公園あおきと一体的に高機能な拠点施設としての整備を進めるものでございます。

その2といたしまして、国道143号の青木峠整備プロジェクトになります。新トンネル整備によりまして、上田から松本、安曇野地域を最短で結ぶ新たな東西基幹軸として青木村の立地ポテンシャルを高め、企業誘致、それから定住・移住の促進、地域経済の活性化、観光振興、村民生活の安全・安心の確保につなげていくものでございます。

その3といたしまして、あおきっ子小・中学校全学年2クラス化プロジェクトになります。村づくりの原点は人づくりで、小・中学校全学年2クラス化を旗印に、婚活から結婚、妊娠、

出産、子育て、教育、就職、婚活とトータルで支援を展開して、青木村教育のよさを生かす中で、青木村の未来を担う若い世代の移住・定住につなげていくものでございます。

その4といたしまして、健康寿命延伸プロジェクト。健康は全ての人の望みであります。健康であればさまざまな社会活動への参加意欲が高まり、必然的に青木村の活性化につながります。長寿県と言われる長野県の中で、青木村の健康寿命は平均値と同水準で、今後は健康寿命を活性化のバロメーターとして、県や各種団体の取り組みと連動して健康維持増進を進めていくものでございます。

以上、4つの重点プロジェクトを骨格として、村づくりに必要な内容をさらに6つの分野に集約して、分野ごとに村づくりの方向性と方針を定めて、各分野における今後の取り組みの内容を進めていくものでございます。

内容につきましては、6ページから11ページに掲載をしております。

まず、6ページの分野1につきましては、子育て・健康・福祉、赤ちゃんからお年寄りまで、健康で元気で活躍できる村づくりを進めるものでございます。

続いて、7ページになりますが、分野2といたしまして、農業、林業、工業、商業・観光、雇用。産業を営み、雇用を生み出し、活力に満ちた村づくりを進めるものでございます。

続いて、8ページに、分野3といたしまして、教育・文化・スポーツ。心豊かな人と文化を営む村づくりを進めるものでございます。

分野4といたしましては、安全・安心・快適。安全・安心で暮らせる村づくりを進めるものとなります。

9ページになりますが、分野5といたしまして、生活基盤・環境安全。緑美しく快適な生活空間を持った村づくりを進めるものでございます。

10ページから11ページにかけては、分野6といたしまして、自治・協働・交流。村民との協働で自立し、交流の盛んな村づくりを進めるものでございます。

最後になりますが、12ページに、計画の進め方、後期基本計画における数値目標についてが記述となっておりますので、よろしく申し上げます。

今回の後期基本計画の特徴といたしましては、新たに重点推進プロジェクトとして4つの事業を従来の横並びの施策から別出しをして表記を行い、積極的に取り組みを行うこと。また、当計画における数値目標を掲げている点が、従来の長期振興計画基本計画の策定形態と大きく異なっている点でございます。従来の計画内容では、計画を実施した事後評価の方法などについて明確な記載がなかったことなどから、見直しを行い、実効性のある確実に実施

できるような計画の内容と構成となっております。

以上、第5次長期振興計画の後期基本計画について御説明申し上げました。御審議賜り、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

---

### ◎議案第2号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 続いて、日程第4、議案第2号 青木村辺地対策総合整備計画の変更についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 議案第2号について御説明を申し上げます。

議案第2号 青木村辺地対策総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年4月25日法律第88号）第3条第8項の規定により、青木村辺地対策総合整備計画の変更について別紙のとおり提出する。

平成29年3月7日提出、青木村長、北村政夫。

次のページをお願いいたします。

総合整備計画書の記載となっております。今回の整備計画の変更内容につきましては、3の公共的施設の整備計画の施設名に記載されている簡易水道整備事業の特定財源の減額等による事業費の変更で、それに伴っての計画の変更となっております。

当初4億2,995万円に9,336万5,000円を追加して、5億2,331万5,000円、特定財源の交付金が4,713万7,000円の減となり、9,608万3,000円、一般財源が1億4,050万2,000円を追加し、4億2,723万2,000円となりました。

伴って、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を960万円追加して、2,530万円とするものでございます。

よりまして、事業費の合計では5億9,471万5,000円、特定財源9,608万3,000円、一般財源4億9,863万2,000円、辺地対策事業債の予定額が9,670万円となっております。

以下、次のページには、整備計画図について、おのおのの施設の場所が記載されていますので、御確認をいただければと思います。

以上、議案第2号について御説明申し上げました。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

---

### ◎議案第3号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 続いて、日程第5、議案第3号 青木村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 議案第3号について御説明申し上げます。

青木村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（案）

平成29年3月7日提出、青木村長、北村政夫。

次のページをお願いいたします。

青木村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例。

（趣旨）といたしまして、第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の17の規定により、長期継続契約を締結することができる契約について必要な事項を定めるものとする。

（長期継続契約を締結することができる契約）

第2条 政令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- （1）事務用機器及びソフトウェア、車両の賃貸に関する契約。
- （2）前号に係る保守に関する契約。
- （3）建物、附属設備及び機器の保守・維持管理に関する契約。
- （4）建物の警備及び清掃に関する契約。

附則。

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

最後のページに概要書がついておりますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思います。



地方自治法第234条の3には、長期継続契約について定められております。さらに、地方自治法施行令第167条の17に、その対象となる契約の範囲を条例で定めるものとなっております。

第1条につきましては、その趣旨となる翌年度以降にわたる契約で、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければならない事務の支障を及ぼすようなものは条例で定めることとされております。

第2条についてですが、長期継続契約を締結することができる契約の内容について定めております。商習慣上、複数年にわたり締結することが一般的であり、毎年役務の提供を受ける必要があるもの等に係る契約が対象となります。例えて言いますと、パソコンの保守的なもの、OA機器の借り入れ、公用車のリース契約、庁舎清掃、警備保障業務委託等の契約を想定しております。

以上、議案第3号について御説明申し上げました。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 続いて、日程第6、議案第4号 青木村消防団の設置等に関する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 議案第4号について御説明申し上げます。

議案第4号 青木村消防団の設置等に関する条例（案）

平成29年3月7日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をお願いいたします。

青木村消防団の設置等に関する条例。

（設置）

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項の規定により、消防団の設置、名称及び区域に関し定めるものとする。

第2条 村に消防団を設置する。

2 前項の消防団の名称及び区域は、別表のとおりとする。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

今回の条例につきましては、消防組織法の第18条第1項の規定に基づきまして、村の条例として定めていなければならないものでございます。消防団の設置、名称及び区域に関して、別表のとおり上程をさせていただくものとなっております。

以上、議案第4号について御説明申し上げました。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 続いて、日程第7、議案第5号 青木村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） それでは、議案第5号について御説明申し上げます。

青木村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例について平成29年3月7日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をごらんください。

青木村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例。

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、青木村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

第2条 農業委員の定数は、12人とする。

第3条 推進委員の定数は、4人とする。

附則。

1として、この条例は、公布の日から施行する。

2として、青木村農業委員会の選挙による委員の定数条例は廃止する。

こちらは、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴います農業委員の選出方法の変更及び農地利用最適化推進委員の新設によりまして定数を定めるものでございます。

これまで選挙による委員の定数を条例で定めておりましたが、公選制から公募、推薦を経

て、議会の同意を得て村長が任命する形となりましたこと、また、推進委員を新たに設ける必要が生じたことから、ここで新たに条例を定めるものでございます。

法の中で、地域の農業者の数や農地の面積等によりまして、それぞれ定数の基準が設けられてございます。いずれも基準の範囲内での定数としてございますが、本村の従来の考え方を基本といたしまして、農業委員を12名、推進委員は新たな設置となりますが、基準に従って4名とするものでございます。

以上、議案第5号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、お認めくださいますようお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 続いて、日程第8、議案第6号 あおき農産物直売所の設置及び管理に関する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） それでは、議案第6号について御説明申し上げます。

あおき農産物直売所の設置及び管理に関する条例について

平成29年3月7日提出、青木村長、北村政夫。

1枚おめくりをいただきまして、現在の農産物直売所は、あおきふるさと体験館農産物直売所の設置及び管理に関する条例の中で動いておりますが、このたび新たに建設中の農産物直売所につきまして、建物の位置が変更となること、また、体験館の機能がその施設からは離れるというようなことの要因から、新たに本条例を定めるものでございます。

第1条では、設置の趣旨を定めてございます。

第2条では、名称及び位置ということで、名称をあおき農産物直売所、位置は青木村大字村松26番地1とするものでございます。

第3条では、指定管理者による管理。

第4条では、指定管理者が行う業務について。

第5条では、直売所の使用期間等。

第6条で、利用の許可。

第7条では、入館の制限について。

裏面にまいりまして、第8条では、直売所の利用料金。

それから、第9条では、原状回復の義務。

第10条では、損害賠償の義務。

第11条としまして、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定めるとしてございます。

附則としまして、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

なお、あおきふるさと体験館農産物直売所の設置及び管理に関する条例につきましては、建物の解体を6月末までに行う予定でございますので、後の議会で廃止の条例を提出させていただきます予定でございます。

以上、議案第6号について御説明申し上げました。よろしく御審議いただき、お認めくださいますようお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 続いて、日程第9、議案第7号 課設置条例及び青木村議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 議案第7号について御説明申し上げます。

議案第7号 課設置条例及び青木村議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

平成29年3月7日提出、青木村長、北村政夫。

最後のページをごらんいただきたいと思います。

条例の概要となるものでございます。

今回の一部改正につきましては、関連がありますので、課設置条例と青木村議会委員会条例の一部改正の2つの案件についての内容となっております。

初めに、課設置条例につきましてですが、機構改革により、現在の建設産業課の所掌する事務のうち、住宅、商工観光に関することを新たな「商工観光移住課」に移管して、さらに空き家情報、移住、企業誘致等に関することを追加するものです。また、「建設産業課」の業務内容を明確にするために、名称を「建設農林課」に改めます。

議会の関係では、課の新設に伴い、議会常任委員会のうち、総務、建設、産業委員会の所管に、「その他商工観光移住課に関する事務」を追加して、「その他建設産業課に関する事務」を「その他建設農林課に関する事務」に改めるものでございます。

以下、新設となります商工観光移住課の事務内容につきましては、組織規則においても下記のとおり課の下に商工観光移住係を設けて明記するものでございます。

なお、改正後の条例施行期日は、平成29年4月1日となります。

以上、議案第7号について御説明申し上げました。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 続いて、日程第10、議案第8号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 議案第8号について御説明申し上げます。

議案第8号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）

平成29年3月7日提出、青木村長、北村政夫。

やはり最後のページに概要版をつけてありますので、ごらんをいただきたいと思います。

まず、理由につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が平成28年11月25日に可決、成立いたしました。この法律は、平成28年3月に成立済みの民間労働法制や国家公務員に係る関連法の改正を踏まえて、育児または介護を行う地方公務員の仕事と家庭生活の両立を一層容易にすることを目的としたものでございます。そこで、村でもこの法改正を受けまして、関係する条例の一部改正を行うものです。

条例改正の概要につきましては、1つといたしまして、育児休業等の対象となる子の範囲の見直しがされました。育児休業となる子の範囲に特別養子縁組の監護期間、監督保護の期

間となりますが、その子及び養子縁組里親に託されている子等を加えるものです。

なお、文章中のアンダーラインの意味についてはその下に記載をされていますので、省略をさせていただきます。

2といたしましては、介護休業の分割取得ができるようになりました。介護休業を3つの期間に分割して取得することができることとなります。この期間の設定につきましては、実績、経験を踏まえまして、要介護の始まりの時期、介護施設間の移動等の中間期、要介護者の介護終期に対応できるとの観点となっております。

3といたしまして、介護のための所定労働時間の短縮措置がされました。介護休暇とは別に、連続する3年間の期間内で、1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる制度を民間企業等の実績によりまして設けるものです。

なお、改正後の施行期日につきましては、平成29年4月1日となります。

以上、議案第8号について御説明申し上げます。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第9号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 次に、日程第11、議案第9号 青木村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。  
井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 議案第9号について御説明申し上げます。

議案第9号 青木村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）

平成29年3月7日提出、青木村長、北村政夫。

次のページをお願いいたします。

青木村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例。

青木村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年青木村条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

この条例の一部改正につきましては、3月4日付の新聞報道にもありましたとおり、青木村消防団の組織体制が青木村消防委員会等でも協議をされて、2分団に統合されることを受けて提案するものでございます。

変更の部分につきましては、退職報償金支給表の左端にあります階級の欄、各団の副分団長の下に部長を追加いたしまして、部長、班長とするものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行します。

最後のページをごらんいただきたいと思います。

消防団組織体制の変更を図にしたものでございます。

変更となっている部分につきましては、左端の縦の組織におきまして、新たな2分団体制図の副分団長の下に部長（各部1名）が追加されました。また、役員数は減となります。

分団長の下に副分団長の役割が変更、部長の役割につきましても右下に記載されていますので、御確認をいただければと思います。

以上、議案第9号について御説明申し上げました。御審議いただき、御決定いただきますようお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 続いて、日程第12、議案第10号 青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 議案第10号について御説明申し上げます。

議案第10号 青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

平成29年3月7日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をごらんいただきたいと思います。

青木村消防団員等公務災害補償条例（昭和41年12月26日条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

この条例につきましても、先ほどの議案第9号で御説明申し上げました理由によりまして、

条例の一部を改正するものです。

改正となるのは、別表中の階級の分団長、副分団長の下に部長を追加して、部長、班長、団員とするものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行します。

以上、議案第10号について御説明申し上げました。御審議いただき、御決定いただきますようお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第11号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 続いて、日程第13、議案第11号 青木村税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 青木村税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案第11号 青木村税条例の一部を改正する条例

平成29年3月7日提出、青木村長、北村政夫。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平成28年政令第360号）が平成28年11月28日にそれぞれ施行され、いずれも原則として当日施行されました。

また、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）が平成28年6月7日に公布され、原則として当日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることになりました。このことに伴い、青木村税条例の一部を改正させていただくものでございます。

つづつある一番裏のページに概要を御用意してございます。これに沿って進めさせていただきますと思います。

この左側下のほうに、二重線で囲った今回の改正条例とありますが、その右側に改正分の構成が載っております。

第1条は、税条例本体を改正する規定でございまして、引用する法律の改正により、名称



を仮認定特定非営利活動法人から、特例認定特定非営利活動法人に改める規定と、個人住民税における住宅ローン補助制度の適用期限を2年間延長する規定でございます。

第2条は、青木村税条例の一部を改正する条例（平成28年条例第8号）を改正する規定でございます。

平成28年の一部改正条例の第1条から消費税増税関係部分を削除し、削除された部分を第1条の2として追加した上で、この部分の施行日を平成31年10月1日、延期された消費税の増税の施行日に改めるものでございます。

この規定により、平成28年の一部改正は、概要の右側のAで示した構成からBの構成に変わりますので、御確認をお願いいたします。

また、今回の改正条例第2条の規定は、施行日のことを除けば、実務上の取り扱いにおいて改正前と何ら変わるところはございませんので、内容についての説明は省略させていただきます。

以上、青木村税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げました。よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第12号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 続いて、日程第14、議案第12号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 議案第12号について御説明申し上げます。

上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて

下記のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

平成29年3月7日提出、青木村長、北村政夫。

記といたしまして、1 放棄する権利の内容。

上田地域広域連合ふるさと基金に対する出資総額4,963万7,000円のうち、186万3,000円。

2 権利放棄に係る相手方。

上田市上丸子1612番地。上田地域広域連合、広域連合長、母袋創一。

### 3 権利放棄する理由。

上田地域広域連合ふるさと基金の一部を平成29年度に実施する長野県上小医療圏地域医療再生計画に係る継続事業（信州大学等との連携による医師確保事業、医師研究資金貸与事業、医師就労支援給付金事業、看護師修学資金支援事業、病院群輪番制病院等救急搬送収容事業及び病院群輪番制病院後方支援事業）に充当するものとなっております。

次のページをお願いいたします。

概要についてだけ御説明申し上げます。

広域連合のふるさと基金に係る権利の一部を放棄することにつきましては、理由にも記載されておりますが、上小医療圏地域医療再生計画に係る継続事業として、昨年の3月議会定例会におきましても、平成28年分として197万7,000円を議決いただきました。今回は平成29年度の継続事業に充当するために一部放棄をするものでございます。

権利放棄の総額は8,809万5,000円、そのうち青木村の負担額は186万3,000円となります。また、事業別の青木村の財政支援額は、3ページ以降に記載されております。

まず、3ページに、信州大学等との連携による医師確保事業に144万4,000円、医師研究資金貸与事業に40万5,000円、続いて、4ページになりますが、医師就労支援給付金事業に2万7,000円、看護師就学資金支援事業に16万2,000円、続いて、5ページになりますが、病院群輪番制病院等救急搬送収容事業に25万円、病院群輪番制病院後方支援事業に5万1,000円となっている内容でございます。

以上、議案第12号について御説明申し上げます。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林和雄君） ここで、10時半まで暫時休憩としたいと思います。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時30分

○議長（小林和雄君） 休憩前に引き続き、議会を再開いたします。

◎議案第13号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 日程第15、議案第13号 平成28年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については井古田総務企画課長より一括説明をし、歳出については各担当課長及び教育長より説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 議案第13号について御説明申し上げます。

平成28年度青木村一般会計補正予算（第4号）

平成28年度青木村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,542万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億8,307万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

平成29年3月7日提出、青木村長。

次に、5ページをごらんいただきたいと思います。

「第2表 地方債補正」について御説明申し上げます。

今回の地方債補正につきましては、平成28年度の国の補正予算により追加された事業並びに事業費の変更等により、地方債を補正するものとなっております。

説明は、起債の目的欄、それから変更となります補正前の限度額、補正後の限度額についてのみ申し上げます。

臨時財政対策債8,000万円から3,000万円を減額し、7,700万円に補正するものです。

地域活性化事業債400万円から70万円を減額し、330万円とするもので、事業費の確定に

より補正をするものでございます。

辺地対策事業債3,320万円から1,080万円を減額して、2,240万円とするもので、別荘事業等の事業費の確定により補正をするものです。

一般廃棄物処理事業債は2,290万円に40万円を追加し、2,330万円とするもので、し尿処理経費の補助対象事業費の減により補正をするものです。

一般補助施設整備等事業債は、新たに高機能拠点化施設整備費に5,050万円を補正をするものです。

次の6ページをお願いいたします。

「第3表 繰越明許費」について御説明申し上げます。

いずれも平成28年度への繰越事業の内容となっております。

款2総務費、項1総務管理費、事業名が社会保障・税番号制度システム整備事業35万2,000円は、国より通知カード、個人カード関連事務の委任に係る繰り越しとなります。

款5農林水産業費、項1農業費、事業名が高機能拠点施設整備事業1億2,984万9,000円は、包括的情報提供施設と市庭の整備に係る事業費を繰り越す内容となっております。

続いて、9ページをお願いいたします。

2 歳入につきましては、一括して御説明申し上げます。

款11分担金及び負担金、項1分担金、目1農林水産業費分担金4万2,000円を追加し、32万4,000円となり、節1農業費分担金は、村単の土地改良事業分担金が事業費の増に伴い、地元負担金の増となっております。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金396万4,000円を減額し、9,430万9,000円とするもので、節1の児童福祉費負担金の児童手当負担金が見込みより減となったものでございます。

款13項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金5,050万円を追加し、6,463万8,000円とするもので、節1の総務管理費補助金は、018社会保障・税番号制度システム整備費補助金が35万2,000円を減額して、次の028繰り越し事業として計上するものです。

029の地方創生拠点整備交付金5,050万円は、情報・休憩施設、アトリウムになりますが、それと市庭の一部建設費にかかわるものでございます。

目2民生費国庫補助金から905万5,000円を減額し、3,291万3,000円とするもので、節1の社会福祉費補助金は、025臨時福祉給付金支給事業補助金798万円と026臨時福祉給付金支給事業事務費補助金107万5,000円、いずれも精算に伴い減額するものです。

目4 土木費国庫補助金から32万4,000円を減額し、2,246万5,000円とするもので、節1 土木費国庫補助金の防災・安全交付金が橋梁法定点検業務の確定によりまして減額となるものでございます。

次のページをお願いいたします。

款14 県支出金、項1 県負担金、目1 民生費県負担金から37万3,000円を減額し、6,272万1,000円とするもので、節1 の児童福祉費負担金の児童手当負担金が見込みにより減となるものでございます。

款14 項2 県補助金、目1 総務費県補助金から31万8,000円を減額し、369万5,000円とするもので、節1 の総務管理費補助金の地域発元気づくり支援金を減額するものでございます。

目4 農林水産業費県補助金から366万3,000円を減額するものでございます。

節1 の農業費補助金は004地籍調査事業補助金が見込みにより38万8,000円の減額、007野生鳥獣被害総合対策事業補助金115万1,000円、019農山漁村振興交付金90万4,000円、028多面的機能支払事業交付金78万6,000円、それから、035の経営体育成支援事業補助金23万7,000円、いずれも事業費の確定等により減額するものでございます。

節2 林業費補助金の樹幹注入事業補助金19万7,000円は、事業費の減により減額となるものでございます。

款15 財産収入、項1 財産運用収入、目1 利子及び配当金に29万8,000円を追加し、492万5,000円とするもので、節1 の財政調整基金等の基金利子が見込みより増となるものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

款16 項1 寄附金、目1 一般寄附金に1,200万円を追加し、2,720万1,000円とするものです。節1 の青木村ふるさと応援寄附金が平成28年10月の段階で2,700万円を超過したことによりまして増額となります。

款17 繰入金、項1 目1 基金繰入金から40万円を減額し、1億5,755万円とするもので、節1 の公共施設整備基金を一般廃棄物処理事業債のほうへ財源振替したことによりまして減額となっております。

款18 項1 目1 繰越金に1,578万5,000円を追加し、2億9,657万円とするもので、節1 の前年度繰越金が見込みより増でございます。

款19 諸収入、項5 目1 雑入から150万円を減額し、3,352万4,000円とするもので、節3 の雑入は、別荘事業特別会計から事務費分としての収入がなくなったことによる減額の内容と

なっております。

次のページになります。

款20項1村債、目1臨時財政対策債300万円を減額し、7,700万円とするものです。節1で見込みより減でございます。

目2地域活性化事業債から70万円を減額し、330万円とするもので、節1の循環型社会形成事業債、土地改良事業債の確定によりまして減額とするものでございます。

目3の辺地対策事業債から1,080万円を減額し、2,240万円とするもので、節1道路整備債の村道整備事業として470万円の減、これは村道青木の森30号線の事業費の確定によるものでございます。

節2の除雪機購入事業が610万円の減は、購入費の減によるものでございます。

目5一般廃棄物処理事業債に40万円を追加し、2,330万円とするもので、節1でし尿前処理施設建設に係ります基金の減額に伴ってするものでございます。

目13一般補助施設整備等事業債に5,050万円を新たに計上するもので、節1の包括的情報提供施設につきましては、道の駅に予定をしております情報・休憩施設、アトリウムになりますが、それと市庭の建設の財源として補助金と同額を計上するものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

3の歳出になりますので、各担当より御説明を申し上げます。

初めに、総務企画課関係についてお願いをいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費に188万円を追加し、1億6,123万3,000円となります。

節13の委託料の電算処理委託料は183万6,000円、新たに導入をいたしました公会計システムによる委託料の増額によるものでございます。

節14の使用料及び賃借料の電算システム使用料4万4,000円につきましては、公会計システムに係る経常経費による増でございます。

目2文書広報費に94万円を追加し、1,934万9,000円とするものです。

節11の需用費の印刷製本費では、広報あおきに係る印刷代が見込みにより増となったものでございます。

目5財産管理費に39万9,000円を追加し、1億1,686万7,000円とするもので、節12の役務費10万円の村有物件の災害共済分担金は、ふるさと公園施設等の追加により増額となったものでございます。

節13の委託料につきましては、通知カード、個人カード関連事務の委託料が繰り越しとなったことで、節の補正額がなくなったものでございます。

節25積立金29万9,000円につきましては、財政調整基金ほかは基金の利子を積み立てるものでございます。

目6企画費に531万4,000円を追加し、6,291万2,000円とするもので、節8の報償費370万円のふるさと応援寄附者謝礼を総額で1,040万円とするものでございます。

節13の委託料の210万円はふるさと寄附金でございます。

次のページになります。

Webサイト運用業務委託料として150万円、それからWebサイト配送業務委託料として60万円、いずれも今後の見込み等により増額するものでございます。

節15工事請負費は48万6,000円の減とするもので、公園樹木花壇案内板設置工事について減額をするものでございます。

目7諸費に195万円を追加し2,451万2,000円とするもので、節19負担金補助及び交付金の補助金で、008若者定住促進事業補助金265万円は、13件分の申し込みがあるため増額とさせていただきます。

013の住宅用太陽光発電導入補助金70万円の減は、実績により減額とするものでございます。

目9地方創生プロジェクト事業費から168万8,000円を減額し、3,239万5,000円とするもので、節7の賃金から節12の役務費までは実績等により減額をいたしました。

節13の委託料1200万円は、自然エネルギー関連の費用を節15工事請負費から振替するものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。

款2総務費、項5選挙費、目3参議院選挙費に96万3,000円を追加し、745万円とするもので、節18の備品購入費で、パソコン、椅子等の購入代金を計上をさせていただきました。

次の23ページになります。

款8項1消防費、目3の消防施設費に24万9,000円を追加して、1,977万8,000円とするものです。

節15の工事請負費は、消火栓の工事で、当郷地区の消火栓の移設に伴う工事費の増となっております。

以上のとおり、議案第13号について、歳入全般と総務企画課関係の歳出について御説明申

上げました。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林和雄君） 続いて、小宮山税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 税務会計課関係の歳出について御説明申し上げます。

15ページをお願いいたします。

款2総務費、項3徴税费、目1税務総務費10万8,000円を追加し、2,565万4,000円とするもので、節23償還金利子及び割引料、住民税還付金他が見込みより増、9月に一度補正させていただきましたが、その後、個人住民税2名4件分の修正申告があったことにより補正させていただくものでございます。

目2賦課徴収費80万6,000円を減額し、2,541万2,000円とするもので、節13委託料ですが、012合筆修正・画地条件調査委託料、037固定資産台帳等基礎資料整備業務、いずれも入札差金によるものでございます。

以上、税務会計課関係について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小林和雄君） 続いて、花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、住民福祉課関係について御説明申し上げます。

15ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、節11需用費、燃料費につきましては、くつろぎの湯灯油代が単価の上昇により不足分を計上いたしました。

節20扶助費、生活管理指導短期宿泊事業の37万3,000円につきましては、該当者が1名追加となり増とするものです。

次のページをお願いします。

目7臨時福祉給付金支給事業費905万5,000円を減額し、3,025万8,000円とするものでございます。事務に関し、職員手当等見込みより減となります。

節19負担金補助及び交付金では、対象者の実績見込みより減額といたしました。

次のページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費では、診療所夜間休日診療補助金106万円の減額でございます。診療所より御辞退の申し出があり、減額といたしました。

項2清掃費では、長和町・青木村し尿前処理施設整備事業の地方債充当の変更により、財



源振替となっております。

項3 上水道費110万1,000円を減額し、3,494万3,000円とするものでございます。簡易水道繰出金見込みより減とするものでございます。

以上、住民福祉課関係の補正予算を御説明いたしました。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小林和雄君） 続いて、多田保育園長。

○保育園長（多田治由君） それでは、保育園の関係につきまして御説明を申し上げます。

16ページをお願いいたします。

一番下の欄からでございますが、款3 民生費、項3 児童福祉費、目4 保育所費について36万6,000円を減額し、1億1,461万8,000円とするものです。

節15の工事請負費ですが、実績に伴いまして14万円の減とするものです。

次のページをお願いします。

18の備品購入費ですが、指導用のオルガン2台の購入を予定しておりましたが、1台につきましては調整により使用が可能ということになりましたので、1台のみの購入とさせていただきます、10万7,000円を減額するものです。

節19負担金補助及び交付金ですが、通園バスの負担金、それから職員等研修会の負担金、給食輸送費について、それぞれ実績によりまして11万9,000円を減額するものであります。

以上、保育園関係の歳出について御説明を申し上げます。よろしく御審議賜り、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（小林和雄君） 続いて、片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） それでは、建設産業課関係の補正予算の概要を申し上げます。

18ページをごらんください。

款5 農林水産業費、項1 農業費、目1 農業委員会費でございますが、6万4,000円を追加し、492万8,000円とするもので、節9 旅費の研修旅費は2万円ですが、欠席された方の分が見込みより減でございます。

節11 需用費は、法令諸則等の購入によりまして見込みより増となっております。

目3 農業振興費でございますが、171万4,000円を減額し、6,453万2,000円とするもので、節7 賃金の臨時雇人料で、臨時職員の減によりまして60万円減額をお願いするものでございます。

節13 委託料の特産品加工委託料ですが、こちらはコンパラの冷凍保管料が2万円見込みよ

り増となったものでございます。

19ページへまいりまして、節14使用料ですが、入奈良本牧場の土地の借り上げ料、ソバをまいているところがございますけれども、単価の改定によりまして増となったものでございます。

節19負担金補助及び交付金ですが、補助金で、050経営体育成支援事業補助金が事業費の確定によりまして減となるものでございます。

003交付金ですが、多面的機能支払交付金で、1組織が予定していた資源向上の取り組みを取りやめたため減となったものでございます。

節23償還金利子及び割引料ですが、国庫補助精算返還金ということで13万5,000円、こちらは9月補正でも1経営体分お願いした経過がございますが、雪害によるパイプハウスの補助金に係るものでございまして、補助を受けた経営体が課税事業者でございまして、仕入れに係る消費税相当額が確定し、消費税の還付を受けることになりました。消費税分も含めて補助金の交付を受けていたことから、当該経営体より消費税部分に係る補助金を返納していただき、そのまま返還金として国・県へ支出するものでございます。

続きまして、目4畜産業費ですが、7万5,000円を減額し、227万2,000円とするもので、節19負担金補助及び交付金で、酪農ヘルパー組合負担金、家畜衛生公害対策補助金がそれぞれ見込みより減でございます。

目5農地費ですが、62万2,000円を減額し、522万9,000円とするもので、入奈良本で実施しました水路改修工事で、工事延長が減となったことに伴う委託料及び工事費の減額でございます。

続きまして、目8国土調査費ですが、39万2,000円を追加し、1,594万8,000円とするもので、節7賃金の臨時雇人料、20ページへまいりまして、節11需用費の消耗品費につきましては、それぞれ見込みより減となったものでございます。

節13委託料につきましては、準則の改定に伴い、一部修正測量が必要となりましたことから、ここで補正をお願いするものでございます。

目9高機能拠点施設費でございますが、1億184万9,000円を追加し、1億9,710万4,000円とするもので、主な増額の内容は、30年度に建設を予定しておりました情報提供施設及び市庭部分の工事につきまして、国の補正予算であります地方創生拠点整備交付金の採択をいただきましたことから、ここで補正をお願いし、平成29年度へ繰り越しをして、計画を前倒しして実施するものでございます。財源は交付金約2分の1、補助残は起債で対応する予算

組みとなっておりまして、

節13委託料、節15工事請負費の国庫補助工事請負費につきましては、ただいま申し上げた情報提供施設及び市庭部分に係る工事監理業務及び工事費でございます。

003の村単工事請負費の3,000万円の減でございますが、こちらは直売所の重機等の導入工事を補助対象に振り替えることができましたことから、ここで減額をお願いするものでございます。

節18備品購入費ですが、直売所の事務所関係の備品で不足しているもの、更新が必要なものについて、200万円をここでお願いするものでございます。

続きまして、項2林業費、目2林業振興費ですが、117万2,000円を減額し、8,309万8,000円とするもので、節13委託料、国庫補助事業委託料、001の松林健全化事業、薬剤防除ですが、地上薬剤散布にかかる費用が入札により減となったものでございます。

005樹幹注入事業につきましては、補助金が予定していた半分程度しかつきませんでしたので、注入エリアを絞り込んで実施したことによる減でございます。

21ページへまいりまして、款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費ですが、80万円を追加し、3,434万1,000円とするもので、節19負担金補助及び交付金の補助金で、商工貯蓄共済融資保証料補助金が見込みより増となったものでございます。

目3観光費ですが、146万7,000円を減額し、3,046万9,000円とするもので、節7賃金の臨時雇人料ですが、臨時職員の雇用形態がフルタイムから月10日程度に変更になったことによる減でございます。

節8報償費の記念品ですが、見込みより減でございます。

節14使用料及び賃借料80万1,000円の減ですが、移住・定住事業、ツアー等の関係で会場の使用料やバスの借り上げ料等を見込んでおりましたが、いずれも村費の支出の必要がございませんでしたので、減額をお願いしてございます。

節15工事請負費ですが、二地域居住者向けコンパクト住宅の建設に係る費用が、1階部分の土間となっていた部分を一部床張りに変更した等によります増嵩分を補正をお願いするものでございます。

節16原材料費ですが、こちらはそばイベント等の原料代を見込んでおりましたが、売り上げ等の中で原料代を賄うことができましたので、減額をするものでございます。

22ページへまいりまして、款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費ですが、103万5,000円を減額し、2億1,971万3,000円とするもので、節13委託料、道路台帳修正委託料で

すが、修正延長が見込みより減となったものでございます。

節19負担金補助及び交付金の治水砂防協会負担金ですが、砂防事業の実施割合によりまして負担金が上下いたしますが、県の砂防工事が本年度着工に至りませんでしたので、減額となったものでございます。

節28繰出金は、下水道特別会計への繰出金が見込みより減でございます。

目3公園管理費は723万6,000円を追加し、1,213万8,000円とするもので、節15工事請負費では、公園南側の水田をお借りすることができましたので、当面駐車場として利用させていただくための工事費と、公園の遊具の下のぬかるみを解消するための工事費として723万6,000円をお願いするものでございます。

続きまして、項2道路橋梁費、目1道路維持費ですが、52万2,000円を減額し、5,748万4,000円とするもので、節11需用費の修繕料75万6,000円は、地区要望箇所の中の緊急性の高い箇所4カ所について前倒しで実施する費用をお願いするものでございます。

節14使用料及び賃借料並びに節16原材料費につきましては、いずれも材料支給事業に係るものでございまして、それぞれ見込みより減となったものでございます。

節18備品購入費では、辺地地区への導入の除雪機3台、こちらが予定より安価で購入できましたことから、減額をお願いするものでございます。

節19負担金補助及び交付金の除雪機購入補助金9万6,000円が見込みより増でございます。

23ページへまいりまして、節22補償補填及び賠償金ですが、支障電柱等の移転補償費を見込んでおりましたが、見込みより減となったものございます。

続きまして、目2道路新設改良費ですが、354万6,000円を減額し、2,276万7,000円とするもので、節15の工事請負費、辺地対策事業分ということで、青木の森30号線の道路改良工事が見込みより減となったものでございます。

目3橋梁維持費ですが、289万7,000円を減額し、3,488万1,000円とするもので、節13委託料は、橋梁の法定点検業務委託料が見込みより減となったものでございます。

以上、建設産業課関係の補正予算の概要を申し上げます。よろしく御審議賜り、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（小林和雄君） 続いて、沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） それでは、教育委員会関係についてお願いします。

17ページをお開きください。

款3民生費、項3児童福祉費、目5児童福祉施設費でございますが、10万3,000円を増額

し、合計1,059万4,000円といたしました。

節18の備品購入費の増であります。遊具や備品をしまっておく倉庫を設置するためでございます。

続いて、24ページをお願いいたします。

款9教育費、項1教育総務費、目3教育指導費でございますが、6万8,000円を増額し、合計1,817万7,000円といたしました。

節20の扶助費の増は、準要保護児童生徒の就学援助費が見込みより増になったためでございます。

続きまして、項2小学校費は39万3,000円を増額し、合計4,848万円といたしました。これは、図書室と調理室の照明をLEDに修繕するための工事費でございます。

項3中学校費、目1学校管理費でございますが、229万7,000円を増額し、合計5,820万8,000円といたしました。内訳ですが、節15工事費の増で、これは体育館の照明をLEDに改修するための工事費でございます。入学式はこれによってLED照明のもとで行われるように考えております。

続いて、25ページをお願いいたします。

目3文化会館費でございますが、113万4,000円を増額して1,344万9,000円といたしました。

節15工事費の増は、文化会館の3階に避難はしごを3カ所設置する工事と、非常放送のための電源を取りつけるための工事費でございます。

教育費は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 続いて、日程第16、議案第14号 平成28年度青木村簡易水道特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、よろしく申し上げます。

議案第14号 平成28年度青木村簡易水道特別会計補正予算（第2号）

平成28年度青木村簡易水道特別会計補正予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,716万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月7日提出、青木村長、北村政夫。

5ページをお願いします。

## 2 歳入

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金110万1,000円を減額し、3,450万7,000円とするものでございます。一般会計繰入金につきまして見込みより減とするものでございます。

次のページをお願いします。

## 3 歳出

款1運営管理費、項1総務費、目1一般管理費、補正額18万9,000円を減額し、1,152万7,000円とするものでございます。

節13委託料、002電算システム委託料の減額でございますが、当初消費税システムの改修を見込んでおりましたが、行いませんので、この減額といたします。

款1運営管理費、項2施設管理費、目1維持管理費91万2,000円を減額し、4,109万5,000円とするものでございます。

節11需用費、光熱水費につきましては見込みより減とするものでございます。

修繕料198万9,000円につきましては、本管漏水箇所の修繕が見込まれましたので増とするものでございます。

節13委託料、012経営戦略作成業務委託料110万1,000円の減額につきましては、入札差金に伴うものでございます。

以上、御審議いただき、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小林和雄君） 続いて、日程第17、議案第15号 平成28年度青木村別荘事業特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 議案第15号について御説明申し上げます。

平成28年度青木村別荘事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度青木村別荘事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,835万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月7日提出、青木村長、北村政夫。

次に、5ページをお願いいたします。

2 歳入について御説明申し上げます。

款2項1目1繰越金3万9,000円を追加して317万3,000円とするもので、節1の前年度繰越金が見込みにより増でございます。

次のページになります。

3 歳出についてになります。

款1事業費、項1目1別荘事業費に3万9,000円を追加し、1,785万3,000円とするものでございます。

節13の委託料が153万9,000円、除雪委託料が110万7,000円と、村単工事測量設計委託料43万2,000円、いずれも見込みより増となるものでございます。

節28の繰出金150万円の減は、事務費分として一般会計に繰り出しをしていましたが、別荘会計の財政状況等によりまして減額とさせていただくものでございます。

以上、議案第15号について御説明申し上げます。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議案第16号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 続いて、日程第18、議案第16号 平成28年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、議案第16号について御説明申し上げます。

平成28年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成28年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,650万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月7日提出、青木村長、北村政夫。

5ページをお願いします。

2 歳入

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金81万円を減額し、1億9,849万円とするものでございます。一般会計繰入金見込みより減とするものです。

款5繰越金、項1繰越金122万3,000円を追加し、812万6,000円とするものでございます。前年度繰越金見込みより増とするものでございます。

次のページをお願いします。

3 歳出

款1下水道費、項1公共下水道建設費、目1公共下水道建設費90万円を追加し、369万3,000円とするものでございます。

節19負担金補助及び交付金、下水道区域内補助金90万円ですが、4件分を追加するものです。

項2公共下水道管理費、目1公共下水道管理費48万7,000円を減額し、6,148万6,000円とするものでございます。

節11需用費、修繕料につきましては、用水ポンプループレントローラーの修繕200万円が



主なものでございます。

節13委託料、025下水道経営戦略策定業務委託料につきましては、入札差金に伴う減額で  
ございます。

節27公課費につきましては、消費税納付金が見込みより減とするものでございます。

項1公債費につきましては、受益者分担金の減に伴う財源振替によるものでございます。

以上、御審議をいただき、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

---

#### ◎議案第17号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 次に、日程第19、議案第17号 平成29年度青木村一般会計予算につ  
いてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については井古田総務企画課長より一括説明を求め、歳出については各担当課長及び  
教育長より説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） それでは、議案第17号の関係をよろ  
しくお願いいたします。

平成29年度青木村一般会計予算について申し上げます。

平成29年度青木村一般会計予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ28億2,750万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」に  
よる。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条の第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の  
目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2  
億円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の款項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月7日提出、青木村長、北村政夫。

予算総額28億2,750万円につきましては、前年度の予算額に比べまして2億5,310万円の増、率で9.8%の伸びとなっております。

それでは、2ページから7ページまでの第1表の歳入歳出予算につきましては省略をさせていただきます、8ページのほうをお願いいたします。

「第2表 地方債」になります。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で御説明申し上げます。

臨時財政対策債8,000万円は前年と同額でございます。証券発行または証書借入れにより3%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率となります。償還は融資先の条件によります。

以下の項目については、起債の方法、利率、償還の方法についてはほぼ同様の内容となっておりますので、省略をさせていただきます。

地域活性化事業債200万円は、循環型社会形成事業債で、農業用水路工事に対する起債となっております。

一般廃棄物処理事業債6,690万円は、長和町で建設予定のし尿前処理施設経費に係る負担金に対する起債となっております。

一般補助施設整備事業債3,000万円は、道の駅の農産物加工施設事業費に対する起債です。次に、9ページをお願いいたします。

9ページから11ページにかけては、歳入歳出予算の事項別明細書の総括表となっておりますので、本年度予算額の構成割合についてのみ申し上げます。

まず、歳入になります。

村税13%、地方譲与税1.0%、利子割交付金から5の株式譲渡所得割交付金までは割合は出てきません。6の地方消費税交付金2.5%、7の自動車取得税交付金0.2%、8地方特例交付金0.1%、9地方交付税41.7%、10交通安全対策特別交付金については負担割合は出てまいりません。11分担金及び負担金0.7%、12使用料及び手数料2.9%、13国庫支出金4.9%、14県支出金7.4%、15財産収入0.2%、16寄附金0.5%、17繰入金12.5%、18繰越金4.6%、

19諸収入1.7%、20村債6.3%。

続いて、11ページの歳出になります。

1 議会費1.4%、2 総務費17.2%、3 民生費24.9%、4 衛生費8.2%、5 農林水産業費15.7%、6 商工費2.5%、7 土木費10.7%、8 消防費4.0%、9 教育費7.7%、10の災害復旧費につきましては割合は出ません。11公債費7.6%、12予備費0.1%、以上となります。

続いて、12ページをお願いいたします。

歳入になりますので、一括して御説明申し上げます。

なお、歳入及び歳出の本年度予算額については簡略化をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

2の歳入について、一括して御説明を申し上げます。

款1村税、項1村民税、目1個人分は636万3,000円の増で、節1現年課税分につきましては、前年度と比較して均等割774万7,000円は、人数で3名の減、金額で1万円の減となりました。所得割1億4,057万4,000円は、人数で5名の減、金額で637万3,000円の増となっております。

目2法人分は10万7,000円の増、節1の現年度課税分につきましては、前年と比較して、均等割667万円については5万円の減、法人数の合計では1件の減、法人税割444万6,000円は15万7,000円の増を見込んでおります。

次のページをお願いします。

款1項1目1固定資産税は476万5,000円の増で、節1の現年度課税につきましては、土地が11万4,000円の増、家屋が174万3,000円の増、償却資産が290万8,000円の増を見込んでおります。

目1固有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、前年同額でございます。

14ページをお願いいたします。

款1項1目1軽自動車税は、税制改正により158万6,000円の増、節1の現年課税分1,677万7,000円につきましては、台数合計が2,820台、金額では増額を見込んでおります。

次のページになります。

款1項1目1村たばこ税は4万3,000円の減、節1現年課税分2,155万円につきましては、全体本数の減に伴い減額となっております。

款1項1目1入湯税は18万6,000円の増、節1の現年課税分167万9,000円については、宿泊者が1,405人の増、金額で21万1,000円の増、日帰り者が503人の減、金額で2万5,000円

の減、いずれも前年度との比較でございます。

16ページになります。

款2 地方税、項1 目1 地方揮発油譲与税6万1,000円の減は、年々減少傾向にあるため、実績見込みにより減額とさせていただきました。

款2 項2 目1 自動車重量譲与税は120万8,000円の減、款3 項1 目1 利子割交付金25万7,000円の減、款4 項1 目1 配当割交付金31万円の減。いずれも国に準じて実績で見込み減とさせていただいております。

次のページをお願いいたします。

款5 項1 目1 株式等譲渡所得割交付税53万円の減は、見込みにより減額。

款6 項1 目1 地方消費税交付金390万円の減は、国に準じて減額といたしました。

款7 項1 目1 自動車取得税交付金90万8,000円の増は、見込みによるものでございます。

款8 項1 目1 地方特例交付金8万6,000円の増は、国の実績見込みにより増額としました。

続いて、18ページをお願いします。

款9 項1 目1 地方交付税736万4,000円の減、節1 の地方交付税の普通交付税につきましては、前年度予算の0.6%の減額としました。また、特別交付税につきましては前年並みで見込んでございます。

款10 項1 目1 節1 交通安全対策特別交付金は、前年並みで見込んでおります。

款11 分担金及び負担金、項1 分担金、目1 農林水産業費分担金4万2,000円の増は、循環型社会形成事業の当郷区水路工事に係る分担金でございます。

款11 項2 目1 総務費分担金150万円の増は、節1 の高速情報通信サービス負担金につきましては、通信サービス加入負担金と放送サービス加入負担金、いずれも前年同額でございます。

節2 の地方創生推進交付金事業負担金、新規で長和町から共同推進事業としてソバの共演の費用に係る負担金となっております。

目2 民生費負担金47万5,000円の減は、節1 社会福祉費負担金の老人保護措置費入所者負担金が5名分で同額でございます。

節2 の児童福祉費負担金につきましては、保育料94名分、早朝保育料65名、延長保育65名、一時的保育料が延べで170人分を見込んでおります。

目3 衛生費負担金1万2,000円の減は、未熟児療育医療受給者負担金でございます。

款12 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 総務使用料12万3,000円の減、節1 の総務使用

料のバスターミナルの喫茶店使用料は前年同額、村営駐車場使用料並びに村営バス運行収入は実績により見込んでおります。

節2の現年度分の高速情報通信サービス使用料の通信サービス利用料は1,548件分、放送サービス利用料は1,622件分をそれぞれ見込みました。

次に、20ページをお願いいたします。

節4の光ケーブル使用料は、固定使用料と加入者による使用料の合計となっております。

款12項1目2の商工使用料31万5,000円の減、節1の観光施設使用料でキャンプ場と加工施設使用料は前年同額、昆虫資料館使用料は減額で見込みました。

目3土木使用料60万円の増は、節1の住宅使用料の教員住宅使用料が9件、村営住宅使用料が98件分でございます。

目4教育使用料13万2,000円の減、節1の保健体育使用料から節3の美術館使用料まで、実績により計上をいたしました。

次のページになります。

款12項2手数料、目1の総務手数料6万8,000円の減は、節1と節2は前年同額ですが、節3の戸籍住民基本台帳手数料が減額となっております。

目2の衛生手数料は同額、節1の保健衛生手数料のうち、犬の新規登録手数料が20頭分、注射済票の交付手数料は300頭分で見込んでございます。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金63万4,000円の増、節1の社会福祉費負担金は、いずれも2分の1の国庫補助となっております。

節2の児童福祉費負担金は、3分の2の国負担となっております。

次に、22ページになります。

節3保険基盤安定負担金は2分の1の負担割合。

目2の衛生費国庫負担金は同額で、節1の保健衛生費負担金は、未熟児養育医療事業負担金が2分の1の負担となっております。

款13項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金356万4,000円の増、節1の総務管理費補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金が、事務の委託に係る交付金、また新たに地方創生推進交付金として、元気な企業づくり推進事業とタチアカネプロジェクト事業が2分の1の補助内容となっております。

節2村営バス運行管理費補助金は、内示に基づいて70万円の減額となります。

目2の民生費国庫補助金は1,073万3,000円の減、節1の社会福祉費補助金の臨時福祉給

付金事業補助金は、支給対象者が900名分を見込み、事務費とともに全額国の補助となっております。

節2の児童福祉費補助金は同額で、児童クラブ運営費の3分の1補助。

それから、目3の衛生費国庫補助金20万6,000円の減で、節1の保健衛生費補助金の合併浄化槽設置補助金が1基分を見込んでおります。

目4の土木費国庫補助金1,724万5,000円の減は、節1の土木費補助金の防災安全交付金で、橋梁修繕事業の補修の詳細設計で2橋分、修繕工事1橋分に対する交付金となっております。

次のページになります。

款13項2目5教育費国庫補助金は同額です。節1の教育費補助金で、私立幼稚園就園奨励費補助金は6名分を計上いたしました。

款13項3委託金、目1総務費委託金648万7,000円の減は、選挙費委託金で、参議院選挙費委託金の減に伴う減額となっております。

款14県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金17万円の増、節1の社会福祉費負担金、いずれも4分の1の県負担の内容です。

節2の授産所費負担金、施設事務費負担金は5名分となっております。

次の24ページになります。

上の節3児童福祉費負担金の児童手当負担金は、3分の1の県負担。

それから、節4の保険基盤安定負担金につきましては、保険基盤安定負担金国保分が90万円の増、保険料軽減分として3分の2、保険料支援分で4分の1が県の負担、また、保険基盤安定負担後期高齢分は4分の3が県の負担となっております。

目2の衛生費県負担金が2万7,000円の減、節1の保健衛生費負担金についての県負担は、保険事業負担金が3分の2、未熟児療育医療事業負担金が4分の1、それぞれの負担となっております。

款14項2県補助金、目1民生費県補助金が1万6,000円の増、節1の社会福祉費補助金のうち001の障害者福祉医療給付事業補助金は前年同額で、補助率が2分の1、007の民生児童委員交付金は民生委員に対する活動運営補助金の内容です。

011福祉医療費事務取扱手数料補助金は2分の1補助となっております。

節2の児童福祉費補助金につきましては、001乳幼児児童医療費給付補助金が2分の1補助、005の児童クラブ運営補助金が3分の1補助の内容となっております。

次のページをお願いいたします。

目2衛生費県補助金は4万円の減で、節1保健衛生費補助金の合併浄化槽設置補助金、7人槽を1基分、補助率は3分の1です。

目4農林水産業費補助金は7,175万7,000円の増、節1の農業費補助金のうち、まず003中山間地域等直接支払事業交付金が事業費の4分の3補助、019の農村漁業振興交付金が新たに計上され、道の駅あおき高機能拠点化施設事業費の2分の1の補助となります。

028多面的機能支払事業交付金が4分の3の補助、030新規就農経営継承総合支援事業補助金として3名分を見込んでおります。

節2の林業費補助金、002の松林健全化推進事業、伐倒駆除になりますが、2分の1の補助、005の保全松林健全化整備事業補助金が70%の補助の内容となります。

次の26ページになります。

款14項3委託料、目1総務費委託料18万5,000円の減で、節1の総務管理費委託料は前年と同額、節2の徴収税委託金は納税義務者対象が2,282名分によるものです。

節4の統計調査費委託料は、学校基本調査、工業統計調査、就業構造基本調査、住宅土地統計調査、商業統計調査、以上の5つの調査にかかわるものでございます。

款15財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入6万4,000円の増、節1の土地建物貸付収入は村有地、駐在所、道路占用料等の収入の内容となります。

目2の利子及び配当金28万4,000円の減、節1の利子及び配当金で財政調整基金の利子分の内容となります。

次のページになります。

款16項1寄附金、目1一般寄附金500万円の増は、節1の一般寄附金で、青木村ふるさと応援寄附金に伴うものでございます。

款17繰入金、項1目1基金繰入金2億1,790万9,000円の増、節1の、まず001財政調整基金になりますが、広域消防負担金、それから授産所の解体工事費、それから固定資産台帳基礎資料の業務等に充当をしております。

それから、003の土地開発基金については土地購入費に充当をしております。

続いて、006の公共施設整備基金、充当先が高機能拠点化施設、それから道路維持費、し尿前処理施設経費等の充当といたしました。

016の授産所基金は、基金の全額取り崩しになるものです。

017の情報通信関連事業基金は、情報通信センターの設備更新工事費に充当をするもので

ございます。

次の28ページをお願いします。

款18項1目1繰越金、節1の前年度繰越金です。

款19諸収入、項1延滞金加算金及び過料から、次のページ、項3の貸付金元利収入までは前年と同額です。

同じく款19の項4受託事業収入、目1の民生費受託事業収入292万5,000円の減、節1の授産所受託事業収入がいずれも減額となるものでございます。

款19の項5目1の雑入708万3,000円の減、節2の消防団員退職報償金は20名分で2,008万円の減額となっております。

続いて、30ページになります。

款20項1村債、目1臨時財政対策債は前年と同額、目2の地域活性化事業債3,350万円の減は、平成28年度で地域資源活用事業債として道の駅の直売施設の整備費が皆減に伴い、減額となるものでございます。

目3の一般廃棄物処理事業債4,470万円の減は、長和町とのし尿前処理施設の経費に係るものでございます。

目4の一般補助施設整備事業債3,000万円は、新規で道の駅の農産物加工施設、それから地域食材供給施設に係るものでございます。

また、辺地対策事業債と緊急防災減災事業債については、事業完了で皆減となっております。

次に、31ページになります。

ここからは歳出になりますので、各担当より御説明申し上げます。説明につきましては、昨年と比較して主に変更になった項目等について。

それでは、初めに総務企画課関係になります。

款1項1目1議会費267万9,000円の増となります。内容は、議員数10名分に係る予算の組み立てとなっております。

節1の報酬から節4の共済費までは、議員10名分の報酬、手当。

なお、共済負担金は、率の変更で22万4,000円の減額となっております。

節9の旅費の特別旅費については1万2,000円の増、節11の需用費が消耗品等で16万5,000円の増、以下、節12から、次のページになりますが、節19の負担金補助及び交付金につきましては前年と同額ですので、省略をさせていただきます。



32ページのほうをお願いいたします。

款2項1 総務管理費、目1 一般管理費1,226万3,000円の増となります。内容につきましては、特別職、それから総務企画課の職員に係る人件費、それから、29年度は県から自治法派遣による方の分、さらに事務全般に対する経費等を計上の内容となっております。

節2の給料、それから、次のページにかかりますが、節3の職員手当までは、特別職1名、それから一般職10名分、それから再任用職員の人件費等の内容となります。

次のページの節4の共済費、主に特別職2名と一般職に係る費用で、率の変更で300万円の減となっております。

続いて、34ページになります。

節7賃金につきましては臨時職員2名分、節10の公債費は前年と同額です。

節11の需用費の燃料費は単価の改定により増、食料費197万6,000円につきましては、総務課で一括計上をさせていただきます。

次のページになります。

節13の委託料30万円の増、主な要因は、弁護士相談業務委託料の増額と、新たにメンタルヘルス業務委託料を追加した内容となっております。

節19の負担金補助及び交付金につきましては626万8,000円の増となります。主な要因は、次の36ページになりますが、023職員派遣負担金で、県からの自治法派遣に伴います負担金の増によるものです。

目2 文書広報費58万3,000円の増となります。内容は、毎月発行しております「広報あおき」、それから例規集等に係る経費の内容となります。

まず、節11の需用費、印刷製本費には、年間の広報あおきの印刷代が増額となっております。

次に、37ページの節13委託料の004例規集データ更新等委託料には、情報公開条例、それから個人情報保護条例等の支援業務が掲載をされております。

006の例規システム委託料は、例規集に係るシステム使用料と更新等の費用を計上してあります。

目3の財政管理費、これは予算書、それから決算附属資料の印刷代が内容となります。

次に、ページは38ページになります。お願いします。

目5 財産管理費1,441万円の減、内容は、庁舎を含めまして、公共施設、公共用地、それから公用車、積立金等の管理に係る経費が計上されております。

また、減となる要因では、平成28年度で公共施設等総合管理計画策定業務、これが完了となりましたので、あわせて工事請負費との要因で減額となっている内容です。

それでは、節11需用費につきましては、光熱水費、これは庁舎に係る費用で、修繕料が公用車の修理代、車検等に係るもの、金額についてはほぼ同額となっております。

節12の役務費の保険料につきましては、公共施設全体の災害共済費用、それから公用車にかかわるものでございます。

節13の委託料、全体で1,020万9,000円の減で、次のページになりますが、019雨量等監視システム定期点検、これが5年に一度の点検が終了したことで、33万3,000円を29年度は計上をしました。

また、公共施設等総合管理計画策定業務が終了となり、皆減となっております。

続いて、節14使用料及び賃借料の賃借料の中で、公共施設用地が一部売買に伴ったことで、全体として減額となります。引き続き、公用車2台分のリース料につきましてはこの中で計上をしております。

節15の工事請負費、地区の要望等により公共用地の整備工事を新たにすることで、29年度は当郷の第2集会所の舗装工事、それと中挟防災センターの駐車場の舗装工事を見込んでおります。それと、あわせまして、小川原先生の旧宅の取り壊し工事もここで計上をしております。

節17公有財産購入費につきましては、昨年と同額。

節18の備品購入費は、パソコン、机、椅子等の庁舎備品が内容となります。

次に、40ページになります。

上のほう、節19負担金補助及び交付金は、共有財産組合負担金は前年と同額、新たに番号制度で中間サーバー利用の負担金130万2,000円が計上となっております。

節25積立金は、財政調整基金の利子を積み立てるものでございます。

続いて、款2項1目6の企画費1,813万円の減となります。この項目の内容につきましては、地域おこし協力隊の減員、それから長期振興計画の策定の経費、それから合併60周年の記念式典等が完了したことにより減額となります。

29年度の主な内容になりますが、継続事業といたしまして、ふるさと応援寄附金、それから地域おこし協力隊、ふるさと公園の経費等を見込み、新規で空き家適正管理に関する計画策定業務委託料が計上をしております。

それでは、節8になります。報償費については453万3,000円の減で、004ふるさと応援寄

附者謝礼610万円は、紙による申し込みによる寄附者が50万円分、それとウェブサイト、インターネット等の申し込み者の謝礼を560万円をそれぞれ見込んでおります。

それから、005の報償費7,001万9,000円は、観光サポーターズクラブの地域消費券として75万7,000円、人数にして780名分、それから地域おこし協力隊が2名、それと新規採用分として1名分、合わせて619万1,000円を計上いたしました。

節11の需用費につきましては、004の印刷製本費、サポーターズクラブの消費券、地域おこし協力隊の募集等に係る費用を計上してあります。

006の修繕料は、地域おこし協力隊の住宅に係る修繕費を見込んでおります。

次のページになります。

節12の役務費、その中で、002の広告費、これは地域おこし協力隊の一人分募集に係る経費を見込んでおります。

節13の委託料、その中の001の委託料で、空き家適正管理に関する計画等の策定業務費用、それから、002のふるさと寄附金につきましては、ふるさと寄附金でウェブサイトの運用業務と配送業務に係る委託料をそれぞれ見込んでいます。

節14の使用料及び賃借料は、賃借料で、地域おこし協力隊の年間の住宅の借上料、それから自動車のリース代を見込んでおります。

節16の原材料費、ふるさと公園の花壇等に係る植栽の苗代を見込んでおります。

節18の備品購入費は、地域おこし協力隊に係る経費。

それから、節19の負担金補助及び交付金の中の001の負担金は、上田広域連合の負担金。

それから、42ページになりますが、002で補助金、青木村村民活動事業補助金として5件分、それから、地域おこし協力隊の起業補助金100万円を新規で計上をさせていただきました。

続いて、款2項1目7の諸費304万1,000円の減となっております。この項目の内容は、交通安全対策、それから防犯関係等の経費を計上をしています。

それでは、節1の報酬、青少年補導委員6名分になります。

節7の賃金は、補導員さんの村道白線引き等に係る賃金でございます。

それから、節11の需用費の修繕料、それから、次のページにわたりますが、節15の工事請負費、いずれも各地区から要望が出ておりますカーブミラー、それから防犯灯、交通安全標識等の設置、それから修繕に係る経費を見込んでおります。

節19の負担金補助及び交付金、その中の補助金、003防犯灯設置補助金が新設とLED化の分の補助金を見込んでいます。

008の若者定住促進事業補助金は、上限100万円で7件分を見込みました。

010夏祭り補助金は、前年同額の250万円でございます。

続いて、44ページ、お願いいたします。

上の段、015に国際交流事業補助金、29年度はマリスタ校へのホームステイで、生徒と先生、オーストラリアへ行く年となりますので、これに対する補助金を計上いたしました。

それから、款2項1目で、情報通信サービス事業料1,410万円の増となっております。この項目の内容につきましては、情報通信センターの設備機器の管理、それから保守、この経費が中心となって計上としておりますが、29年はさらに更新工事があります。それから、積立金等も計上をさせていただきました。

それでは、節1の報酬、これは嘱託職員1名分、節3から節4の共催費までは嘱託職員1名と臨時の1名、それぞれの人件費でございます。

節7の賃金は、臨時職員の1名。

次のページになります。

節13の委託料、その中で、002伝送路保守委託料は共架設備の変更、移設に伴う委託業務、それから、003のサーバー保守委託料は情報電話システム管理保守、それからセンターの設備保守、それぞれの分を計上をいたしました。

続いて、節14使用料及び賃借料、使用料の電柱共架料、これはN T T 中電への使用料となります。

節15の工事請負費は大幅な増となっております。センター設備更新工事といたしましてS I Pサーバーの交換工事費、金額で1,565万円を見込んでいます。

次の46ページになりますが、お願いします。

節25積立金になります。基金積立金で500万円を計上をいたしました。

続いて、款2項1目9地方創生プロジェクト事業費963万2,000円の増になります。29年度の事業は次の4つの事業を見込んでおります。

まず最初が、移住・定住推進事業、続いて婚活推進事業、3番目が元気な企業づくり推進事業、それから、最後がタッチアカネプロジェクト事業、以上4事業について計上をしております。

それでは、節1から節4の共済費までは嘱託職員1名によるもの、節8の報償費から節12役務費までは各事業に係るイベントの経費を計上いたしました。

次のページになります。

節13の委託料につきましては次の事業を計上してあります。まず、元気な企業づくり推進事業は873万円、続いてタチアカネプロジェクト事業が980万円、その他イベント等で16万2,000円の委託料の内容となっております。

節18備品購入費は、田舎暮らしお試し住宅に使用する備品を計上しました。

節19の負担金補助及び交付金は、販路拡大でイベント等への参加補助金を見込んでおります。

款2項2村営バス運行管理費、目1の一般管理費、職員の給料等をほかの項目に計上をいたしましたので、皆減となっております。

目2の運行管理費18万6,000円の増になります。この項目の内容は、村営バスの運行管理費、それから、地域路線バス等に係る経費が主な内容でございます。

まず、節1の報酬から4の共済費につきましては、公共交通会議の委員の報酬、それから、運転手3名分の人件費が計上の内容となります。

続いて、48ページになります。

節11の需用費、それから節12の役務費、これは村営バス、それからバスターミナルに係る経常的な経費となっております。

次のページになりますが、節15の工事請負費は、新たに村営のバスの停留所、場所が村松と細谷2カ所の改修工事を見込んでおります。

節19の負担金補助及び交付金は前年同額です。負担金の地域路線バス維持対策負担金は、上田市との共同で運賃低減バス運行のために、今年度も700万円を計上いたしました。

続いて、55ページになります。お願いいたします。

選挙の関係になります。款2項5選挙費、目1選挙管理委員会費については、選挙管理委員さん4名分のものです。

続いて、56ページになりますが、目1の選挙啓発費から、ページで58ページにわたっておりますが、款2項5目3の村長村議会議員選挙費、平成29年4月23日に予定されております。この選挙に係る経費をここで計上をしております。説明につきましては省略をさせていただきますと思います。

なお、58ページの中に、上段のほうになりますが、衆議院議員の選挙費執行済みとなっておりますので、本年度はゼロ円となっております。

その下、款2項6統計調査費、目1統計調査総務費17万1,000円の減となります。平成29年度中予定されている統計調査、先ほども申し上げましたが、学校基本調査、工業統計調査、

それから平成29年度就業構造基本調査、平成30年度になりますが、住宅土地統計調査、最後に商業統計調査、以上の5つの調査の内容となっております。

次のページになります。

款2項7目1の監査委員費につきましては、監査委員さん2名分の活動の費用で、金額についてはほぼ同額でございます。

続いて、ページが飛びます。118ページになります。

消防の関係になります。中ほど、款8項1消防費、目1常備消防費592万5,000円の増、上田広域消防への負担金の内容です。

続いて、目2非常備消防費は280万2,000円の減となっております。この項目は、消防団員に係ります活動経費が主な内容となります。

なお、減額の主な要因につきましては、退職団員の報償金、退職団員の数の減に伴う報償金の減でございます。

それでは、節1の報酬、消防団員手当、主には基本消防団員、それから消防団協力団員、合計で250名分に対する報酬です。

節8の報償費の退職団員報償金、29年度は12名減で12名分となります。

次のページになりますが、節11の需用費、消耗品は団員用の用品等を計上しています。

次に、120ページをお願いいたします。

節19の負担金補助及び交付金、その中の負担金で、005損害補償掛金、これは250名分、その下、006退職報償金掛金は団員200名分を計上しております。補助金の中、004地域消費券購入補助金は、前年度と同額の90万3,000円を見込んでおります。

続いて、款8項1目3の消防施設費1,205万9,000円の減となります。項目の内容は、地区並びに消防団の要望に応じまして、設備等全般にわたり計上をしております。

なお、減額の主な要因につきましては、工事請負費で、消防庫の設置が完了いたしました。それから、負担金の中では、衛星防災行政無線の工事もやはり完了したことで、全体の減となっております。

それでは、節11需用費、修繕料は小型動力ポンプの修繕、それから積載車に係る車検、それからさらに、分団統合に伴います経費もこの中で見込んでおります。

次のページになります。

節15の工事請負費、村単事業工事請負費は、AEDの格納庫6カ所分を計上しました。

それから、節18の備品購入費、消防用のホース、それから消火栓の格納庫、それから小型

動力ポンプは1台分を計上いたしました。

節19の負担金補助及び交付金、平成28年度で衛星系の防災行政無線の設備工事が完了となったことで、945万6,000円の大幅な減となっております。

次に、ページが飛びます。154ページをお願いいたします。

公債費の関係になります。款11項1公債費、目1の元金66万1,000円の減、それから、目2の利子293万9,000円の減となります。

それから、款12項1目1予備費は前年と同額でございます。

続いて、その次の155ページになりますが、給与費明細書になります。

1の特別職につきましては、比較の欄の職員数が記載されておりますが、38名の減となっております。その他の欄につきましては記載のとおりですので、省略をさせていただきます。

次のページ、156ページ。

一般職の総括表となっております。やはり比較の欄を見ていただきますと、2名の増となっております。

その後、(2)の給料及び職員手当の増減額の明細から163ページにわたりまして記載をされております内容につきましては、省略をさせていただきたいと思っております。

以上で、議案第17号の平成29年度の一般会計の歳入全般、それから歳出は総務企画課関係について説明をいたしました。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林和雄君） 会議の途中ですが、13時10分まで昼食のため休憩といたします。

休憩 午後 零時09分

再開 午後 1時10分

○議長（小林和雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

小宮山税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） それでは、税務会計課関係の歳出について御説明申し上げます。

37ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目4会計管理費1,398万円は、前年比45万9,000円の増で

ございます。

節2給料、節3職員手当等、節4共済費は職員2名分、あとは特に申し上げることはございません。

49ページをお願いいたします。

款2総務費、項3徴税費、目1税務総務費2,058万8,000円は、対前年比390万3,000円の増でございます。

主な要因は、節2給料、節3職員手当等、節4共済費で、職員が2名から3名分になったことによるものでございます。

50ページ、節7賃金は、臨時職員2名分。

51ページ、節19負担金補助及び交付金、軽自動車申告書取り扱い事務委託料は、29年度から電子化されるのに伴い廃止となっております。

52ページをお願いします。

目2賦課徴収費2,704万1,000円は、対前年比82万3,000円の増でございます。

節12役務費、001通信運搬費、個人情報に掲載された納税通知書等につきましては、これからは簡易書留で郵送するということになりましたので、その分35万3,000円の増となっております。

004手数料、002情報提供手数料ですが、軽自動車申告書の紙ベースによる取り扱い事務廃止に伴い、新たに電子データで授受するための手数料9万1,000円がここには含まれております。

節13委託料、001委託料、017固定資産税評価がえ101万4,000円を新たに追加した上で、去年までございました評価がえに伴う標準宅地鑑定評価委託料は廃止としております。

53ページ、037固定資産台帳等基礎資料整備業務は前年からの継続で、家屋図整備、家屋特定調査等でございます。224万6,000円の増でございます。

項3徴税費全体でございますが、5,153万2,000円で、対前年度472万9,000円の増、10.1%の増でございます。

以上、税務会計課関係について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（小林和雄君） 続いて、花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、住民福祉課にかかわる歳出予算について御説明をさせていただきます。説明に当たりましては、新たに計上した箇所等、主要



な箇所などを中心に説明をさせていただきます。

53ページをごらんください。

款2総務費、項4戸籍住民基本台帳費では、給料、職員手当等につきましては職員2名分でございます。

次のページをお願いします。

節13委託料、戸籍情報システム電算保守委託料につきまして、システムの保守、戸籍副本データ管理分として419万4,000円となっております。

次のページの節14使用料及び賃借料の戸籍総合システムハードリース料として413万3,000円を計上しております。

次に、59ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、節1報酬の483万6,000円については、民生委員17名と嘱託職員1名分を計上しております。給料、職員手当等につきましては3名分を見ております。

次のページをお願いします。

節8報償費、出産祝い金として285万円を計上しております。18名分を計上いたしました。

次のページをお願いします。

節19負担金補助及び交付金の005社会福祉協議会負担金733万7,000円は、39万5,000円の増となっております。

008番子育て支援施設ゆりかご運営事業負担金21万5,000円につきましては、新規に計上させていただきました。上田地域定住自立圏ビジョン事業として、出産直後の母子の心身の負担や不安を軽減し、圏域内での子育て支援策の充実を図るためのものです。

次のページをお願いします。

節28繰出金では、国保特別会計繰出金2,999万2,000円となっております。

目2障害者福祉費では、節12委託費の手数料の福祉医療費事務手数料246万6,000円を見込んでおります。

次のページをお願いします。

節19負担金補助及び交付金では、003相談支援事業負担金258万4,000円として、12万3,000円の増となっております。この事業の中には、新たに地域生活支援拠点関連事業が進められております。障害児者の急な体調不良や、介助者または家族の急病等の場合に備え、短期入所等における緊急受け入れや、医療機関等への連絡等の必要な対応を行う整備を行い

ます。

次のページをお願いします。

節20扶助費、016の介護給付・訓練等給付費9,965万6,000円は、181万3,000円の増となっております。

次のページをお願いします。

目3老人福祉費では、節8報償費、高齢者祝い金として54名分を見込んでおります。

節11需用費、燃料費764万7,000円は、くつろぎの湯の灯油代を見込んでおり、単価アップにより201万3,000円の増となっております。

節13委託料、くつろぎの湯管理委託料850万7,000円は3万6,000円の減となり、次のページの老人センター管理委託料777万3,000円は42万3,000円の増となっております。人件費の増に伴うものでございます。

007高齢者生活福祉センター生活援助員設置事業700万円、高齢者生活福祉センター運営委託料168万2,000円は27万5,000円の増となっております。

011介護保険老人保健福祉計画策定委託料280万8,000円につきましては、平成30年度から3カ年計画の第7期介護保険事業計画、第8次高齢者福祉計画の策定費用となっております。

024宅配食サービス委託料につきましては、今まで介護保険特別会計の地域生活支援単独事業として運用していましたが、介護者に限らず、ひとり暮らし高齢者などで食事の調理が困難な生活環境に遭遇する方もふえており、福祉サービスとして広く対応するために一般会計に移行いたしました。

節19負担金補助及び交付金では、010長野県後期高齢者医療広域連合負担金6,793万3,000円は8万1,000円の増となっております。

次のページをお願いします。

補助金、012番ゲートボールクラブ補助金では、昨年10月に行われました長野県選抜ゲートボール大会にて青木村のチームが見事優勝し、ことし5月に岡山県にて開催される全国選抜ゲートボール大会に長野県代表として参加します。その補助とするものです。

節28繰出金では、002番介護保険特別会計繰出金8,482万1,000円は777万円の減となり、配食サービスの移行に伴うものです。

003後期高齢者医療特別会計1,655万9,000円は81万1,000円の減となっております。

目4地域包括支援センター費では、節1報酬、嘱託職員1名分、給料、職員手当等では職員2名分を見込んでおります。

次のページをお願いします。

節7賃金では育休代替保健師分となっております。

次の69ページをお願いします。

007介護予防ケアマネジメント委託料93万9,000円につきましては、要支援1・2及び事業対象者が総合事業のみを利用した場合、介護予防ケアマネジメントが必要なため、その委託料となります。

目5国民年金費、目6人権対策費については特に申し上げることはございません。

次のページをお願いします。

目7臨時福祉給付金支給事業費では1,640万9,000円を計上しております。これは、消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、所得の低い方に対して、経済対策の一環として臨時的な措置として支給される給付金です。

目8地域少子化対策強化事業につきまして、今年度も少子化問題に対応するため、結婚、妊娠、出産、子育て、教育の一貫した切れ目のない支援を推進するものです。

節8報償費では、未満児やお母さん方の研修会を計画しております。

次のページをお願いします。

項2授産所費、目1一般管理費では、給料、職員手当等につきましては職員2名分を計上しました。

次のページをお願いします。

節7賃金は臨時雇人料2名分を計上しております。

次の73ページをお願いします。

節15工事請負費、授産所施設解体工事請負費1,025万1,000円につきましては、今年度12月に授産所業務を終了し、築64年の老朽化も踏まえる中で解体するものでございます。授産所の延べ床面積は558.13平米となっております。

目3事業費、節7賃金216万円は、稼働日数の減などにより234万円の減で見込んでおります。

次の75ページをごらんください。

項3児童福祉費、目2児童措置費では、乳幼児児童医療福祉費929万4,000円、16万4,000円の増、児童手当につきましては6,498万円、408万円の減となります。

飛びまして、81ページをごらんください。

項4生活保護費、項5災害救助費につきましては特に申し上げることはございません。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費につきましては、節1報酬、003保健補導員42名分となっております。

004健康寿命延伸プロジェクト委員報酬は新規に設立させていただいております。青木村長期振興計画での重点推進事業として、健康の維持増進に関する取り組みをどのように進めていくのか、課題を捉え、方策を検討していきたいと考えております。

給料、職員手当等につきましては職員3名分でございます。

次の83ページをお願いします。

節13委託料1,404万8,000円は、実績等により28万7,000円の増となっております。

85ページをお願いします。

節19負担金補助及び交付金、負担金の002病院群輪番制運営負担金114万1,000円、016未熟児療育医療給付費負担金83万6,000円が主なものとなっております。

次のページをお願いします。

目2予防費につきましては、節11需用費の医薬材料費609万8,000円は68万7,000円の減となり、節13委託料の予防接種委託料504万8,000円は34万8,000円の増額となっております。いずれも実績等によるものです。

節19負担金補助及び交付金、人間ドック等補助金53万円につきましては3万円の増となっております。日帰り25名、1泊5名、脳ドック3名分を見込んでおります。

次のページをお願いします。

目3環境衛生費、節12役務費、資源物収集運搬費194万4,000円。

節13委託料、合併処理浄化槽保守点検業務委託料162万円は108基分を見込んでおります。

次のページをお願いします。

節19負担金補助及び交付金、003生ごみ処理機設置補助金50万円は10基分を見込んでおります。

項2清掃費、目1塵芥処理費につきましては、節12役務費、燃やせるごみ収集運搬費366万8,000円、燃やせないごみ収集運搬費436万8,000円。

節13委託料、燃やせないごみ処理業務委託料1,183万3,000円、昨年と同額を見込んでおります。

節18備品購入費では、ごみステーション2基分を予定しております。

節19負担金補助及び交付金、001クリーンセンター負担金が875万円、89万3,000円の減となり、内容では、修繕では空気予熱器、ストーカ架台修繕が主となっております。ごみ処理

広域化推進費負担金258万7,000円は42万5,000円の増額となっております。

目2し尿処理費につきましては、清浄園の負担金643万1,000円で93万5,000円の増となっております。

003し尿前処理施設経費負担金につきましては、清浄園廃止の予定を受け、長和町、青木村共同のし尿処理施設を建設する経費となっております。28年度からの2カ年計画で進めておりますが、平成29年度分につきましては、青木村分1億976万6,000円の事業費で、国庫交付金3,160万円を控除した7,816万6,000円を計上し、平成30年度より供用開始と見ております。

次のページをお願いします。

項3上水道費、目1上水道施設費につきましては、簡易水道特別会計への繰出金4,028万4,000円で、467万6,000円の増となっております。公営企業会計適用業務の事業費等によるものです。

以上、住民福祉課関係の予算でございますが、御審議をいただき、お認めいただきますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（小林和雄君） 次に、多田保育園長。

○保育園長（多田治由君） それでは、保育園関係の歳出について御説明を申し上げます。

75ページをお開きください。

変更等あったところを中心に御説明を申し上げますが、よろしく願いいたします。

款3民生費、項3児童福祉費、目4保育所費です。総額では前年比5.6%、633万2,000円の増であります1億1,996万9,000円をお願いしてございます。

節1の報酬ですが、嘱託の保育士、それから給食調理員の報酬と嘱託の医師の2名の報酬であります。調理員1名が減となりましたことにより、前年比223万7,000円減で、745万9,000円を予定しております。

次のページをお願いします。

節2の給料から4の共済費までにつきましては、一般の職員10名分、昨年からだ1人増になりますが、10名分の人件費に係る費用でございます。

節7の賃金につきましては、調理員報酬から賃金に移る関係もありまして、プラス410万1,000円を予定して、総額では3,006万9,000円を見込んでおります。臨時の保育士、早朝・延長の保育士、それから臨時の給食の調理員の賃金となります。

11の需用費でございますが、1,465万3,000円は前年比48万1,000円の減でございますが、保

育材料の消耗品、それから燃料、光熱水費、それから給食の賄い材料費、こちらは園児と職員合わせて131名分、929万4,000円を見込んでおります。

節12の役務費ですが、39万2,000円を見込んでおり、事務用の電話2回線、情報端末2回線の使用料18万円と、給食室の雑排槽のくみ取りの手数料7万1,280円が主なものになります。

13の委託料ですが、給食に係る食品検査、それから検便の費用が24万円、電算の保育料の計算システム等の委託料が36万3,000円が主なものになります。

それから、節15の工事請負費でございますが、老朽化に伴う給食室のフライヤーの入れかえ工事33万2,600円、それから給食室、それと2歳児室の照明のLED化にかかわります工事費35万3,700円が主なものになります。

節18の備品購入費ですが、64万8,000円を予定しておりまして、保育園の通路及び駐車場等の除雪に使用します除雪機1台を購入するものであります。

節19負担金補助及び交付金につきましては、通園バスの補助21名分、38万1,900円、それから、保育所の運営協議会の負担金7万2,000円が主なものになります。

以上、保育園関係の歳出について御説明を申し上げます。よろしく御審議賜り、お認めいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（小林和雄君） 続いて、片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） それでは、建設産業課関係の歳出予算について御説明申し上げます。

90ページをごらんください。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費につきましては、本年度524万2,000円とするもので、農業委員の報酬及び農地の利用集積等を進めていくための事務賃金が主なものでございます。

91ページへまいりまして、目2農業総務費につきましては2,004万2,000円で、前年度に比較して670万2,000円の増額となっておりますが、こちらにつきましては、昨年度地域農業マネジャーの報酬を総務費で計上しておりましたが、今年度は農林水産業費のほうで計上するということございまして、このことが増額の主な要因でございます。その他につきましては、例年どおり職員2名分の人件費と公用車の燃料費が主なものでございます。

93ページへまいりまして、目3農業振興費は本年度5,005万円とするもので、前年度に対し472万円の減となっております。

節7賃金は、農政に関する事務全般を行う臨時職員1名分の賃金が主なものでございます。

13委託料は、有害鳥獣駆除を行うための委託料424万円と、農家を支援するための農業支援センターへの委託料195万5,000円で、ほぼ前年並みの予算となっております。

94ページへまいりまして、節19負担金補助及び交付金では、農業生産振興を促進するため、前年度に引き続き各農業生産者団体等への補助金を計上しております。

95ページ、交付金では、細節001中山間地域等直接支払事業交付金で1,393万7,000円と、96ページ、004の多面的機能支払交付金1,137万2,000円を継続して予算化し、地域の農地と農村環境の保全を推進してまいります。

前後しましたが、002では有害鳥獣侵入防止柵のさらなる延伸を図るため、有害鳥獣駆除対策協議会交付金390万円を計上いたしました。

005の青年就農給付金450万円は、青年就農者3名に対し支援を行うものでございます。

農業振興費の減額の主な要因としましては、トラクター等の農業機械導入補助金の減と、有害鳥獣駆除対策協議会交付金、こちらが前年より減となりましたことによるものでございます。

目4畜産費ですが、187万1,000円とするもので、前年対比47万6,000円の減となっております。こちらは、畜産農家の経営を支援していくための繁殖和牛購入費、乳用育成牛購入費で、今年度はそれぞれ1頭分の要望となっております。

節25積立金は、農家からの返還金を基金へ積み戻しておりますが、前年2頭に対し、今年度は1頭分ということで、その分が減額となっております。その他につきましてはほぼ例年どおりでございます。

目5農地費は365万4,000円とするもので、継続して実施しております水路改修工事、2路線のうち1路線が完了しましたことから、前年対比219万7,000円の減額となっております。

97ページ、節13委託料では、水路改修に伴う調査設計委託料29万9,000円、節15工事請負費は、循環型社会形成事業による水路改修1路線、230万円を計上いたしました。また、村単土地改良補助金として82万円を計上し、農業用水路頭首工整備や水田暗渠排水工事への支援を図ってまいります。

目6生産調整推進対策費は105万5,000円で、98ページ、前年度同様に直接支払推進事業を円滑に進めるための事務賃金38万4,000円と、農業再生協議会への事務費用として負担金69万円を計上いたしました。

目7山村振興費につきましては、特に申し上げることはございません。

目8国土調査費は1,624万2,000円で、職員1名分の給与費と、継続して中村地区の調査を進めるための委託費が主なものでございます。

100ページへまいりまして、目9高機能拠点施設費ですが、こちらは道の駅あおきの高機能拠点化を図るための事業費でございまして、29年度は食材提供施設、食堂でございますね、それと加工施設の建設を予定しております。設計委託料は工事監理にかかわる委託料、国庫補助事業工事請負費は2施設の建設にかかわる工事費、村単事業工事請負費は既存直売所の解体費用や既存工作物の移転補償工事費などを見込んでおります。

101ページの備品購入費では、両施設の設備備品の購入費用を計上してございます。

続きまして、項2林業費、目1林業総務費は71万4,000円とするもので、長野県緑の基金負担金21万7,000円、102ページへまいりまして、信州上小森林組合助成事業補助金33万6,000円は、林業機械の購入に対し補助を行うものでございます。

目2林業振興費ですが、6,361万円とするもので、本年度も松くい虫から大切な松林を守るために、節13委託料4,277万1,000円として、薬剤防除、伐倒駆除、衛生伐、樹幹注入などを中心に実施してまいります。その他、森林造成委託料では村有林の下刈り、枝打ちなどを行ってまいります。

また、103ページ、節15工事請負費の村単工事請負費では、田沢温泉上のイノイリ林道の一部の舗装整備を行う予定となっております。

104にかけての節19負担金補助及び交付金では、地域の里山を中心に間伐を推進するための森林造成事業補助金998万5,000円、樹種転換事業補助金375万8,000円を計上いたしました。

続きまして、款6商工費、項1商工費、目1商工総務費につきましては782万3,000円とするもので、職員1名分の給与費が主なもので、ほかには特に申し上げることはございません。

105ページ、目2商工振興費は3,340万9,000円とするもので、前年と同様、商工会の運営や後継者育成のための活動補助金、106ページの地域消費券発行事業への補助金、受注拡大事業への補助金など、合わせて1,439万7,000円を計上させていただきました。

また、貸付金も前年同様、融資の円滑化を図るために金融機関に対し預託金、貸付金、合わせて1,800万円を計上いたしました。

107ページ、目3観光費は1,557万9,000円とするもので、観光に関する臨時職員の賃金



250万円を計上したほか、節11需用費の印刷製本費では、各種観光パンフレットの増刷等を予定しております。

108ページ、節12役務費、003広告料として宣伝広告料、新直売所のオープンの新聞広告を含めまして、宣伝広告料149万7,000円を計上いたしました。

110ページ、補助金としまして、道の駅、ふるさと公園などを中心に開催されるイベント補助金として170万円、観光事業推進協議会補助金に50万円を計上してございます。

目4観光センター運営事業費につきましては534万円とするもので、ふるさと体験館、観光センターの指定管理委託料として480万円が主なものでございます。

目5昆虫資料館費ですが、人件費を含め管理運営に係る経費、イベントの実施経費を含め、総額768万1,000円を計上してございます。

112ページ、款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費は2億2,309万5,000円とするもので、前年より425万7,000円の増となっております。これは114ページの節28繰出金の下水道特別会計への繰出金の増が主な要因でございます。

前後しますが、112ページ、職員の人件費2名分、節7賃金では土木技師1名分の臨時雇人料を計上してございます。

113ページ、節13委託料、道路台帳補正委託料165万9,000円が主なものでございます。

114ページ、目2道の駅管理費は228万6,000円とするもので、道の駅管理委託料200万円が主なものでございます。

目3公園管理費ですが、490万2,000円、こちらもふるさと公園あおきの施設管理委託料が主なものでございます。

115ページへまいりまして、項2道路橋梁費、目1道路維持費につきましては4,830万5,000円とするもので、前年対比1,365万6,000円の減となっております。

節11需用費の修繕料1,150万円は、村内12地区における道路、水路等の修繕や舗装修繕を行うものでございます。

節13委託料は、村道除雪作業委託料が540万円、節15工事請負費2,370万円は、村内の道路補修工事に係るものです。およそ14カ所を予定してございます。

節16原材料費329万1,000円は、各区が主体的に取り組む材料支給事業に係るものでございます。

節18備品購入費は、辺地地区に除雪機を1台整備するための予算を計上しております。

節19負担金補助及び交付金では、各区が導入を希望している除雪機への補助金として2台

分の84万円を計上いたしました。

全体の減の要因は、除雪機購入費の減によるものでございます。

116ページ、目2道路新設改良費は668万3,000円とするもので、1,951万3,000円の減となっておりますが、辺地対策事業による青木の森30号線道路改良工事が28年度で終了となったことが主な要因でございます。ここでは職員1名分の人件費が主なものでございます。

117ページ、目3橋梁維持費につきましては1,052万7,000円とするもので、前年対比2,725万1,000円の減となっております。これは、5年に一度の橋梁法定点検、長寿命化計画策定に係る業務委託で、村内の全橋について法に従って点検を行う事業費が減となったことが主な要因でございます。加えて、橋梁長寿命化に伴う橋梁修繕工事に係る調査設計委託料2橋分並びに工事請負費で、29年度は中村の向山2号線の修繕を予定しております。

続きまして、項3住宅費、目1住宅管理費は555万1,000円とするもので、村営住宅の維持修繕に係る経費を計上してございます。

118ページ、目2住宅建設費につきましては200万円とするもので、今年度、住宅の新規着工はございません。リフォーム補助金として1戸当たり20万円、10戸分を計上させていただきました。

151ページから153ページまでですが、こちらは災害復旧に係る予算を計上させていただいておりますが、全て頭出しの予算ということになっておりますので、説明は割愛させていただきます。

以上、建設産業課関係の予算について概要を御説明申し上げます。よろしく御審議をいただき、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（小林和雄君） 続きまして、沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） それでは、平成29年度の教育委員会関係の歳出予算について、主な項目を中心に御説明を申し上げます。

79ページをお願いいたします。

款3民生費、項3児童福祉費、目5児童福祉施設費は児童センター関係の予算でございますが、14万円の増であります。

次のページの節8報償費では、水曜クラブとして12種類の講座の謝金を計上してあります。飛びまして、122ページをお願いいたします。

款9教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費でございますが、昨年度と同様でございます。

節1報酬の教育委員につきましては4名でございます。そのうち1名は教育長職務代理としております。

次のページの目2事務局費でございますが、83万6,000円の増になっております。

節2の給料は一般職員4名が対象になっております。

124ページ、節8の報償費は、保育園、小・中学校の先生方の専門性の向上を図るために、高い技量を持っている先生をスーパーバイザーとして雇用するものでございます。今年度に続き、来年度も日本でも有名な臨床心理士をお願いすることになっております。

125ページ、目3教育指導費でございますが、8万1,000円の増でございます。

126ページ、節13の委託料は、昨年度同様にAETを保育園、小学校、中学校、児童センターに配置するものであります。新しい学習指導要領の改定を踏まえまして、小学校の英語の教科化を見通して、英語を使って遊んだり、授業に積極的に参加してもらったりして、ネイティブな英語に接してもらうことを狙っています。これにより、英語教育の充実を図ろうと考えております。

次に、128ページ、節20扶助費では、準要保護就学援助費は小学校23名分、中学校は6名分を見込んでございます。特別支援学級分では、小学校で7名分、中学校4名分を見込んでございます。

次に、節28繰出金ですけれども、来年度も今年度と同様に、奨学資金として500万円を計上してございます。現在、奨学金についての問い合わせは、ことしも現在のところ10名ほどでありまして、500万円程度の繰出金が必要と判断いたしました。

続きまして、129ページ、項2小学校費、目1学校管理費でございますが、569万2,000円を減額いたしました。

131ページをお願いします。

節15工事請負費では、ランチルームのネットワーク整備を行います。それによって、ランチルームでも教室と同じようにタブレットを使った授業ができるようになります。来年度は、青木小学校で関東甲信越地区小学校家庭科大会が開催されます。その授業もできる環境を整えることにつながっています。

続きまして、132ページ、項3中学校費、目1学校管理費でございますが、417万5,000円を減額いたしました。

節1報酬の嘱託職員は、国語科、理科、体育科にそれぞれ1名の講師を配置することと、数学と美術担当の非常勤講師、さらに特別支援教育の非常勤講師を2名配置する予定であり

ます。来年度は、中学校が各学年1学級の学校になりますが、これまでと同様に部活も継続して対応することが可能になっております。

135ページ、節14使用料及び賃借料ですけれども、中学校のコピー機、印刷機、そのリース代と、それからICTのセキュリティーのための設備、タブレット15台、そのリースをお願いするものでございます。小学校のICTの環境整備に伴って、中学校でもタブレットを使用した学習を今後充実させてもらいたいと考えております。

次に、136ページ、項4社会教育費、目1社会教育総務費については例年どおりでございます。

137ページの目2公民館費は329万5,000円の増でございます。

増額の主な理由は、138ページ、節13委託料の増で、木立、弘法、夫神、細谷の公民館の耐震診断のための委託料と、節18の備品購入費の増によるものでございます。備品購入費の増は、パソコン教室用のパソコン11台の購入の費用でございます。

139ページ、負担金補助及び交付金の014大学生のグループの活動補助金として42万円を計上してございます。これは、通学合宿や長泉サマーキャンプの補助、それから交通費の補助も含まれておりまして、例年どおりの補助になってございます。

同じく139ページ、目3文化会館費ですが、44万円の増になっております。内容について特に説明することはございません。

140ページの目4文化財保護費は12万5,000円の減となっております。ここも特に説明することはございません。

142ページ、目5青少年健全育成費は7万9,000円の増になっております。

143ページ、節18備品購入費として、スポーツ少年団用の備品としてビーチバレーボールの支柱やバスケットボールなどを購入する予定でございます。

次に、143ページ、目6美術館費ですが、7万円の増になっております。

145ページ、節15工事請負費として、美術館の建物の中の3カ所、男子、女子、身体障害者用、その3カ所のトイレの改修を予定しております。

目7の図書館費は、特に申し上げることはございません。

147ページ、目8歴史文化資料館費でございますが、節7賃金として、来年度も歴史と民俗資料館の説明者の賃金を計上してございます。

148ページの目9民俗資料館費ですが、特に申し上げることはございません。

同じく148ページ、項5保健体育費、目1保健体育総務費についても特にございません。

149ページの目2 体育施設費ですが、151ページの節18備品購入費では、村民プールの監視台やテントの購入等を予定してございます。

以上、一般会計の教育委員会関係の歳出予算の説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

---

### ◎議案第18号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 続いて、日程第20、議案第18号 平成29年度青木村国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 議案第18号 平成29年度青木村国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

165ページをお願いします。

平成29年度青木村国民健康保険特別会計予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億5万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年3月7日提出、青木村長、北村政夫。

173ページをごらんください。

#### 2 歳入

款1 国民健康保険税につきましては、目1 一般被保険者国民健康保険税並びに目2 退職被保険者等国民健康保険税については、実績が確定している平成27年度の実数を参考に試算し、実績見込みで算出いたしました。544万3,000円の減額となっております。

次のページをごらんください。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 療養給付費負担金ですが、001療養給付費負担金分5,572万8,000円が保険給付に要する費用について助成するもので、平成27年度の給付額をもとに算出いたしました。

次のページをお願いします。

項2 国庫補助金、目1 財政調整交付金2,419万円ですが、市町村国保の財政力の不均衡を調整するため、県の積算シートにより試算しました。

款4 県支出金、項2 県補助金、目1 財政調整交付金2,687万8,000円ですが、同様に、県の積算シートにて試算いたしました。

次のページをごらんください。

款5 療養給付費交付金、目1 療養給付費交付金、現年度分1,274万7,000円ですが、県の積算シートにより試算いたしております。

款6 前期高齢者交付金につきましても、医療費の増額に伴い増額となっております。

款7 共同事業交付金ですが、国保連合会の算定により、001高額療養費560万8,000円は548万2,000円の減額、保険財政共同安定化事業交付金1億1,553万9,000円は796万9,000円の増額となりました。

次のページをお願いします。

款8 繰入金、項1 他会計繰入金では、節1 保険基盤安定繰入金2,342万1,000円につきましては保険料軽減分を、節2 財政安定化支援事業繰入金585万4,000円につきましては保険基盤安定分として繰り入れるものです。

また、節3 出産育児一時金繰入金56万7,000円につきましては、2名分を見込んでおります。

項2 基金繰入金では1,000万円とし、3,000万円の減額としております。

次に、3 歳出につきまして御説明申し上げます。

179ページをごらんください。

款1 総務費、項1 総務管理費では、節13 委託料、002 電算委託料372万8,000円は222万5,000円の増額です。平成30年度からの国保運営改正に伴うシステム改修による主なものでございます。

次のページをごらんください。

款2 保険給付費、項1 療養諸費につきましては、目1 一般被保険者療養給付費2億9,578万円は、県の積算シートによる算定により3,769万2,000円の減額となっております。

182ページをお願いします。

項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費5,184万5,000円は984万5,000円の増額を見込んでおります。

184ページをお願いします。

項3 出産育児諸費、目1 出産育児一時金は2件分を見込んでおります。

項4 葬祭諸費、目1 葬祭費では、実績見込みにより5件を見込んでおります。

次のページをお願いします。

款3 後期高齢者支援金等につきましては、後期高齢者負担の医療費の一部を各医療保険者が分担して拠出するもので、増額となっております。

187ページをごらんください。

款6 介護給付金については、40歳から64歳までが支払う介護保険料を支払基金へ納付するもので、減額となっております。

次のページをお願いします。

款7 共同事業拠出金、項1 共同事業拠出金、目3 保険財政共同安定化事業拠出金1億1,468万4,000円は、国保連の試算により575万9,000円の増額となっております。

次のページをお願いします。

款8 保健事業費、項1 保健事業費、目1 保健衛生普及費につきましては、節19負担金補助及び交付金、人間ドック健診補助金177万5,000円は15万円の増額とし、日帰り、一泊等の100名分を見込んでおります。

次のページをお願いします。

項2 特定健康診査等事業費では、節13委託料、健診委託料では、実績等を見込み443万9,000円、41万9,000円の増額としました。

192ページの給与費明細書につきましては、一般会計に準じて作成してありますので、省略をさせていただきます。

以上でございますが、よろしく御審議の上、お認めいただきますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

---

#### ◎議案第19号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 日程第21、議案第19号 平成29年度青木村簡易水道特別会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 議案第19号 平成29年度青木村簡易水道特

別会計予算について御説明申し上げます。

193ページをお願いします。

平成29年度青木村簡易水道特別会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億3,481万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条の第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月7日提出、青木村長、北村政夫。

196ページをお願いします。

第2表 債務負担行為

事項、青木村簡易水道事業公営企業会計適用業務。

期間、平成29年度から平成31年度。

限度額、1,620万円。

次のページをお願いします。

第3表 地方債

記載の目的、公営企業会計適用債。

限度額、540万円。

起債の方法、証券発行または証書借り入れ。

利率、3%以内。



償還の方法、融資先の条件による。

201ページをごらんください。

## 2 歳入

款1分担金及び交付金につきましては、節1新設分担金1件分を計上しました。

款2使用料及び手数料については、節2現年度分水道料の調定見込み額を8,621万8,700円とし、節水の普及等を勘案し、8,397万7,000円としております。

次のページをごらんください。

款3繰入金、項1一般会計繰入金は467万6,000円の増、項2基金繰入金は6万1,000円の増となります。

次のページをお願いします。

款7村債、公営企業会計適用債540万円となります。

次のページをお願いします。

## 3 歳出

款1運営管理費、項1総務費、目1一般管理費では職員給料、手当等職員1名分でございます。

次のページをお願いします。

節7賃金108万5,000円は、臨時職員1名分です。

次のページをお願いします。

節13委託料、002電算システム委託料68万5,000円については、下水道予算と折半となっております。

次のページをお願いします。

項2施設管理費、目1維持管理費では、節11需用費、修繕料587万6,000円は、本管、配水池等の修繕を見込んでおります。

節13委託料につきましては、005草刈り管理委託料162万2,000円は12万4,000円の増となっております。新しく市ノ沢浄水場分がふえております。

次のページをお願いします。

013水道公営企業会計適用業務委託料540万円を計上しております。平成31年度までの3カ年計画で実施いたします水道事業の経営、資産等の状況の正確な把握をし、合理的、能率的な経営を目指すものです。

節15工事請負費702万円につきましては、滝川浄水場中央制御盤の強化工事を計画してお

ります。

次のページをごらんください。

款2 公債費については元利均等償還となっております。

211ページ以降の給与費明細書につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、省略をさせていただきます。

218ページをお願いします。

債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額、または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書。

事項、青木村簡易水道事業公営企業会計適用業務。

限度額、1,620万円。

当該年度以降の支出予定額、平成29年度から平成31年度までの1,620万円。

財源内訳としまして、地方債540万円、一般財源1,080万円。

次のページをごらんください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書につきましては、区分、簡易水道債、前々年度末現在高10億1,350万円、前年度末現在高見込み額11億7,145万2,000円、当該年度中起債見込み額8,280万円、当該年度中元金償還見込み額5,572万9,000円、当該年度末現在高見込み額11億9,852万3,000円、区分、辺地対策事業債、前年度末現在高見込み額1,210万円、当該年度中起債見込み額470万円、当該年度末現在高見込み額1,680万円、区分、公営企業会計適用債、当該年度中起債見込み額540万円、当該年度末現在高見込み額540万円、合計としまして、前々年度末現在高10億1,350万円、前年度末現在高見込み額11億8,355万2,000円、当該年度中起債見込み額9,290万円、当該年度中元金償還見込み額5,572万9,000円、当該年度末現在高見込み額12億2,072万3,000円。

以上、よろしく御審議の上、お認めいただきますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

---

#### ◎議案第20号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 日程第22、議案第20号 平成29年度青木村簡易水道建設特別会計予

算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 議案第20号 平成29年度青木村簡易水道建設特別会計予算について御説明申し上げます。

221ページをお願いします。

平成29年度青木村簡易水道建設特別会計予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億2,522万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条の第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成29年3月7日提出、青木村長、北村政夫。

224ページをごらんください。

第2表 地方債

起債の目的、簡易水道債。

限度額、8,280万円。

起債の方法、証券発行または証書借り入れ。

利率、3%以内。

償還の方法、融資先の条件による。

起債の目的、辺地対策事業債。

限度額、470万円。

以下同文となっております。

227ページをごらんください。

2 歳入

国庫支出金は、県補助金への振替により皆減となっております。

款2繰入金、項1一般会計繰入金については30万7,000円の減となっております。

款3村債、節1簡易水道事業債が8,280万円、節2辺地対策事業債が470万円となっております。

次のページをお願いします。

款 8 県支出金、項 1 県補助金2,300万円、対象事業費の3分の1となっております。

次のページをごらんください。

### 3 歳出

款 1 建設事業、目 1 簡易水道建設事業費 1 億2,522万9,000円は、1 億5,496万8,000円の減額となっております。

節11需用費 6 万円、節12役務費1,000円、節13委託料、設計管理委託料は347万8,000円でございます。

004水道管理図作成委託料は540万円となっております。

節15工事請負費、簡易水道建設改良事業費 1 億702万8,000円につきましては、下奈良本第一減圧槽築造工事が2,700万円、原池配水池改修工事1,700万円、市ノ沢配水管敷設工事 6,302万8,000円を計画しております。

村単事業工事請負費920万円につきましては、配水池クラウド型遠方監視システム設置 1カ所162万円、市ノ沢浄水場フェンス工事758万円を計画しております。

以上、よろしく御審議の上、お認めいただきますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

---

### ◎議案第 2 1 号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 続いて、日程第23、議案第21号 平成29年度青木村別荘事業特別会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 議案第21号について御説明申し上げます。

平成29年度青木村別荘事業特別会計予算

平成29年度青木村別荘事業特別会計予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,591万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」に

よる。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月7日提出、青木村長、北村政夫。

237ページをお願いいたします。

2の歳入について申し上げます。

款2項1目1繰越金は263万4,000円の減、前年度の繰越金です。

款3項1目1別荘管理収入23万7,000円の増、現年度分管理費の内容は、土地のみの区画が137件、建築後の区画につきましては206件を見込んでおります。別に下刈り分もあわせて見込んでおります。

次に、239ページのほうをお願いいたします。

3 歳出について申し上げます。

款1事業費、項1目1別荘事業費240万2,000円の減、節1報酬から節4共済費までは、嘱託職員と臨時職員それぞれ1名に伴う人件費となっております。

節7賃金は、別荘管理事務所臨時職員が1人分、草刈り等作業員5名分を見込んでおります。

節11の需用費につきましては、管理事務所経費並びに別荘管理に係りますトラクター、草刈り機等に係る経費を計上させていただいております。

次に、240ページのほうをお願いいたします。

節13委託料は、除雪委託料として、昼間18時間、それから夜については30時間、それぞれに分けて経費を見込みました。また、夜間のパトロールに伴います委託料、月3回分も計上しております。

節15工事請負費は、道路改修工事を予定しております。

節16原材料費につきましては、有害鳥獣予防柵等を見込んでおります。

節18備品購入費の施設管理基金につきましては、草刈り機、チェーンソー等の購入を予定しております。

次のページになります。

節19負担金補助及び交付金は前年同額。

節27公課費につきましては、別荘事業に伴います消費税の納付金等になります。

続いて、242ページになりますが、給与費明細書になります。内容につきましては、一般会計に準じておりますので、省略をさせていただきます。

以上、議案第21号について御説明申し上げました。御審議いただき、御決定いただきますようお願い申し上げます。

---

### ◎議案第22号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 続いて、日程第24、議案第22号 平成29年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 議案第22号 平成29年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

243ページをお願いします。

平成29年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億2,277万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条の第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表 地方債」による。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条の第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月7日提出、青木村長、北村政夫。

246ページをごらんください。

## 第2表 債務負担行為

事項、青木村浄化センター長寿命化計画に係る機械設備・電気設備更新事業。

期間、平成28年度より平成29年度まで。

限度額、5,350万円。

青木村公共下水道事業公営企業会計適用業務。

期間、平成29年度から平成31年度。

限度額、1,604万9,000円。

次のページをお願いします。

## 第3表 地方債

起債の目的、公営企業会計適用債。

限度額、350万円。

起債の方法、証券発行または証書借り入れ。

利率、3%以内。

償還の方法、融資先の条件による。

251ページをごらんください。

## 2 歳入

款1分担金及び負担金、項1分担金、目1下水道費分担金、節1受益者分担金として13件分を計上しております。

款2使用料及び手数料については、節1現年度分の調定見込み額を6,507万3,274円とし、実績等を勘案し計上しました。

次のページをお願いします。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道国庫補助金では、社会資本整備総合交付金として2,392万5,000円、浄化センター機械・電気設備更新事業に伴うものです。対象事業費の55%を充当しております。

款4繰入金、項1一般会計繰入金につきまして、2億160万2,000円、446万2,000円の増額となっております。

次のページをお願いします。

項2基金繰入金、目1基金繰入金1,957万5,000円につきましては、特定環境保全公共下水道事業基金を活用し、浄化センターの設備更新事業に充当するものです。

款5繰越金、項1繰越金につきましては、昨年と同額を見込んでおります。

次のページをお願いします。

款7村債、節1公営企業会計適用債350万円を計上しております。

次のページをお願いします。

### 3 歳出

款1下水道費、項1公共下水道建設費、目1公共下水道建設費、節19負担金補助及び交付金277万2,000円では、宅内工事村負担金が9件分、水洗化改善資金利子補給金2件分、下水道区域外補助金4件分を計上しております。

項2公共下水道管理費、給料、職員手当等については職員1名分です。

257ページをお願いします。

005光熱水費615万2,000円は12万9,000円の減、006修繕料249万円は、浄化センター交流流量計修繕199万3,000円が主なものです。

節13委託料では、001処理場維持管理委託料993万6,000円は昨年と同額となっております。

次のページをお願いします。

024浄化センター機械設備・電気設備更新業務委託料4,350万円を計上しております。これは、長寿命化計画により、平成28年度、29年度の2カ年の施行計画です。内容は、電気設備として制御装置、自動記録装置、非常通報装置等を更新し、機械設備では揚水用のストレーナーの更新を計画しております。

026下水道公営企業会計適用業務委託料352万1,000円につきましては、簡易水道事業とあわせ、平成31年度までの3カ年計画で実施いたします下水道事業の経営、資産等の状況の正確な把握をし、合理的、能率的な経営を目指すものです。

027下水道全体計画事業計画変更設計業務委託料586万5,000円につきましては、下水道法に基づく事業実施計画の見直しで、下水道全体計画は原則10年ごとに見直しを行うもので、前回、平成20年に策定した計画を、信濃川流域別下水道整備総合計画等を踏まえて見直しを実施いたします。事業計画変更設計業務は7年ごとに見直しを行うもので、平成27年11月に施行された改正下水道法に基づき、変更図書等の作成をいたします。

028下水道本管清掃点検業務委託料64万8,000円につきましては、下水道管布設20年が経



過しました主要な下水道管渠1キロの清掃点検を行うものです。

次のページをお願いします。

款2公債費については、元利均等により2億2,072万1,000円となり、平成44年まで償還が継続します。

261ページ以降の給与費明細書につきましては、一般会計に準じて作成してありますので、省略をさせていただきます。

268ページをお願いします。

債務負担行為で、翌年以降にわたるものについての前年度末の支出額、または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書。

事項、青木村浄化センター長寿命化計画に係る機械設備・電気設備更新事業。

限度額、5,350万円。

前年度末までの支出見込み額、平成28年度から平成29年度まで1,000万円。

当該年度以降の支出予定額、平成28年度から平成29年度まで4,350万円。

財源内訳としまして、国庫支出金2,942万5,000円、地方債2,400万円、一般財源7万5,000円。

事項、青木村公共下水道事業公営企業会計適用業務。

限度額、1,604万9,000円。

当該年度以降の支出予定額、平成29年度から平成31年度まで1,604万9,000円。

財源内訳としまして、地方債350万円、一般財源1,254万9,000円。

次のページをお願いします。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書につきましては、区分、下水道事業債、前々年度末現在高20億4,119万4,000円、前年度末現在高見込み額18億7,299万1,000円、当該年度中元金償還見込み額1億7,301万4,000円、当該年度末現在高見込み額16億9,997万7,000円、区分、公営企業会計適用債、当該年度中起債見込み額350万円、当該年度末現在高見込み額350万円となっております。

以上、よろしく御審議の上、お認めいただきますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

◎議案第23号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 日程第25、議案第23号 平成29年度青木村介護保険特別会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 議案第23号 平成29年度青木村介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

271ページをお願いします。

平成29年度青木村介護保険特別会計予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億6,811万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年3月7日提出、青木村長、北村政夫。

279ページをごらんください。

2 歳入

款1 保険料、項1 介護保険料、目1 第1号被保険者保険料については、第1現年度分特別徴収保険料1億792万4,000円につきましては、第6期介護保険料、月額5,700円を基準額とし算定し、277万3,000円の増額となっております。

節2 現年度分普通徴収保険料1,022万2,000円は、15万7,000円の減額となりました。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金については、節1 現年度分9,187万1,000円は、保険給付費の実績等により217万円の減額となります。

次のページをお願いします。

項2 国庫補助金、目1 調整交付金の現年度分3,380万7,000円は435万4,000円の減額となり、目2 地域支援事業交付金では、平成29年度よりスタートします新しい介護サービス事業として、総合事業の訪問型サービス、通所型サービスへの充当となります。

目3 地域支援事業交付金では、今までの外出支援サービス事業等への振替分となります。

款4 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金については、実績等と現年度分保険給付費の28%分により286万5,000円の減額となります。

次のページをお願いします。

款5 県支出金、項1 県負担金の現年度分8,198万1,000円につきましては、保険給付費の実績に伴い115万6,000円の減額となりました。

次のページをお願いします。

款6 繰入金、項1 一般会計繰入金については、目1 介護給付費繰入金が繰り入れ基準により保険給付費の12.5%により106万2,000円の減額となり、目4 その他一般会計繰入金につきましては、配食サービス事業、一般会計への組み替え等により798万4,000円の減額となりました。

次のページ、286ページをお願いします。

### 3 歳出

款1 総務費、項1 総務管理費、節13委託料、システム改修委託料87万3,000円では、制度改正による所得指標の見直しに伴うシステム改修費を計上しております。

項2 介護認定審査会費1,063万2,000円につきましては、介護認定調査員19人体制で進めております。

次のページをお願いします。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目1 居宅介護サービス給付費については、要介護1から5の在宅サービス費で実績見込みにより1,128万円の減額となりました。

次のページをお願いします。

目3 地域密着型介護サービス給付費は、認知症型グループホームの施設費となっています。

目5 施設介護サービス給付費は、老人福祉施設、老人保健施設等への給付費が実績等見込みより90万円の増額になっております。

次のページをお願いします。

目8 居宅介護住宅改修費は、実績等により減額となりました。

次のページをお願いします。

目9 居宅介護サービス計画給付費は、実績等により234万円の減額としました。

項2 介護予防サービス等諸費、目1 介護予防サービス給付費から294ページ目8 特例介護予防サービス計画給付費までは、要支援1・2の費用となりますが、介護認定の更新時に、要支援者については総合事業に移行するため、一時地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業への振替となります。

295ページをお願いします。

項4 高額介護サービス等費、目1 高額介護サービス費については、介護保険利用者の負担

上限額を超えた場合に、所得に応じて給付されるサービスとなっております。

次のページをお願いします。

項5 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者介護サービス費2,438万4,000円は、特養、老健等の入居者の食事代等の軽減分に対するサービス費で、38万4,000円の増額となっております。

299ページをお願いします。

款5 地域支援事業、項1 介護予防・生活支援サービス事業費、目1 介護予防・生活支援サービス事業費、第1号訪問通所生活支援事業491万1,000円につきましては、平成29年度からの新たな総合事業として実施いたします予防給付の訪問介護、通所介護について、介護認定更新の見直しにあわせて、従来の介護予防事業と旧介護予防給付の基準を緩和したサービスA型を運用するものです。

次のページをお願いします。

目2 介護予防ケアマネジメント事業費93万9,000円は、総合事業に係るケアマネジメント費となります。

次のページをお願いします。

項2 一般介護事業予防費80万4,000円につきましては、今までの二次予防事業、元気アップスマイル教室、一次予防の筋力アップほきぼき教室を統合し、他の介護予防教室も継続する中で、区分をなくし、一般高齢者の方がどなたでも介護予防教室に参加できる体制にしていきます。

次のページをお願いします。

節20 扶助費、成年後見人等報酬助成33万6,000円につきましては、市町村申し立てによる成年後見制度利用による成年後見人の報酬を助成するものです。

目3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、今まで介護一次予防事業費に計上しておりました包括支援センターの公用車の管理にかかわるもの、包括支援システム委託料を振り替えるものでございます。

目4 任意事業費、節13 委託料、介護予防地域支え合い事業では、外出支援サービス事業として450万円、緊急通報体制等整備事業として81万7,000円、訪問理美容サービスとして3万円を計上しております。

節19 負担金補助及び交付金では、紙おむつ補助金30件分を見込んでおります。

節20 扶助費、寝たきり・認知症老人介護慰労金では、25名分を対象としております。

以上、御審議いただき、御決定いただくようお願いいたしまして、予算の説明とさせていただきます。

---

#### ◎議案第24号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 続きまして、日程第26、議案第24号 平成29年度青木村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 議案第24号 平成29年度青木村後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

305ページをお願いします。

平成29年度青木村後期高齢者医療特別会計予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5,340万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年3月7日提出、青木村長、北村政夫。

311ページをお願いします。

#### 2 歳入

款1 後期高齢者医療保険料につきましては、年金から徴収する特別徴収保険料と、窓口、口座等から徴収する普通徴収保険料となっております。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金ですが、保険者の支援分と保険料軽減分に対して一般会計より繰り入れをするもので、81万1,000円の減額となっております。

313ページをお願いします。

#### 3 歳出

款1 後期高齢者医療広域連合納付金で、徴収した保険料と繰入金を合算して後期高齢者医療広域連合へ負担金として納付するもので、38万1,000円の増額となっております。あとは特に申し上げることはございません。

以上でございますが、よろしく御審議の上、お認めいただきますようお願いいたしまして、

説明を終わらせていただきます。

---

◎平成28年度青木村社会福祉協議会会計補正予算及び平成29年度青

木村社会福祉協議会会計予算の説明

○議長（小林和雄君） 続きます。日程、議案にはありませんが、平成28年度青木村社会福祉協議会会計補正予算と平成29年度青木村社会福祉協議会会計予算について簡潔に報告をお願いします。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） お願いします。

始めに、それでは、平成28年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第3号）について説明をさせていただきます。

平成28年度青木村社会福祉協議会会計補正予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,305万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月7日提出、社会福祉法人青木村社会福祉協議会会長、関晴夫。

5ページをお願いします。

2 歳入

款4 使用料及び手数料、項1 使用料、59万7,000円を減額し、560万3,000円とするものがございます。老人福祉センター使用料16万7,000円の減、くつろぎの湯使用料43万円の減でございます。

次のページをお願いします。

3 歳出

款2 事業費、項5 老人センター費、目1 老人センター費16万7,000円を減額し、755万3,000円とするものがございます。修繕料につきまして、見込みより減額となるものがございます。

項8くつろぎの湯運営費、目1くつろぎの湯運営費43万円を減額し、1,612万2,000円とするものでございます。

節11需用費、光熱水費でございますが、湯量が豊富により水道料が見込みより減となるものに伴い、光熱水費を減額するというものでございます。

以上、今回の補正につきまして御報告させていただきます。

それでは、続きまして、平成29年度青木村社会福祉協議会会計予算について御説明申し上げます。

平成29年度青木村社会福祉協議会会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,153万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月7日提出、社会福祉法人青木村社会福祉協議会会長、関晴夫。

5ページをごらんください。

2 歳入

款1補助金、項2村補助金につきましては39万5,000円の増となっております。

款2配分金ですが、赤い羽根並びに共同募金より約80%の配分金があります。

款3事業委託金、項1村委託金、老人センター分777万3,000円は42万3,000円の増、くつろぎの湯854万7,000円につきましては3万6,000円の減額となっております。

款4使用料及び手数料では、老人センター使用料、くつろぎの湯使用料が減額となっております。

7ページをお願いします。

3 歳出

款1事務費、項1事務費については、節1報酬は会長1名と理事4名、評議員12名分と嘱託職員1名分です。

9ページをお願いします。

款2事業費、項3助成金は、高齢者クラブを含めて5団体に対して、昨年と同額を計上しております。

次のページをお願いします。

項4心配事相談事業費については、節1報酬で、心配事相談員3名、法律相談として司法書士4回分を計上しております。

11ページをお願いします。

項5老人センター費では、職員手当、共済費、賃金につきましては、臨時職員2名分と非常勤臨時職員3人分を計上しております。

13ページをお願いします。

項8くつろぎの湯運営費では、節11需用費の006修繕料150万円では、濾過機、ポンプ等修繕を見込んでおります。

次のページをお願いします。

節18備品購入費では、高圧洗浄機、水中ポンプを見込んでおります。

次のページをお願いします。

項9地域支え合い福祉計画事業費、節19負担金補助及び交付金で、地域支え合い事業補助金20万円ですが、現在9地域で設立されており、見込み分1地域を含みまして10地域分を計上しております。

項10結婚推進事業費では、節1報酬、結婚相談員報酬4名分を計上しております。

次のページ、項11防災事業費につきましては、特に申し上げることはございません。

以上で説明を終わらせていただきます。

---

### ◎散会の宣告

○議長（小林和雄君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会とします。

この後、全員協議会を委員会室で行いますので、移動をお願いします。

散会 午後 2時42分



平成 2 9 年 3 月 8 日 (水曜日)

( 第 2 号 )

平成29年第1回青木村議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成29年3月8日(水曜日)午前9時開議

日程第1 一般質問

出席議員(9名)

1番	金井とも子君	2番	宮下壽章君
3番	杓掛計三君	4番	片山順雄君
5番	居鶴貞美君	6番	内藤賢二君
7番	小林和雄君	9番	堀内富治君
10番	山本悟君		

欠席議員(なし)

欠員(1名)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫君	教育長	杓掛英明君
参事兼 総務企画課長 兼事業推進室長	井古田嘉雄君	建設産業課長	片田幸男君
住民福祉課長 兼保健衛生係長	花見陽一君	教育次長兼 公民館長	横田孝君
保育園長	多田治由君	会計管理者兼 税務会計課長	小宮山俊樹君
建設産業課長 兼補佐兼建設林務係長	宮下剛男君	住民福祉課長 兼補佐兼地域包括支援センター長	宮澤章子君
住民福祉課長 兼補佐兼上下水道係長	若林喜信君	住民福祉課長 兼住民福祉係長	上原博信君
総務企画課長 兼総務係長	稲垣和美君	総務企画課長 兼企画財政係長	小林利行君
建設産業課長 兼商工観光係長	依田哲也君	総務企画課長 兼事業推進室長	塩澤和宏君

教育係長 横沢幸哉君

建設産業課  
国土調査係長

小林義昌君

---

事務局職員出席者

事務局長 井古田嘉雄

事務局員 稲垣和美

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（小林和雄君） 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の一般質問の傍聴には、村民の皆様の傍聴もいただいております。大変御苦労さまです。

傍聴席の皆様にお知らせいたします。本日の一般質問はもとよりですが、10日及び13日には委員会審議が行われますので、御都合がございましたら傍聴いただければ幸いです。

---

◎議事日程の報告

○議長（小林和雄君） 本日は、平成29年第1回青木村定例議会の中で、一般質問日となっております。4人の議員が一般質問を行い、終了後、総括質疑、委員会付託を行い、散会いたします。

---

◎一般質問

○議長（小林和雄君） 質疑の方法は、質問者の希望により一括質疑方式及び一問一答方式で行ってください。

質問者並びに答弁者をお願いいたします。質問、答弁とも簡潔明瞭に行い、論議を深めてください。また、一問一答方式の際は、必ず議長の指名を受けてから発言してください。質問時間は40分を超えることはできませんので、御承知おきください。

では、質問に入ります。

通告順に登壇をお願いいたします。

---

◇ 山 本 悟 君

○議長（小林和雄君） 10番、山本悟議員。

山本議員。

〔10番 山本 悟君 登壇〕

○10番（山本 悟君） 皆さん、おはようございます。

議席番号10番、山本です。

さきに通告いたしました3点について、村長にお尋ねをしております。

それでは、第1問目の5年、10年後、いや、30年、50年先の楽園「青木村」を目指してということでお尋ねをしております。

こんな表題を聞くと皆さん、何言っているんだい。甘いこと言っているんじゃないかと、こういうように言われるかもしれません。楽園なんて言葉は単語や言葉としてはあるけれども、浦島太郎や白雪姫の童話の世界じゃないよと、甘ったれたことを言っているなどお叱りを受けるかもしれませんが、いつも厳しいことばかり言っていると思いますので、きょうは、ちょっと優しく甘いことも言わせてもらいたいと思います。

それでは、楽園というものの意味なんですが、何となくはみんなわかっているはずなんですけれども、私も広辞林を引いてみました。そしたら、悩みや苦しみのない幸福に満ちた場所、パラダイス、楽土、極楽、天国と例示がありました。私の中では、後楽園とか、かつてのジャイアンツのホーム球場でしたかね。あと偕楽園、水戸の梅園ですか、そんなのがイメージとして浮かんだんですが、ちょっと横へそれましたけれども、それではお尋ねをしております。

まず、今は一体どんな時代なんだろうということを検証といいますか、振り返ってみたいと思うんですが、1964年、昭和でいいますと39年ですが、東京オリンピックがあった年です。そのころから平成20年、2008年のリーマン・ショックまで、もうちょっとこっちというように考えると、2011年の平成23年ですが、東日本大震災のあったくらいまでのほぼ半世紀が、本当に高度経済成長で物価も上がったけれども、それよりも給料も上がったし、オリンピックで世界に日本の戦後復興を誇示することもできたしというような中で、古きよき時代だったかなと私は今になってそんなふうに感じています。物心両面で楽園といっても過言ではないと思います。古く卑弥呼とか聖徳太子の時代にさかのぼっても、こんないい時代はなかったんじゃないかと、本当に太平で楽園の時代だったなとそんなふうに思います。

私ごとで大変恐縮ですが、縁がございまして、青木村の一住人として住まわせてもらっております。私、よそから来た「きたれもん」ですから、今の青木村を育ててくれた先人に、

尊敬と感謝の念でいっぱいでございます。

青木村で特に尊敬できるといいますか、そんなこと1つ、もし仮に挙げるとすれば、満蒙開拓団に少年義勇兵とか開拓団員とか送らなかった。当時は国の圧力といいますかあれで、学校の先生までが自分の教え子を満蒙へ送って、極端にいうと戦場へ送ったというふうな歴史があったんですけれども、青木村はすごい選択をしたなど、こんなふうに私の中では思っています。

ちょっと横へそれましたけれども、最近の社会の風潮といいますかそういうものを見ますと、企業や団体、個人もそうですが、自分さえよければいいとふうな利己主義、エゴイズムが蔓延しているとこんなふうに思います。そんな中で、さきの特定秘密保護法、あるいは安保法制、内閣による憲法解釈、あるいは改正に向かったの進め方等々、そして今回の共謀罪といろいろ本当に感じる場所があります。

子供や孫の時代に、できる限り個人の人権や尊厳が尊重され、人の痛みやそういうことがわかる、隣近所と緊密なコミュニケーションがとれて、お互いが支え合い、手を取り合っていけたらいいなど、こんなふうに思います。ちょっとセンチメンタルなことを申し上げましたけれども、それでは具体的にまとめます。

まず、村がこれからも、今までもそうだったし、前村長も現村長もすばらしいかじ取りを私はされているなどと思いますが、これから先もできるだけ長く青木村として自立してやっていければ、村民にとっては一番幸せだなどこんなふうに思います。

それで、きのう、いただきました村の第5次長期振興計画の中なんですけど、いろいろ見えますと本当にすばらしい内容だなど。もう全て私が考えていたこと、質問しようと思うようなことが、あれ見れば全て網羅して書いてあるなど、こんなふうに私は思っています。

前期の5年が終了しまして、後期の5年が29年から33年まで始まるわけですが、その中で4つの重点推進施策というのがございました。道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト、それから国道143号青木峠新トンネル整備プロジェクト、あおきっ子小・中学校全学年2クラス化プロジェクト、健康寿命延伸プロジェクトでございます。それを実行するために、いろいろ細かく今度分けて書いてあるんですが、6つに分けてありますが、それを読むと本当に詳細に全てを網羅して、ああ、すばらしいなというふうに思っています。

それでは、前置き長くなりましたが質問をしまいいります。

先月25日、村長の村政報告会、総決起集会とも言っているかと思いますがございました。そのとき、私もちょっと発言させていただいたんですが、今ここへ私が立って青木村の将来

を語るができるのも、今青木村が存在するからこういう席も議会もあつたりする。これがそうではなくて、上田市の青木ということになると、本当に16万、17万の中の四千、四、五百人というのは、パーセンテージにしても本当に数%という中で、声を上げて届かない、議員もせいぜい1人ぐらいしか出られないだろうという中で、青木村として自立の道を選んだのはすばらしい選択だったなど、こんなふうに思います。

その中で村長にお尋ねしたいんですが、これからも自立をせずとやっていくというようなこと、この間もおっしゃっていましたが、それには何といても財政、とにかく自立していくためには、軽井沢のような不交付団体ではありませんので、自主財源は限られた中でどうやってやっていくかというふうなこと、じゃ、村長、その辺からひとつ伺います。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 楽園の御高説を承りましてありがとうございます。

楽園の尺度というのは時代とともに、あるいはその人によって、あるいはその人の年齢によって変わってくるかもしれませんが、いろいろブータンの国のような幸せの尺度もありますし、人さまざまであろうと思っております。

しかし、そうは言いながらも、先立つものはということで今御質問いただきましたような財政的な裏づけがないと村の財政というのは、あるいは存続というのは難しいだろうというふうに思っております。

ちょっとその前に先日、熊本県のある2,000人弱の村を対象に、合併しなかった13年という講演会、シンポジウムが開催されたという資料をいただきました。やはりその結果、合併したところはどうかという検証は全国の至るところでやっておりますけれども、しなかった検証も珍しいかなというふうに深読みをさせていただきましたけれども、やはり青木村と同じように、しなくてもよかったなというのがもともとの村の皆さん、それから周辺の合併した市町村からも、羨望の目で見られているということでありましたので、青木村も同じかなというふうに思っております。

御質問の自主自立のための財政計画運営、あるいは将来的な展望についてでございますけれども、今回の5カ年計画の中で、今までと違って、特に9点の推進プロジェクトということで4つを挙げさせていただきました。これは、長期的に財政的にはもちろんでありますけれども、そのほかを含めて、ハード、ソフト含めて、青木村が存続するためのものです。

特に今、道の駅でいえば、金利が大変安い時代でありますので、いつも申し上げますように、米のなる木を植えておく、この時期かなというふうに思っております。それから、やはりたくさん人が来てくれるということが、いろいろな財政基盤を強くする起点でありますので、143のトンネルが、この5年間では難しいと思えますけれども、その間に準備をしておくということが大事な時期ではないかと、こういうことでその2つを挙げさせていただきました。財政的にはそんなことを中心に、今後もやっていきたいというふうに思っております。

1つ今、東京オリンピックの39年の話出ましたけれども、私の経験では、昭和43年に東京オリンピックを中心に首都圏が爆発的に、何ていいますか、拡大いたしました。その反省で、昭和43年と記憶しておりますけれども新都市計画法ができて、市街化区域、市街化調整区域というような計画論をして、25年後のまちづくりを考えた都市計画を首都圏ではしてまいりました。

その結果、25年たった検証では短かった、短過ぎた、もっと長期的なスパンでまちづくり、あるいは市町村づくりを考えていこうというようなことに、都市計画中央審議会では検証されております。そういった意味で私も、青木村の5カ年計画ではありますけれども、先を見据えた5カ年計画というのは必要だということで、そんな視点で今回は策定をさせていただきました。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 今の財政、財源の中で特に自主財源。住民税、あと固定資産税が主なものかと思うんですけれども、法人税も含みますけれども、何とか企業さんに来ていただいて、青木村で雇用の場と、それから、その法人さんから固定資産税とかいろいろな形で法人税等々思うんですが、どうでしょうか、具体的に何か工業団地をつくってこういうようにやるよとか、今こんな話があるよとか、そんなことございましたらお聞かせ願えればと思います。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 村税は今回のところで約3億7,000万、上げさせていただいております。村民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税でございます。

今の工業団地は、工業団地をつくることによりまして、いろいろ波及効果、末広りのいろいろな効果もありますので、企業誘致は一生懸命やっていきたいというふうに思っております。

その一つとして、今回条例でお願いしております課の設置条例の中で建設産業課を分けて、



商業、工業、観光、住宅、移住、こういったことをする課を専断的につくりたいというふう  
にお願いを、議案を提案させていただいております。

この中で、工業を、工業団地をつくるというのは、1つでは農地を潰すわけですからそう  
いうようなことの手当ても必要ですし、そうは言いながらも、来てくれる企業をまず探さな  
ければならないということでありまして、鶏と卵と関係ではありますけれども、企業誘致を  
積極的にやっていきたいというふうに思っております。

幸いにいたしまして、一昨年暮れに知事が、143のトンネルのことを建設に向けて調査を  
開始するというお話をいただき、その後いろいろPR活動をしている中で、1つの企業が工  
場でありますけれども、具体的にこの4カ所、社長が来て4カ所を見せたうち、ここに約  
7,000坪の土地が欲しいというふうに言われております。

来年度、また新しい課ができて新しい体制になりましたらそういう力も出てまいりますの  
で、積極的にその展開を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 自立して、青木村として半永久的にといいますか、できるだけ長く  
やっていくためには、私は村民の皆様、職員、理事者、議会もそうですが、それなりの強い  
意思というものを持ってやっていかなくちやいけないと、こう思うんですが、例えば今の長  
期5カ年計画の後期基本計画についても、例えば住民の皆様にも冊子を読んでいただいて、あ  
るいはほかに情報電話とかいろいろな形で見ていただいて、できるだけ多くの方に周知して  
実行していこう、頑張ってやっていこうという気持ちにならないとなかなか厳しいと思うん  
ですが、価値観を共有するといえますか、同じ情報を持ってみんなが同じ目標に向かってい  
ければ、これはすばらしいなと思うんですが、この辺村長、いかがでしょうか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） この5カ年計画を策定する段階で、村民参加のいろいろ手法、例えば  
委員を公募ですとかアンケートをすとか、いろいろな形でこの策定の段階で参画をして  
いただいております。

成案になった段階で、いろいろPRをしていくやり方ありますけれども、まずはなるべく  
早い段階で広報紙にその概要版を載せて、村広報紙も相当数読んでいただいているというふ  
うに承知しておりますので、まず、そんなところからPRをしてまいりたいと思っております。  
また、議員の皆様方にも、今、山本議員がおっしゃったようなPR活動、あるいは、広  
めていただくようなさまざまな活動もお願いしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 具体的に143ですが、みんな、いつごろできそうだいというようなこと言われるんですが、村長の中で、今度知事は、西暦27年には長野で国体をやりたいというふうなことを、さきの新聞に出ていましたけれども、27年度いうことになるとまだ10年先なんです、それじゃちょっと遅いと思うんですけれども、それも一つの目安にはなるかもしれないけれども、もうちょっと早く三才山と新和田が無料化になるころ、めどつけばいいなというふうに私思うんですが、村長いかがでしょうか。これ、推測の範囲を出ないかとは思いますが。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 143のトンネルがいつできるかということ、こういう公の席で言うのはなかなか言いにくいところもありますけれども、初めてこの場でお話することになりますけれども、希望とすれば、私の希望とすれば、平成33年6月10日に、三才トンネルが無料になるということが決まっておりますので、そのときにいろいろ向こうにトラックが集中するとか、三才山も大分もう40年たって物理的に疲労もしておりますので、そのメンテナンスをしなければならぬというようなこともあわせると、県では、これは私が思うのに、その辺をめどに考えていただいているのかなというふうに思っておりますし、そういうことを目標にまた陳情をしていきたいというふうに思います。

この間、昨年、議員の皆さんと権兵衛峠を視察に行きましたけれども、あの権兵衛峠は、掘削だけ見ますと年間750メートルを掘っております。今回のトンネルは、トンネルだけを言いますと1,600メートルと800メートルですから、単純計算では掘るだけなら3年できるというふうに思っております。しかし、それまでいろいろ調査をしなければなりませんけれども、私の希望とすれば、三才山があくときにあいてくれないかなというふうに思っておりますし、そういうことを視点に陳情活動をしてまいりたいと思っております。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 上田市の知り合いとか何かとたまに会うと、青木は頑張っているなという、村長がかわればあんなに変わるもんかい、いろいろな面で頑張っているなというように言われて、私も本当にうれしく力強く思うんですが、その中で村長、余り走り過ぎちゃうと疲れますので、ほどほどに焦らず気張らず臆せず北村流でやっていただければいいかなと思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、2問目に入ります。

議会事務局の独立についてということでお尋ねをいたします。

このことについては、前村長にも一般質問とか、あるいは質疑の中等で何回かお伺いしたことがあります。

今現在、独立した事務局がないんですが、実現はしていないんですけれども、そんな中で私、初めてこの議会、出させていただいたときには、まだ、議会事務局設置条例もございませんでした。それから議会事務局の庶務規程もありませんでした。そんな中で提案者として、議員提案で23年の4月1日に制定、施行していただきました。それまでは議会事務局という呼び方はしていたんですが、正確に言うとそうじゃなくて、事務局は、地方自治法では都道府県に議会事務局を置く、市町村は置くことができるというふうな、そういう法律もちょっと私いまいかなんですけれども、そんな決まりの中で青木村はありませんでした。

それから、よく言われることなんですが、首長と議会の関係というのは車の両輪とか、あるいはもろ刃の剣だとかよく言われるんですが、私は例えば同じ車の両輪といっても、片方は口径の大きな大型車のタイヤ、片方は軽のタイヤだったら、まるで真っすぐに進みこないんですが、私の中で今、同じ軽のタイヤだとは思っていない。ある程度、軽が違ってなかなか真っすぐ行かない、また曲がってもとへ戻ってきてしまうと、そんなふうに思っています。

それから、もろ刃の剣というのは両側に刃がついているという意味なんでしょうけれども、でも、もろ刃の剣といっても片方はぴかぴか光っていて、片方は余り光っていないそんな剣じゃないかなと、そんなふうに思います。6人制の村長部局と合議制の議会、これは国も都道府県の市区町村もみんな言えることですけれども、なかなかフィフティー・フィフティーではないなと、私の中ではそんなふうに思っています。

そこで、合議制の議会がより議会の機能を発揮して、住民の皆様の負託に応え、福祉の向上とかそういったことに寄与するためには、やはり事務局が独立していなければいけない。今、事務局長は、一般職のトップである総務企画課長がおやりになっている。任命権者はもちろん村長ですけれども、そんな中で、じゃ、課長どっち向くのといえ、それは当然人事権を持っている任命権者のほうを向くのは当たり前ですし、だから、それをこう今やっているというのは前村長からのことではありますけれども、いまいちどうかなというふうに思います。

そんな中で、今、県下77の市町村があるんですが、そのうち72の市町村には議会事務局がございます。あと5つ、北相木さん、長谷村さん、根羽さん、下條村さん、大鹿村さんに

は議会事務局設置条例がありません。なくても別に地方自治法に違反するわけじゃありませんからいいんですけれども、やはりいまいち、議会がより活性化して本来の機能を発揮するためには、独立した事務局があったほうがいいんじゃないかなと私はそんなふうに思います。

それから地方自治法の中では、議長が議会事務局長の任免をするというふうに規定されております。それからほかに細かく規定は幾つもありますけれども、58の町村の中だけ見ますと、22の町村に専任の事務局さんがおられます。それから、58の町村の中の20には専任の職員もいます。ちなみに青木村と友好といいますか、交流会をやっている長和町さんは専任がお一人、職員がお一人います。筑北村さんはどちらもいないという今、状態でございます。

そんな中で村長にお尋ねしますが、これは前にもたしか質疑か何かお伺いしたと思うんですけれども、どうでしょうか、専任の職員、置いていただけませんか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今の山本議員の御質問の趣旨といたしましうか、その裏にあるものは、その議会、例えば総務課長は村長部局、それから議会事務局長、あるいは書記長というんでしょうか、両方言い方がありますけれども、議長、議会のほうを向いていると。

そういうときに公平な運営ができないんじゃないかという御指摘の中の大きな柱ではないかというふうに思いますけれども、うちの場合は、御案内のとおり、事務局長もそれから書記も、決して村長部局だけ見て、なびくようなと言いましうか、それにウエートを置いて、あるいは相対するような場合には、もちろんそんなことはありませんでしたけれども、村長部局のほうだけ見ているじゃないかとそういう御指摘なのかと思いますけれども、私の見ている限りは全くそんなことはありませんので、公平に言っております。私の言ったことも通らないことももちろんありますけれども、それは公平にやっていたというふうに思いますから、その危惧はないかなというふうに思います。

この4年間、青木村の議員さんたち見て、私も幾つかの市町村、あるいは違った自治体にもおりました。そういう目で見ると、本当に議員さんたちの活動は、本当に尊敬するに値するくらい一生懸命やっただいておられますので、そういう面で専担のところがあったほうがいいかなというお話かと思っておりますけれども、この質問が出たときに担当職員とも議論したんですけれども、どのくらいの時間を割いているか、ウエートを割いているかということで、局長にすれば2割ぐらいです。この議会に対する時間と言いましうか気持ち、割いている時間というか。ですから、そのための1人というのはなかなか難しいかというふうに思いま

す。

私も調べてみました。それで村が35ありますけれども、長野県の議長会の資料でありますけれども、村で専任の議会事務局を置いておりますのは35分の8で、その率は23%でございます。専任の議会事務局の職員を置いておりますのは、35分の4で11%になります。そういうことでありまして、議事課がすることは議会の会議に関する、常任委員会、特別委員会に関する、議会運営委員会に関する、請願、陳情に関する、全協に関する等々がありますけれども、今、専任の書記長とか事務局長とか書記がいなくて、不便を感じているということはないだろうというふうに推測しているところでございます。

青木村も職員の数が少ないからというのは、なかなか説明しにくいところではありますけれども、一つの理由としては、青木村の役場の職員の数というのは総務省の調査で、その類似団体でいえば日本一少ない人数でやっておるわけでございます。1人が行う仕事量というのは限界があるわけでありまして、この専任の職員を置くということに関しましては、今後の課題とさせていただきたいというふうに思います。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 12月の一般質問でも、職員の処遇を改善するというふうなタイトルでお伺いしたんですけれども、その中でもラスパイレスは本当に90未満、89.5でしたかそのぐらいで、県下でも本当に低いほう。

それから今、村長言われたように、1万人に対する職員の数も非常に日本一というぐらい少ないということは、青木村の職員は本当よく働いていると。1人で内野も外野も守っているんじゃないかと、そのぐらいまで一生懸命やっているなど、こんなふうに思います。そんな中で本当に頭の下がる思いなんです、職員のほうからは村長に何か言いにくいでしょうから、そのラスパイレスのことやら住民に対する職員の比率とか、そういうことも含みまして、私は事務局の専任の事務局長が欲しいなど。

例えば、財政的にいえば、かつて私の知っているとき、私が初めてここへ立たせていただいたときには16人の議員がいました、それで今は10人です。ということは、単純に言うと3分の2ということですよ、今。ということは3分の1経費が減ったということになります。今度の東御の議員定数で減った分は議員の報酬にというようなお話も、きのうでしたか、お伺いしましたがけれども、それはともかくとしましても、もしお金の面だけでしたら、何とか私の胸の平勤1人ぐらいの報酬で、村内には優秀な方いっぱいいますから、例えば、村の課長経験者というような方、そういう方は職員もみんな知っていますし、それから当然理事

者等も知っているし、議員も知っている、村民の皆さんも知っているという中でやれば、本当に公平ない事務局長さんとしてやっていただけるかなと思うんです。

そんな中で、きょうは現状維持といいますか半歩前進ぐらいの私、気持ちで受けとめたいと思うんですけれども、今、財政的面も考えて、村長、また前向きにひとつよろしくお願ひしたいと思いますが、じゃ、これは回答はあれでして。

それでは、3問目の政務活動費の新設導入について、お尋ねをしてみたいです。

地方自治法は、議員が調査研究等に充当するため、条例の定めにより政務活動費を交付することができるものと規定されております。2000年、平成12年に政務調査費という名前で導入され、2012年、平成24年に地方自治法の改正により名称が変更され、現在に至っています。

昨年7月の時点で、全国では928町村のうちの194町村、率にして21%ぐらいですか、それから全国市議会では約9割弱の議会が導入されているようです。金額ですが、名古屋の市議会は会派を通して月額50万円、一般的な町村議会では大体3,000円から1万円ぐらいが多いと聞いております。かつて政務活動費を交付していたんだけどもやめたという町村もあります。隣の県の下仁田町さん、あるいは本県の信濃町さん等あったんですが廃止したというところもございます。それから今言ったように町村では58のうちの7町ですので、パーセンテージにすれば12%ぐらいしか実際にはやっていない。軽井沢、御代田、蓼科、長和、下諏訪、松川町、喬木町さんということのようで、平均は6,614円とのことですよ。

ただ、言えることなんですけど、皆さんの記憶にも新しいと思うんですけれども、富山市議会、余りにもひどい政務活動費の使い方をして、議員辞職にまでなってしまうようなことがございました。それから名前は忘れたんですけども、国会議員で号泣していた人がいましたよね、あんなのもありました。

そんな中で村長にお聞きしますが、ちょっと申し上げにくいんですが、こういう情勢という社会的な風潮の中で、使い道はもちろん条例でうたうわけですが、例えば支給する場合には議員個人がお支払いするんじゃなくて、事務局がその相手方にお支払いするというような透明性の高い方法で、例えば視察に行くときの交通費だとか、そのときの何か文書代みたいなものとか、そんなもの、もし導入していただければなと思うんですが、村長のお考えをお聞きします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今、政務調査費の御質問いただきました。

これは地方議員の調査研究のために、給与とは別に、議員報酬とは別に支給されるものと

ということで、愛知県議会のマニュアルをホームページで見ると、これは愛知県ですから県政の課題、県民の意思を把握し、県政に反映させる活動に要する経費だそうでございます。今お話ありましたように兵庫県の県会議員を初め、富山市を初め、これに関するいろいろな不正に関するデータが最近にぎわしております。

しかし、青木村の議員さんを見ますと、非常に一般質問でも地道に、地道という、その現場に行っているいろいろ収集したり、あるいは長い電話を恐らくかけられてこういう資料を集められたりいろいろされておられる。そういった経費が当然多くかかっておられる議員さんもたくさんいらっしゃいますので、私は政務調査費というのは必要があれば支給してもいいんじゃないかと、支給という言葉悪いんですけども、予算化してもいいんじゃないかというふうに思っております。県内の状況は今お話したとおりで、58分の7ですから12%です。意外と、この青木村の地域、近いところが出しているわけで、5,000円から8,000円だそうであります。

議会ではいろいろ研究会もつくられるというふうに伺っておりますので、そういう中で御議論されまして、ぜひ必要だということになれば、私どものほうでは予算化することにはやぶさかではございません。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 先ほどもちょっと触れましたけれども、昨年12月にお伺いした議員報酬の件、今回の議会事務局の独立の件、それから今の政務活動費の関係、お金のかかることばかりで、おまえ、よくそんなことばかり言うなど、こう思うかもしれませんが、誰かが言わなくちゃ物事前へ進みませんので、あえて言わせていただきました。

村長、本当にすばらしい村政をやられて、さっきもちょっと触れましたけれども、青木はすごいね、頑張っているねと、何かそういうふうな、私住んでいる自身もそう思いますけれども、はたから見ても何かひしひしと感じるというふうなことで、これがエネ空のあれ、俺、わざわざ写真撮ってきたよ、そういう友達もいました、上田の中で。

それは一つの例ですけれども、村長、本当にこれからも青木村をより住んでよかったと思える、去年の日本一住んでよかったと思える村ランキングの1位ではありませんけれども、これからも村民のために、またよろしくお願ひしたいと思いますが、以上で、じゃ、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小林和雄君） 10番、山本悟議員の一般質問は終了いたしました。

---

◇ 堀内富治君

○議長（小林和雄君） 続いて、9番、堀内富治議員の登壇をお願いします。

堀内議員。

〔9番 堀内富治君 登壇〕

○9番（堀内富治君） 9番、堀内富治でございます。よろしくお願いします。

ちょっと私、声帯を痛めておりますのでお聞き苦しい点があるかと思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。

きょうは、2点について質問をしております。村長並びに担当課長の答弁をよろしくお願い申し上げます。

まず、第1点目でありますけれども、平成29年度の予算編成についてということでございます。

詳細の内容につきまして、昨日、北村村長から説明があったわけでございます。なおまた、先ほど山本議員のほうからも触れられておまして、若干重複する点があるかと思いますが、御容赦をお願いしたいと思います。

まず、村長にお伺いをしたいと思います。平成29年度の一般会計予算は、歳入歳出で28億2,750万円というような金額が提示されたわけでありまして。前年度予算額と比較しますと、2億5,310万円の減ということになっておるわけでありまして。本年は、村長並びに議員の選挙があるわけでありまして、非常に骨格予算であるというふうに解釈をしておるわけでありまして。予算全体の問題も含めてですけれども若干検討してみますと、民生費も24.9%というようなことでございまして非常に高くなっているかなど、こういうふうに思うわけでありまして。

この予算のポイントです。これはどこにあるのか、まず村長にお伺いをします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 29年度当初予算の基本的な考え方について申し上げたいと思います。

少子化、高齢化、これは私はもう超がつく、超少子化、超高齢化というふうに考えておりますけれどもその中で、それからもう一つは、新たな5カ年計画が来年度から始まるというこの時代の中の予算編成であります。

新しい時代を見つめて充実した村政の運営、こういうことを基本に考えております。特に、



ただいま山本議員にも申し上げましたとおり、質問の中にもありましたけれども、併有ではなくて、一般的なことを調べていくのではなくて、やはり少し旗印をはっきりさせたこの村の村づくりというのが必要ではないかというふうに思っております、重点推進事業、4つの柱を立てさせていただきました。

一番は、今回のいろいろなアンケートで、村民の皆さんというのは福祉と医療、それから教育、こういうことが村民の皆さんの、今後についてしっかりやってほしいという御要請だというふうに私は承知いたしております。

そのためにも、やはり財源が必要でありますので、この金利の安い時代、それから補助金も大変有利なものがついたということで、米のなる木を植える、米のなる木の種をまく、そういう来年度の29年度にしたいというふうに思っております。

それから、青木峠の新トンネルも大分見えてきました。そういうことを見据えて、できてからではなくて、そのオープンしたときにはその効率を、その効果を実効できるような、受益できるような体制を、プロジェクトも起こしておきたいという基本的な考え方の中で今回の予算編成をさせていただきました。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 先ほどもお話の中にありましたけれども長期振興計画ができました。

その後期基本計画の中で、ただいま村長からいろいろと話があったわけでありましてけれども、いろいろな具体的な内容が整理されているおるというふうに私は思うわけでありまして。大変な事業の量になるわけでありましてけれども、これは村長、本年から確実にこれを手がけていくというようなお考えでございますか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 議員さんたちの4年間の御指導や御支援をいただきまして、職員も本当に育ってきておりますし、やる気にもなってきておりますし、基礎体力もつけてまいりましたので、この予算の実効性については、十分私はあるというふうに思っております。

なお、さらにこの実効性を確たるものにするために、建設産業課を2つの課に分けさせていただいて、その推進に努めていくようお願いをしておりますし、また、そういうことで努めてまいりたいと考えております。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 非常に内容が大変だというふうに私は感じておりますけれども、どうか着実に実行ができますよう期待をしております。

次に、道の駅の関係でありますけれども、非常に業務的にも大変な内容のものがあるかなというふうに私は思います。そういうような中で、村としてやはり予算もつけて、しっかりとカバーをしていかなければいけないというような内容のものであろうというふうに私は思うわけでございますけれども、道の駅の支援対策についてどのようにお考えであるか、お伺いをします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 道の駅は、昨年4月1日に株式会社をいたしまして、村も3分の1の出資をいたしまして応援体制を整えております。そして、人的なところも、村の採用した職員、あるいはOBの職員を派遣して、この対応に当たっております。

いずれにいたしましても、こう見ていて、少し手厚くしなければ、補強しなければならないのはマンパワーだというふうに思っておりますので、そういう面をしっかりと応援してまいりたいと思っております。

それから、これから今年度、初年度として3カ年計画で道の駅全体の大規模リニューアルをしておりますけれども、そういった体制を株式会社、あるいは出荷組合の皆さんと協議しながら、建設によりよい道の駅にするために協議を重ねて、向こうの要望を聞きながら建設に努めているところでございます。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 村として、大変重要なポイントとなる場所でもあります。

村民の皆さん、非常に期待をして見ておるわけでございますけれども、どうかしっかりと立ち上がれるまでお願いをしておきたいというふうに思います。

次に、支出の面で、先ほども山本議員のほうから話がございました。職員の給与に関する問題であります。

予算の中で、どのような組み立てをされておるのか私はよくわかりませんが、ラスパイレス指数が県下、下から4番目でございます、4番目に低いということでございます。比率で考えますと89.6%、こういうような数字が前年の実績として上がっておるわけでありまして。

村長も何回もいろいろと話をされておるわけでありまして、本年はこれが解消できる年かなというふうに私は考えておりますけれども、その辺、村長のお考えをお伺いします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ラスパイレス指数については私が就任時から、どういうふうにしたら

モチベーションを上げるために、これを少しでも改善できないかというふうに思っております。

しかし、これを改善するという事になれば、ある見方によっては、国・県からは闇手当だと、職員の闇手当というふうに言われかねないということを承知しておりましたので、いろいろ工夫をいたしまして、今、一昨年は89.6程度でしたけれども、今年度は、まだ試算の段階ではありますけれども、90を少し上回るかなと、そんな数字を試算いたしてございます。

全職員にこれが行き渡るには、少し、二、三年、時間かかるかと思っておりますけれども、職員のモチベーションを上げるためにも、実績に応じたものをするためにも、少しずつではありますけれども改善していきたいというふうに思っております。

なお、隣の市が長野県1位高いということもありまして、その差が10%近く去年はあったわけでありますので、これは日本一少ない職員の数、ラスパイレスも本当に下位だということではなかなかやる気も出てこないというふうに思いますので、この改善点を優先して、ただいま実施しているところでございます。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） ぜひ、問題は明確になっておるわけでございますから、できるだけ早くひとつ、実行ができるような配慮をお願いしたいというふうに考えております。

次に、予算編成の中で税収の関係をお伺いしたいと思います。

税収の確保は大変重要な課題だというふうに私は考えております。その中で、特に村税の関係であります。これは村長の努力もございまして、若干、客の数はふえておるように感じるわけでございますけれども、村税は全体の歳入の中で13%というような大きなウエートを占めるわけございまして、やはりこれを20%くらいまでも引き上げていく必要があるではないかというふうに私は考えております。

村税の中には村民税があり、それから固定資産税、あるいは軽自動車、それからたばこ、入湯税というようなものがあるわけでございますけれども、これは村の中で稼げるお金でございますから限りがないわけであります。この辺の取り組みについてのお考えを、まずお願いいたします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ことしは特に入湯税、額は、パーセンテージは少ないわけでありまして、やはり入湯税をふやすということは、単にその税金が上がるということではなく

て、観光客の皆さんが入ってくれる。そうすると食材も物も売れると、商品も売れると観光全体の底上げになりますので、この入湯税を少し今回上げさせていただきました。それは少し方向が見えてきたこともありまして、しております。

それから、先ほど山本議員の中でも話しましたように、工場誘致というのは、大変工場から出るいろいろな税金だけではなくて雇用の場にもなりますし、村の活性化のためにもいろいろ必要だということで、税金だけではありませんけれども、企業の誘致については、工場の誘致については、この予算の中では積極的にやっていけるような体制をしいております。

そういうことで、やはり教育、福祉、いろいろ村民からの要望に対しては、今、御質問いただきましたように、村税のアップについては最大限努力をする方向で予算編成をいたしました。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 村税の関係を考えると、金額的には1,296万4,000円とこういうようなのはプラスになっているわけでありましてけれども、道の駅の活性化等を含めて、やはりこういうところの収入を、もっとやはり前向きに考えるべきではないかというふうに私は考えておるわけでありまして。

今、村長の答弁のとおり、しっかりと議員としても協力をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、地方交付税でございますけれども、この金額につきましては余りぶれのない金額かなど、こんな感じが私はしておるわけでありまして、若干控えめに700万ほど減ということまで組み立てをしてあるわけでありまして、地方交付税の動向なり確保対策等についてお考えがありましたら、お伺いをします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 国の地方交付税は、29年度予算、今、国会で審議中でありましてけれども、その中では全体としてはふえておりますけれども、臨時財政対策債を入れてふえているわけで、その真水の地方交付税というのは減であります。

そして、4年間ずっと同じ答弁をしてまいりましたけれども、地方交付税というのは何期かに分けてまいりまして、途中の災害とか震災とかそういうことがないと、3月には少し手厚くといいましょうかプラスされますけれども、その年度の途中でそういうような自然災害とか大きなものがありますとそちらにとられますので、結果として予定した額が来ないということになります。

そういう流れの地方交付税の交付する国の基本的な考え方の中で、私どもの村は今までもそうでしたけれども、今回も非常に歳入全体にわたりましては固く見積もっております。そういうことでこの交付税につきましても固く見積もった額で、今までの経験ですと、毎年予算を上回る結果として歳入、地方交付税をいただいております。今回もそういう視点で編成させていただいております。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 予算の組み立てにつきましては、いろいろと工夫をされた跡がわかるわけでございますけれども、現状とにかく向こうを見て考えるということとはできないかもしれませんが、経営状況を判断する指数については若干検討されておるかというように私は思いますけれども、予想される指数についてはお考えありますか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 国が、いろいろ地方公共団体に、自治体に示しております健全化の指数がございます。

大きく4点ありまして、それをもって説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず実質赤字比率、これは一般会計の収支についてであります。黄色の信号は11.25から15、再生段階が20%以上でありますけれども、当村にとりましては指数がゼロであります。全く問題ないという状況でございます。

次に、連結実質赤字比率でありますけれども、これは地方公共団体全ての会計、特会、企業会計を含めてのことですけれども、これは黄色信号が16.25から20、赤が再生が30%以上になりますけれども、当村ではこれも数字としては出てまいりません、そのくらい健全でございます。

それから次に、実質公債費比率、これは地方公共団体と私どもでいえば広域連合でありますけれども、一部事務組合を含めた公債費の負担の割合についてでありますけれども、これは6.6であります。これは26%以上が黄色、35%以上が再生団体、赤信号になるわけですが、6.6ということですので、これは健全だということになります。

それから、4点目は将来負担比率でありますけれども、これは三セク等将来、公共団体、青木村、それから一組、広域連合、それからほかの三セク等を含めたものでありますけれども、将来の負担率はなしということで、これも全く問題ない数字であります。

この数字は一昨年数字でありまして、ことしの数字はこれから推測する。あるいは来年度についても、まだ数字が出てまいりませんが、おおむね基調的にはこの数字を追認

する状況でありますので、青木村の健全化の指数については全く健全だ、問題ないという状況でございます。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 余り予算の中でも変化はないわけでありますから、経営的には全く心配ないと、こういう解釈をしておるわけでございます。

それから、基金でございますけれども25基金がありまして、これは積み立てになっておるわけでありまして、金額的にも21億円、こういうような積立金額になっておるわけでありまして、大変これも安心して使える金額ではないかというふうに私は考えております。基金の積み立て等についてのお考えは特別ありますか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 基金は、こういう小さい村ですと、財政規模の小さい村ですと、今回のような道の駅をやった場合には大きく取り崩さなければならない、厳しいこととなりますので、そういうための基金というふうにそれぞれ目的基金にはあるわけでありまして。

今回も道の駅が大工事に入りますことから、昨年度3億5,000万円積み立てさせていただいたうちの2億円は、もともとこの道の駅に充てたいということでありましたので、今回それを取り崩させていただいて予算編成をさせていただいております。

それで、いろいろ国の指数とか学説を読みましても、基金はどのくらいあればいいのかというなかなか答えはございません。本当に都市部の市町村は入もありますけれども、歳入もありますけれども歳出もありまして、基金は余りぜいたくではありませんけれども、むしろ長野県の市町村のほうが、私は基金を一般的には割合としては大きく持っているなというふうに思っております。

それで、目的基金を少しつくっていく必要があるのかな、財調だけではなくとも思っておりますが、大きな台風が一、二回来ると、私どもの村では、本当に大小を含めて災害復旧費というのは大変大きく必要になってまいります。災害救助法が発令されるようなものでもなくて、普通の台風でも一、二回来ると、ある程度の復旧費が必要になってまいりますので、このところはしっかり押さえておかなければならない基金だと、そのための基金だというふうに思っております。

それからもう一つ、国は、むしろ国よりは、市町村のほうが基金がたくさんあるので金持ちだという財務省なんかの考え方もありますので、その辺もうまく勘案しながらしていく必要があるかなというふうに思っております。

1つは、今後必要となるとすれば、無医村にしないための基金のようなものも、新しい執行部にはそんな議論もお願いできればというふうに思っております。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） こういう点からも、村の経営の安全ということを理解しておるわけでございます。頑張ってください。

村長は先日の挨拶の最後に、改めて強く感じましたことは村財政の厳しさであり、その中で村の将来にわたる自立をした村づくりでありますと、こういうふうに最後までおられますけれども、私もそんなふう感じておるわけでございます。どうか財政等々の問題も含めて、しっかりと対策を進めていただきたいというように考えております。よろしくお願ひします。

それでは、2点目に入りますが、国民健康保険制度の改革と対応についてということでございます。

いろいろ私も勉強不足でございまして、これは勉強しなくてはいけないというふうに私も考えておる事項でありますけれども、もう健康保険制度も大分何年かたっておるようですが、平成30年の4月1日から制度改革によりまして、新たな方向で実施をすることになりました。市町村の関係の運営のあり方も見直さなければいけないわけでございますが、いろいろやはり課題が多いかなと、こんなふうにお考えしております。

この保険の制度につきましては、長寿社会形成をしていくためには、大変私は重要な健康保険であるというふうに考えておるわけでありまして。この保険、今度は県一本になるということでございますから、青木村の健康保険に対する神経も若干弱まってくるかなと、こんなふうにお感じしております。

私は、もっともっとやはり健康保険組合は、強化をしていかなければいけないというふうに考えておるところでございます。村長、この辺まず感じておりますことをお伺いします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 青木村の1人当たりの医療費が相当高いということは、私はずっと言い続けてきたところでありますけれども、26年度のデータでありますけれども、1人当たりの医療費は、青木村では37万1,198円ということで、高いほうからいうと県内の市町村の中でも9番目に高いわけでありまして。ちなみに1位は平谷村の45万5,590円、そして一番低い川上村は17万5,132円ということで、大変その乖離が大きいわけでありまして。

今回5カ年計画の中で、平均寿命を延ばそうという旗印を1つ立てさせていただいたのも、

こういうことが念頭にありまして思っております。健康寿命を延ばすだけではなくて、これには長野県のACE計画と同じでありますけれども、体を動かしたり栄養をとったり健康診断をしたりというようなことを、しっかりやっていかなければならないというふうに思っております。

それから今、御質問の中にありましたように、新たに県に一本化する保険制度でありますけれども、実務的に青木村の職員がすべきことはそう大きくは変わらないと、あるいは変わることなく、ちゃんと村民との間に立つべきだというふうに思っております。しかし、安定的な財政運営や効率的な事務、そういうことでは大変、保険が1本になるということでは期待できることではあります。

しかし、繰り返しになりますけれども、村民の医療費を下げる、あるいは健康寿命を延ばすということでは、今まで従来どおりのことを、さらにしていかなければならないというふうに思っております。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） ただいま村長のほうからの答弁のとおり、私も聞いている範囲では、青木村は非常に低いほうから数えたほうが早いと、こういうような順位のようにございまして、非常に残念でございますけれども、これも仕方ないかなと考えております。原因は何だろうかということも、これからしっかりと考えていかなければいけないというようにも考えるわけであります。

県内の市町村の状況も調べてみますと、どちらかといえば市関係が比較的良好で村関係が弱いと、こういうふうに感じられる点が多いわけでありまして、これからのやはり健康寿命、こういうような点を重点に村として考えていく必要があるのではないかとということにも考えておるわけであります。

既にもう30年も見えてまいりました。新制度に移行するわけでございますけれども、この準備、あるいは検討も順調に進んでいるだろうというふうに私思いますけれども、この辺の進捗状況等について、もしわかりましたら花見課長、お願いしたいと思っております。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 平成30年度の4月からの施行に向けまして、それぞれ準備を進めてございます。

経営上の運営母体が長野県に移るという状況の中で、保険管理者として資格等の管理につきましては、今まで従来どおり市町村が見るわけでございます。その中で、基本的に大まか



には、この長野県に対しまして村が被保険者から保険税をいただいて、それをもとに長野県に納付金として納めます。そこら辺の試算をしたり、また事務、進めているわけですが、まだまだこれから本算定はこれからでして、ことしじゅうにある程度の方向づけが決まってくるのかなという段階でございます。

それに準じまして、村独自の運営協議会を開催するというので、来年度の3月までの間には、かなり年度末において急なスケジュールで進める予定でございます。

以上です。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 改革の方向性につきましても、先日勉強をさせていただきました。

まず1つは国保に対する財政支援の充実、それから2つ目は国保の運営について、財政支援の充実等により、国保の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、財政運営を初めとして、都道府県が担うことを基本とするということになっておるわけでありまして、こういうような点を考えると、若干財政的な問題については、村の分になってくるかなという感じもするわけでありますが、業務全体を考えると、ほとんど変わりはないじゃないかというような感じもするわけでございます。

ただいま、花見課長のほうからお話があったわけでありましてけれども、くどいようでございますけれども、これが合併して長野県一本になった場合に、村の業務自体はそう心配はないですよというお話ですが、もし、具体的にこういう点をこうなってというようなところがございましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 具体的に、運営形式が変わるということでございます。

やはり、今まで各市町村で、国保のいろいろな申請関係などの様式などが県下統一されてくるかと思えます。それによりまして、被保険者の方につきましては県内に移動された場合にもスムーズに、転居した場合、資格はそのまま継続されるという方向ですので、ただ、被保険者証は市町村ごとに交付されるわけですが、大分スムーズな移行ができるのかなというふうに考えております。

市町村の事務としましても、それぞれ例えば制度改革あった場合には、市町村ごとの対応ということですが、長野県が独自一本化になりますので、その中での対応ですので、事務の省略化もある程度進まれてくるのかなというように思っております。

あとは、今議員さんおっしゃられましたように医療費の給付に関しましても、実際に突発的な高額な医療がかかった場合におきましても、やはり母体が県でございますので、そのかかった医療に対する費用につきましては、県が全額負担するというところでございますので、急な対応も安心してできるということですので、細かなその都度の財政的な心配は要らないということで、小規模町村にとっては、安定的な運営が進められるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 財政上の問題もあるかというふうに私は思いますけれども、一緒になっても、やはり町村間の財政力によりまして影響が出てくる部分もあろうというふうに私は思います。それはやはり県一本で公平化されるというような形になってくるわけですか。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 運営母体が県に移行するというところでございますが、県のその運営に関しましては、各市町村の納付金をもとに運営がされるようになります。

その納付金につきましては、各市町村ごとに県が標準税率を公表し、お示しをする中で、各市町村ごとに独自にまた再度決めるわけでございますが、その納付金を納めるに当たりまして、やはりその納付金を医療費水準、要は、青木村のようにちょっと医療かかっている市町村にとっては、その辺につきましては、標準より若干高目になるのかなというふうに思っています。

ただ、納付金につきましては所得水準、あと年齢調整、いろいろな要素が加わってくるわけでございますけれども、やはり青木村は医療費水準が上位から9番目とかなりここ数年高い位置づけでございますので、その辺を加味した中での数字を納付金として確保しなければいけないので、今後その辺が重要課題になるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 青木村の国民健康保険の基金でございますが、データを見れば5,400万円ほど保有をしております。

これら基金の使い方等については、どんなふうにお考えですか。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） ただいま基金、国保に関する基金でございますが、2月末現在で5,454万3,845円の基金がございます。

ただ、平成28年度分におきましても、基金を取り崩して運営に回す方向でございますので、毎年基金は取り崩しをして運営している状況で、結構大変厳しくなっている状況でございます。

今後この基金につきましては、今後の市町村として運営する中で不足が生じた場合は、そちらのほうにも運用として回す考えもございますが、基本的に、ある程度保有財産として確保しながら、やはり今言いましたこれからの健康寿命延伸プロジェクトなど進めるに当たりまして、いろいろな保健事業を、これから国保としても独自に積極的に展開していかなければだんだん苦しくなってくると思いますので、そちらのほうへも、場合によっては基金の運用も算定させていただくようになるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 既にもう、国民健康保険税の関係につきましても予算化されておるわけではありますが、6億円というような金額の中で、保険税が非常に今低い、こんなふうに私は感ずるわけでございますけれども、将来的にこの保険税等の動向についておわかりでしたら、お伺いをします。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 保険税につきまして、青木村では現在、算定方式、4方式ということでございまして、所得割、資産割、均等割、平等割と4方式でございます。

ただ、今後の新制度に当たりまして、その標準の保険料算定方式としましては3方式ということで、資産割をなくした算定方式で今現在算定をしているようでございます。ただ、それ以降、市町村独自の算定方式は今後検討するわけでございますが、いずれにしましても、今後の保険料をある程度確保しなければいけませんので、今後いろいろ所得が少ない村の皆さんの関係もございまして、そのように今後どのように進めていくのか、どのように確保できるのか、これからちょっと検討していく段階でございます。

以上です。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 内容、まだよくわかりませんが、どちらにしましても県一本化

になりまして、いい方向には向かって発信をするだろうというふうに私は期待をしておるわけでございます。

非常に寿命との関係もあります。村としても総合的にとにかく判断をしながら、健康ということを基本として、対応してまいらなければいかんだろうというふうに私は考えておるわけであります。

若干まだ早いわけでございますけれども、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小林和雄君） 9番、堀内富治議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩をしたいと思いますので、10時半まで休憩をいたしますので、よろしくお願ひします。

傍聴者の皆さんは、議場を出てから右側の部屋にお茶等を用意してありますので、御利用いただきたいと思ひます。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時30分

○議長（小林和雄君） それでは、休憩前に引き続き、議会を再開いたします。

---

◇ 片 山 順 雄 君

○議長（小林和雄君） 4番、片山順雄議員の登壇をお願いします。

片山議員。

〔4番 片山順雄君 登壇〕

○4番（片山順雄君） 議員番号4番、片山順雄です。

きょうは、青木村の環境保全、景観保全等について質問してまいります。

青木村は、美しい自然の中に、長い歴史と文化が生きる魅力ある景観を受け継いで今にきています。豊かな自然と良好な生活環境の中で、住民が健康で文化的な生活を確保するためにも、改めて村民の皆さんも自覚して取り組んでいかなければならない重大なことと考えま

す。なお、今回の一般質問に当たり、上田市、長和町のほうのそれぞれの条例文をいただきました。また、小布施町役場のほうへは先日お伺いしてきました。

小布施町役場の建設水道課都市計画係主査、エモトサトシさん、それから健康福祉課の住民係長、アライマサト様に、それぞれ担当について環境保全、景観保全、太陽光発電等に関する条例、取り組みについてお話を聞いてきました。上田市は市議員の林和明さん、長和町は議会事務局の方にそれぞれ今回の一般質問に当たり、いろいろと教えていただきました。また、ごみの収集等についてはサニテックさんに私の無理を聞いていただき、大変お世話になりました。

そこでまず、環境保全、景観保全についてお伺いします。

環境保全、景観保全ともに共通するところもありますが、まず、これについてどのようなお考えをされているのか。この村の自然、歴史、文化は青木村の大切な財産だと思います。これらを守り、維持し、さらに磨きをかけていくのが今の我々の責務と考えます。こういったことに対して、村として今までの経緯と今後の取り組みについてお聞きします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問いただきました環境、そして景観の保全について、各、今までどうやってきたかについてであります。

青木村の村民憲章に、青木村は温泉と古塔に象徴される自然と、古い文化に恵まれた美しい村です。正義と郷土愛に貢献した先人誇りに、さらに清新にして明るく豊かな村にするために、この憲章を定めますということで、5つの憲章がうたわれております。

具体的には、まず条例でありますけれども、青木村環境保全に関する条例、それから廃棄物にかかわる生活環境影響調査結果の縦覧の手続に関する条例、それから水資源の関係、それから地下水の保全の関係、廃棄物の処理、清掃に関する関係、墓地の経営許可に関する条例、こういうことで今まで取り組んでまいりました。

今後についてでありますけれども、ただいま議会に御提案申し上げます5カ年計画の中で、分野5といたしまして生活基盤、そして環境保全をうたっております。こういう中で地球環境保全、そして生活環境保全、自然環境保全、それから景観育成とこういう点を今回の提案の中でさせていただいておりますので、御質問の趣旨ありましたようなことも、私どももそういう視点で保全、育成をしてまいりたいと考えております。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） ありがとうございます。

次に、ごみのことについて。特に不法投棄のことをございますが、環境保全の中で一番気になるのがごみの問題です。

以前、青木小学校の遠足に同行する機会がありまして、行ってきたときの話で、子供たちからの感想を聞いた中で、大人の方は、たばこの吸い殻、空き缶、空き瓶、ペットボトルや袋に入ったごみをどうして捨てるのか。僕たちは、親にも先生にも言われているからちゃんと袋に入れて帰るのに、大人はどうしてこのマナーを守ることができないのかと私は言われました。確かにこのとき私も一緒に歩いていて、捨てられているごみのことは気になっていたのですが、どう答えてよいのやら考えてしまったことがありました。

峠、山の中、河原、それから道端など、また耕作放棄地の中にも不法投棄のごみを見ることがあります。村でも年に数回、一斉に行っていると聞いていますが、その範囲と成果、ごみの内容、また参加者はどうでしょうか。例年に同じところか、ほかのところへの考えはあるのか、それから見回りの回数や何かはふやすこと、もっと強化するようなことはどうでしょうか。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 今の点でございます。

村では、不法投棄撲滅運動としまして、環境美化運動の日ということで、毎年5月末日の日曜日に環境美化運動を実施しております。昨年5月の運動では、参加協力団体は、村内6団体を中心に、ボランティアで約70名の御参加をいただきました。実施場所は、例年空き缶等の不法投棄が多い国道143号、修那羅峠、豆石峠等を中心にいたしております。これに合わせ各地区においても個別に環境美化活動を実施していただいております、全村的に協力をいただいている状況でございます。

収集物につきまして、昨年5月については330キロ、ごみの内容は空き缶、空き瓶が主で、ほかに家庭ごみ、タイヤ、解体資廃材等がございました。村内のごみの投棄の状況は、峠を中心としたある一定の場所が多くなってございますので、今後もこの活動については現在の形が有効だと考えております。

また、ほかにも例年、その日に限らず、村内企業の皆さんにおきましては沿道のごみ拾い等も実施していただいておりますので、今後も継続して実施いただき、環境美化に御協力いただければと思っております。

以上です。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） ありがとうございます。

先日お伺いした小布施町では四十数名に委託されて、基本的には月1回巡回回収を行っており、ほか必要とあれば随時実施しているということです。

先日の東信ジャーナルの3月3日の記事によりますと、地元にある三協産業さんの青木工場から、ここの従業員の方が、ふるさと公園のあおきまで約1キロ、ごみの収集、不当投棄です、やりましたところ、45リットルの袋が8袋もあったと報じられていました。実際、村内ほかのところも多く見受けられております。

こういったことに対して小布施町は、小布施町廃棄物等による不良状態を解消する条例がありまして、こういったものの解消に努めているということです。

次の質問にまいります。

ごみの収集についてですが、過日、ごみ収集車に1日同行させていただきました。ごみの出し方、収集時の問題等を見させてもらいました。この日は、1日でごみステーション67カ所を回り、集めたごみは940袋、総重量にして約4,780キロ。この日はいつもより若干少なかったそうで、ふだんはもう少し多いそうです。このうち無記名44袋、名前らしきものは書いてあるがほとんど読めない、また電話番号のみも数件ありました。

一番感じたことでは、ごみの中身についてですが、紙、段ボールが非常に多く、資源ごみに出せばかなり減らせる、またシュレッダーにかけた紙もあり、これも資源ごみに出せると思います。これは、シュレッダーのごみと段ボールは公共施設、事務関係のところが多かったです。生ごみは私が思っていたより意外に少なく、それぞれの家庭でもかなり協力してくれているのがよくわかりました。

もっといけないのは、アルミホイル、ペットボトル、プラスチック類、金属類が意外と多く入っていて分別されていない。無記名の袋の中が特に多く見受けられます。それと、袋をちゃんと結んでおらず、車に積み込むとき、ごみがこぼれてしまうケースもあります。また、ごみステーションがまだ中、あいているのに、外へそのまんま面倒くさくて置いていってしまっている人も意外に多く、猫、カラスの被害に遭います。

ただ、いいこともありました。この日、感じたことの中で御紹介をしておきますが、それは当郷の押出消防庫横のごみステーションでは、当番の女性の方がずっと待っていてくれて、ごみのチェック、名前のチェックをして業者の方に報告し、渡してくれました。これぐらいの徹底をすれば、いろいろなことは解決できるので見習うべきではと思います。業者の方に聞いてみましたら、無記名、ごみの混入は、大体同じところで継続的に出してくるそうです。

また違った意味での感じたこととして、ごみステーションの置いてある場所が道路より高いところ、道路より奥のほうに置いてあるところ、いわゆる車が横づけのしづらいところ、それで雨の日、雪の日、それぞれ大変なところがありました。集めてくれる人のことを考えると、一考をしてもよいのではと思いました。地域によってはごみステーションがなく網をかけたままのところ、それからごみステーションの閉めるところが壊れたままのところは意外と多かったです。

以上、感じたこと、思ったことを申し上げてきましたが、要はごみの分別、出し方についても、もっと徹底したやり方が必要です。各区長、衛生委員を通して、また広報、情報電話でもしつこく長く啓蒙していくべきだと思います。

当郷のように当番で誰かが出て、立ち会いチェックすることも大事です。上田の焼却場へは、ごみの搬入は時間が午前8時半から11時半、午後1時から4時までとなっております。今回もこの時間に間に合うよう、休憩なしで朝8時から午後4時まで、かなり大変な仕事でした。非常にいい体験と勉強ができました。

ごみの収集者はこの仕事の終わった後、清掃をする時間がありまして大変な仕事でございます。ごみを出すルールをきちっと守り、収集される方の負担を少しでも減らしていくことも大事とつくづく思いました。また、私の無理を聞いてくださった事業者の方に感謝申し上げます。

ごみの出し方について、もっと徹底するよう指導するようなお考えはどうでしょうか。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 今お話をいただきましたとおり、ごみの分別につきましては、やはり日ごろ、村民の皆さんの御協力の中で運営してございますので、今ままで感謝申し上げるとともに、さらに村としましても、記名、やはり分別の徹底を、さらに啓蒙活動を積極的に行っていきたいと思っております。

また、公共施設のシュレッダーごみのことですが、公共施設のシュレッダーごみにつきましては、昨年12月より資源ごみとして試験的に回収を行っております。

そしてまた、ごみステーションの破損箇所につきましては、毎年衛生委員会を開催しておりますので、その都度、直す場所とか、その都度何かございましたら担当に連絡いただくようになってございますので、4月にもまた開催する予定でございますので、またその辺は確認させていただければと思っております。

また、やはり分別につきましては、各地区、また衛生委員さん御苦労なさっているようで



ございますが、やはり地区によっても役員さん、また衛生委員さん、それぞれ住民の方が当番で行っているなど、いろいろ工夫をして御協力をいただいているところでございますので、今後とも継続をお願いしたいと思っております。

今後も、日ごろのこのような状況もございますので、広報等を通じ、また普及、啓発活動を行ってまいります。

以上です。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） ありがとうございます。

ごみの収集に当たっては、廃棄物処理法の第6条の2に、行政が廃棄物処理法という法律で責任を持って行うというふうに書かれておりますので、その辺よろしくお願いします。

次に、事業所のごみについてお伺いします。

9月議会の監査報告の中に、某事業所と思われるごみ処理のことが改善されるよう指摘されていましたが、その件について、その後の経過処置等も含め、具体的に教えてください。

多分、直売所のごみだと思います。以前、村内のある方から私に、あるところにこういうごみがいつもたくさん出ているが、一体どうなっているのかという問い合わせがあり、私も昨年3週間ほど続けて見に行きました。このときは週に10袋ぐらい絶えず出ていました。業者さんにも参考にちょっとお聞きしましたが、大体いつも同じぐらい出ているようなお話でした。

それと、前日同行したときにレポートにも行ったのですが、ここも一般の方から、どうなっているのかと聞かれたことがありましたので、このレポートについても見てきました。レポートは、この日はここで34袋ありました。

私の思うのに、直売所、レポートは、企業そのもので処理するものではと考えますが、この辺はどうでしょうか。今後の対応についてお聞きすればと思います。

この2カ所の分が、いつも搬入しているところから減れば、青木村の一般のごみの量はかなり減ります。青木村の家庭ごみはいかに少ないかがわかります。ちなみに、先日集めたときは940袋、戸数1,750戸として、大体2軒に1袋でございますが、こういったことの事業所のごみについてはどのようにお考えになっていきますか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 事業所のごみ、まずレポートについてでありますけれども、レポートは厳密に言えば事業所に当たるわけでありまして。

それで、ラポートは、我々が購入する、一般家庭が購入するごみ袋よりは、高価な単価で  
ごみ袋を、まず購入していただいております。それからもう一つ、あそこには幾つかの事業  
が重なっているわけですが、高齢者支援ハウス、これは事業所か住宅かという、ど  
ちからというとは私は住宅に分類してもいいかなというふうに思っております。

そういうことで、あしたからというわけにはいきませんが、今後、事業所と少し話し  
合いをしてみたいというふうに思っております。そうすることによって、実はお弁当を、配  
食サービスをしていただいて、もちろん入居者の方々もそうですけれども、そういうところ  
に値上げをしなければならないということもありますので、ちょっと一長一短にはいきま  
せんけれども、話し合いをしていきたいというふうに思っております。

それから、農産物直売所でもありますけれども、御案内のとおり、当初小さく村民の皆さん  
が出資して、あるいは事業に参画してやってきたという経緯もあるわけでありまして、そう  
いうことです。それで、そこはこまゆみ食堂もありまして、直売所のほうのごみもあります  
けれども、それは養豚とか養鶏とかそういう方々に、動物が食べられる、家畜が食べられる  
ものについては、相当数そちらに持っていただくという努力もしているところでございます。

今までの経過も、道の駅もラポートも経過もありまして、すぐというわけにはいきませんけ  
れども、たまたま広域連合で今それぞれ事業所のごみ、今、家庭のごみの減量化にも、いろ  
いろ施策をやるべく検討会を設けておりますので、そういうところと総合的にあわせながら  
事業者、今の2カ所については話し合いを持ってまいりたいと思っておりますので、御理解をいた  
だきたいと思っております。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） 次に、青木村のごみの分別のポスターと、それから一般家庭に配られ  
ているごみ分別の収集の手引についてお伺いします。

このポスターは、まずポスター、手引はいつごろつくられたものなのか。なぜなら、内容  
を見るとちょっと古いなということで、よくわからないことが散見します。今の状況に合っ  
ていないものが見受けられるということです。細かい内容は別として、多くの方から、この  
ポスター、手引をつくりかえたほうがいいのではとされます。

また、雑紙を入れる青い箱についてですが、皆さんから小さ過ぎて使いづらい、家庭では  
雑紙として出るごみの量はもっと多いので、大きいのに変えてほしいとの声が多くあります。  
私の聞いたほとんどの方は、その青い小さな箱が今どこにあるかわからないと言っていました。  
これについても、大きな使い勝手のいいものにしてもらえないかということです。

スプレー缶、それからガスのボンベの空き缶の出し方が変わるようですが、この機会に、その他の不燃ごみ、燃やせないごみ、金属類等についても徹底しておいてほしいと思います。それを含めてポスター、手引の新しいものをつくることをお願いしたいが、いかがですか。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 現在、使用していただいております手引につきましては、平成23年に一度改正されたものでございます。

確かに、中には若干やはりいろいろその都度変更になる部分がございますけれども、たまたま今、上小圏域内、循環型の事業の推進に伴いまして、上小でも、やはりごみの統一化を図るべく今検討をしているところでございます。その辺もあわせまして、いずれにしろ改正をしなければいけないということでございますが、そのタイミングの状況によりまして、こちらを独自に先にやるのかどうか、今後ちょっと検討させていただければと思っております。

また、今回の資源物の雑紙ボックスですか、小さな箱でございまして、やはり確かに1カ月分にしては大変小さなものでございますが、その中に分別、雑紙として出せるもの、出せないということの表示をしまして、ちょっと住民の皆さんに意識を持っていただければなどというもので配布をさせていただいておりますので、それを参考に、今貴重な御意見をいただいておりますので、また今後ごみの大きさ、分別の箱の大きさにかかわらず、どのような方法がいいのか、また検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） ありがとうございます。

次に、村内の道路、主に国道、県道沿いの草、木、雪の管理についてです。

これについては国道143号線、また県道12号線が主になろうかと思えます。草や木が生い茂り、通行の障害を来しているところが多く見受けられます。電動車椅子の方も、ここを避けて車道を通っていることもあります。自転車の人、歩行者、特に通学の小・中学生ですが、ズボンがぬれていることが見えます。また、釜房から鹿教湯温泉への県道も草、木が道に覆いかぶさり車に当たることもあります。中型、大型では厳しい状況になっていたりしていますが、これを村としてどうしているのか、どう対応しているのか、県のほうへも働きかけていると思えますが、もっと早いうちに何とかしてほしいと思います。

また、通学路の除雪もされているところとされていないところがありますが、徹底してほしいと思います。これらについては、父兄の皆さんから強い要望がありますが、どのような

ことをされていくのか教えてほしいと思います。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 国道・県道の管理につきましては、御承知のとおり長野県の管理ということでなっております。

今、議員さんがおっしゃるとおり、村としましても状況を見まして、建設事務所に連絡をしたりですとか、道路を利用されている方からも御指摘をいただくこともありまして、その都度、連絡をして対応をお願いしている状況でございます。

長野県もかなり広い範囲を管理されているという中で、なかなかお願いしても、すぐその日、来てやってくれるかという、なかなかやっていただけない場合がございます。私どもとしてもお願いをしているところでございます。今おっしゃられましたとおり、利用者の安全確保という面からも、引き続き、早期対応のほうをしっかりとお願いしてまいりたいというふうに思います。

また今、除雪についてのお話もございました。国・県道は長野県が委託する委託業者、また主要な村道につきましては、村が委託している業者さんをお願いをしています。また、その他の生活道路につきましては、地元区を中心をお願いしているところでございます。

行き届かない部分につきましては、また個別に御指摘をいただければ、対応をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） 通学路の件は、事があってではちょっと間に合いませんので、よろしく願いしたいと思います。

次に、村営住宅の植木、草等についてお伺いしていきます。

入居者が手入れをしないので、伸び放題になっているところが見受けられます。こういった状況を改善できないのか、以前にも質問したことがありますが、入居者には、入居手続きのときにこういったことは説明している、その方に任せているとのことでありましたが、景観上からいっても今の状態ではだめです。もっと強く指導するようにできないのか。中にはいろいろな状況で、どうしても自分でできない人はシルバー等を紹介してはどうですか。また、村営住宅の周りにごみ等を散らかしている家もあります。村営住宅の環境は、村がもっと関与していくべきではと思います。

また、入居者の中には、植木の中には村で植えたものだから勝手に切れない、手入れがで

きないとの声もありましたが、こういったことは小布施町では自治会長に伝え管理するよう指導、だめなときは町が直接入居者に指示していること、それから小布施町では、町の関係するものは積極的に管理しているというふうにお聞きしていますが、この辺はどうですか。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 今、議員さんおっしゃるとおり、原則的には建物の内外含めまして、入居者の方に管理をお願いしているという状況でございます。

また今、例にもございましたけれども、高齢等の理由で、御自分で限界があるというような場合には、シルバー等紹介しているような場合もございます。

また、植木の関係です。こちらも建ててから年数がたっているところはかなり大きくなったりしているところもございまして、管理上支障がある場合は相談をしながら処分させていただいた木も大分ございます。

また、そういうことも含めてですけれども下水道の点検ますの管理ですとか、あと冬場の水道の凍結対策、そんなようなことも含め、年間には何度か文書等で呼びかけたりしていることもやっております。その中で管理の状況が目に見えなくなるといった場合は、個々に連絡をして対処をしていただいているところでございます。

いずれにしても、もっとしっかり指導すべきだという御指摘だというふうに存じますので、改めて注意事項など整理しまして、入居者のほうに周知をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） 積極的な対応をお願いしたいと思います。

次に、公共施設の植木、草刈り、草取り等の管理についてお伺いします。

私が見たところ、主に運動公園、体育館、図書館の辺についてになると思いますが、それぞれシルバー人材センターによって、年二、三回ぐらいは草刈り等していると思いますが、植木のほうをもっと手入れをしてほしいと思います。

なぜかという、運動公園の管理棟でいいと思いますが、あの周りの木、ドウダンツツジがかなり大きくなってしまっていて、人の動きが見えないくらいになっております。あの中で飲食等をし、植木の中にごみ、空き缶、空き瓶、袋に入ったものが投げ込まれています。父兄の皆さんからも前々から、非行の場所にもなりかねないし、何が起るかわからないので、もっと植木の手入れをしてほしいということはよく言われていました。

また、体育館の植木全体も、もっと手入れをしてほしいと思います。特に体育館西側ラポート寄りの三角地の植木、この中ごみだらけです。もう一つ、体育館南側に木の枝の切ったもの、それから竹、草等、捨て場になっていて山のようになっています。夏の時期、子供がここに入れば危険です。今この冬の時期は意外と感じないですが、夏の時期はすごいことになっています。

これらを解消してほしいと思います。景観的に見てもよくありません。予算的なこともあるかもしれませんが、この辺はどうでしょうか。

○議長（小林和雄君） 教育長。

○教育長（沓掛英明君） 運動公園周辺の草刈りについては、今、議員さんがお話しされたように年に数回、シルバー人材に依頼をして手入れをしているところであります。

また、周りの空き缶等のごみ拾いにつきましては、クロスロードに管理を委託してありまして、暖かい時期には週に2回、冬は1回程度、ごみ拾いをしていただいております。さらに、ツツジ等の剪定につきましては様子を見ながら、今後はシルバー人材や森林組合に依頼をしていきたいというふうに考えております。

次に体育館ですが、北側や東側は多くの人が行き来をするために樹木の剪定をお願いしたり、それから、階段やテラス等の修繕を毎年計画的に行っております。西側は、実は手入れはしておりませんでした。また、南側の木の枝等の捨て場につきましては、経費の節減ということもありまして、役場の西側で起きた倒木の処理ですとか草捨て場にしておりました。ごみにしないで、保育園や大学生のたき火の燃料にしたりとか堆肥にしたり、そういうことを考えてきたところであります。

ただし、危険防止、あるいは景観の点から、今後は除去する方向で検討をしていきたいと考えております。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） よろしく申し上げます。

次に、村内道路端の空き家、荒廃地等の草刈り、建物の対応についてお伺いします。

村内を歩いていると、特に夏場ですが、道路に草が伸びてきて通行に支障を来しているところ、また、空き家がいつ傾いてくるかわからない状況のところ、それぞれありますが、これらについて村はどのように対応されているのか。

各区のことだから区に任せておけばではなく、村として積極的に対応をお願いしたいと考えます。村内を巡回して区長に指示、所有者に指示すると、不在者、所有者不明については、

特に村が積極的に動いてほしいと思います。

先ほども申し上げましたが、小布施町では、こういったことに積極的に対応していくような条例もできておりますので、そのようなことも含めてのお考えをお聞かせください。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 土地、建物につきましては、通常所有者がおりまして、所有者に管理していただくというのが原則になるかと思えます。

農地等につきましては、他の耕作者や周辺の住民に迷惑を及ぼしているような場合は、農業委員会のほうから通知をして、またあわせてシルバー等も紹介しながら指導している場合もございます。地元の各活動の中で、対応していただいている部分も相当あろうかなというふうに思っておるところでございます。

今、条例というようにお話もございました。村がやはり直接指導等を行う場合は、条例等の裏づけが必要となってくるというふうに思います。新年度の予算にも盛ってございますが、空き家対策につきましては、特にこれから力を入れて条例等を整備する中で、村も直接指導ができるような体制を構築していければというふうに考えております。

以上です。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） ありがとうございます。

次に、村民みずから、環境保全についてということでお伺いします。

村の環境保全条例第5条に、村民は、村が実施する環境保全に関する施策に協力しなければならない。村民は常に自らが利用し、又は管理する土地、建物等を清潔にするとともに、日常生活に伴って生ずる廃棄物等は適切に処理し生活の保全に努めなければならない。また、青木村の村民憲章にも、村の自然を大切にし、環境を美しくしようとあります。

この条例文は、上田市、長和町、小布施町とほぼ同じ内容で書かれておりました。これはお伺いすると、県の条例文を引用されているので大体似たような文言だそうです。いってみればちょっと抽象的なところもありまして、具体的にどうかというところもありましたが、この条文に従えば、村民の皆さんももっと意識改革をして、自分の家の周り、自分の田畑等を管理しなくてはいけないのではと思います。ほとんど草刈りもしない、家の周りも近所のことを考えず草だらけの家も散見します。この条例文どおりになっていない家は、もっと積極的な村が対応をしてほしいと思いますが、こういったことについてはどうでしょうか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 条例は、今おっしゃられるとおり、環境保全に関する条例の中で、村民もこういうことに協力するというふうにならされております。

しかし、私はこの村内で長く生活しておりました。そして、上田の皆さん等聞くと、青木村ほど、例えば神社、仏閣、公園、河川、道路とか公民館とか、そういうところの雑草、掃除等をしているところは、まずないですよ。上田の方とお話してもびっくり、上田といっても都市部というか市街地の方ですけども、えっ、そんなにやっているのかいと。例えば、私ごとですけども、私も年間六、七回は出ております。そういうことを考えると、青木村の皆さんは本当によくやっていたらいるというふうには、一方では思っております。

ただ、御指摘のような話は、やはり不在の方の家等が多いのかなということと、それからもう一つは高齢化した方です。急に体調を崩して、掃除、雑草取りができなくなったような家庭も散見されるわけでありまして。

今言ったのは解決、片山議員おっしゃったような解決方法もありますが、地域支え合いです、既に12地区のうち9地区できております。実務として実際草刈りを頼まれてやったり、雪かきをしたりというのも実態としてございますので、そういうところもさらに今後全地区につくっていただき、なおかつ活発な運動の中で、活動の中でそんなこともお願いできればなというふうには思っております。

いずれにいたしましても、観光、景観、環境、こういったことを標榜する村にとりまして、大変大切なことだというふうには思っております。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） ありがとうございます。

次に、景観についてです。

村としても、観光に力を入れいくと村長が言っておられますが、観光も視野に入れた村全体の景観も考えて観光につなげて考えてほしいと思います。この青木村ののどかな風景とたたずまいを維持していくには、いろいろな考え方、計画も必要です。

そこで青木村には、まずは青木村には景観条例がないと思いますので、景観条例をまず設置してほしいと思います。青木村の風景、家並み、伝統、たたずまい、雰囲気等を維持して観光に結びつけたり、住む人の居心地のよさを保つ手段としては、非常にいいことではと考えます。ちなみに上田市、小布施町では建物の大きさ、階数、それから屋根、壁の素材、色、土地利用、建蔽率です、それから植栽等も制限されていまして、細かい内容は青木村と合うかどうかは別として、この景観条例について将来のために必要ではと考えますが、どう



でしょうか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） すみません、ちょっと前段の答弁等で1つ、言おうとしたことがあるんですけども、県管理の道路について、道路アダプト制度というのがあるんです。

これは関係する沿線、沿道の方々がみずから、清掃、雑草刈り等々をすることで、村内にも当郷を初め、入奈良本とかそういうところで始めたり、それから今後やろうという機運もでてきております。そういうことを申し添えさせていただきます。

景観についてでありますけれども、私ごとでありますけれども、私もテレビでヨーロッパとか、ああいうところの町並みを見るのは好きで旅番組を見るんですけども、本当に統一されていてすばらしいなというふうに思っております。青木村へ来た方が、何か景観条例をちゃんとやっているんですかというぐらい、例外は一部もちろんありますけれども、屋根の色、形、それから壁の色、白系統です、こういうことをきちっとやっていて、きれいな村ですね、景観条例をちゃんとやっているんですかというような言葉をいただいておりますけれども、ただ、ある程度、外と比べれば、しっかりやっていただいているなというふうに思っております。

そうは言いながらも、御指摘、御質問の中にもありましたように、そういうところも散見されますので、できれば統一してもらいたいなど、特に色とか形を、形はしようがないかな。色はそんなふうにいるところがございます。

それから、今出ました市町村の中でですけども、これは都市計画法の適用区域でありまして、地域地区、いわゆる用途地域と一体となって、個々の、あるいは建築条例をかけながら、こういった規制、誘導をしているところも多いわけでありまして。御案内のとおり、私どもの村は都市計画区域外でありますからこの法律の適用外になりますけれども、今御質問いただいたようなことはしっかりやっていかなければならないということで、今回の5カ年計画の中にも景観育成ということで、地域住民が愛着を持ち、ふるさとの景観を守り、景観の育成を推進しますということでありまして。こういった5カ年計画にもうたいましたので、こういったことも観光も含めて一生懸命やっていきたいと思っております。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） ありがとうございます。

次に、特に大型施設の太陽光発電の設置に関する条例について設置をしてほしいということですが、今、申し上げたとおりですが、今回、資料をいただいた上田市、長和町、それか

ら小布施町には既に設置されていました。

青木村でも昨年、弘法地籍で太陽光発電の話があり、ようやくまとまった様子ですが、今後もまだこのような話があると思います。村の景観、土砂災害等を守る意味でも、きちっとした対応をしていくためにはこの条例の設置も必要と私は考えますが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 東日本大震災以降、自然エネルギーの活用については、国民の私どもの課題というふうに思っております。そういうことで、エネ空あおきタワーも設置した、その流れの中の一つであると御理解いただきたいと思っております。

太陽光の発電の最近の課題は、1つには買い取り価格が下落した結果、パネル等機器の粗雑といましようか、悪いもの、それから施工の悪さ等々が、最近いろいろな市町村で問題になっているというふうに伺っております。私どもの村も、例外ではないというふうに思っております。

一方、県ではこのマニュアルをつくったんですが、その表題は、太陽光発電を適正に推進するための、いわゆる推進するための市町村対応マニュアルとこういうことであります。その中にも、地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進ということがありまして、このマニュアルを少し参考にしながら、私ども、規制誘導する要綱なりそういうものをつくりたいということで、実は案文はできておりまして、もう少し吟味したり、他市町村の課題等を伺いながら、こういった指導、誘導するものをつくってまいりたいというふうに思っております。

適用範囲だとか、事業主の課題だとか事業主の責務だとか、事前協議だとか事前説明だとか、協定の締結、開発行為の着手、完了確認、環境保全の指導、勧告、警告、防災等の措置、生活妨害の措置、文化財の発見、災害の復旧等々、規制、誘導していくマニュアルをしっかりと固めたいというふうに思っております。そう遅くならないうちに決めたいと思っております。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） ありがとうございます。

次に、村全体を考えてということでお伺いします。

今までずっと述べてきましたが、一番は村全体の環境、景観をどうしていくかということだと思います。条例をつくったから全て解決するとはいきませんが、こういった条例をいか

に生かして村の中をどう守っていくか、将来に継続していくかが大事だと思います。

このような条例の存在を村民の皆さんにも知ってもらい、村民の皆さんともどもこういった取り組みを通して、村の存続にあわせて観光にも生かして、大きく貢献できるものと考えます。小布施町の取り組みは先駆的であり、お話を聞いたところ、こういった取り組みのおかげで、長い時間はかかったということですが観光客も伸びてきており、移住者の方もふえてきており、効果は十分あると言っていました。

改めてこういった条例の設定と今ある条例の見直しの検討をして、今後こういった環境保全、景観保全等に積極的に村民に周知し、村の中をきれいに守っていくことが大事です。日本一住みたい村づくりのためにもいいことと思いますが、この辺はどうでしょうか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ふるさと公園あおきをつくる时候にも、全議員の皆さんにもお聞きいただいたと思いますけれども、進士五十八さんという日本を代表する景観の先生に来ていただきましたして講演をいただきました。

そのとき事前に、ふるさと公園あおきの建設前の状況ですけれども見ていただいたときに、ああ、青木村中、公園じゃないのと。こういうところに公園必要かいなんて、そういう軽口を言っておられましたけれども、そのくらい外から見ると、私ども長く住んでいるとそうは感じませんけれども、外から来た方には、この青木村の景観というのはすばらしいというふうに映るようでございます。四季折々大変美しいわけでありまして、そのほか人情の面も非常に細やかで、おもてなしの気持ちも十分移住された方にも伝わりまして、日本一住みたい村になったのかなと、こういうふうに思っております。

御質問にもありましたこのすばらしい環境とか景観を、将来にわたって私どもが引き継いでいくという義務があるわけでありまして、議員の皆さんにも先頭に立っていただきまして、村の大きな運動をしていく必要があるというふうに考えております。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） ありがとうございます。

次に、食品ロスについてお伺いします。

この件については、いろいろな取り組みもあると思いますが、その中で宴会時の食品ロスについて提言したいと思います。

2月14日の信毎記事にも大きく取り上げていましたが、日本での食品ロスは、平成13年の数字ですが年間632万トンもあると言われております。ある資料によると800万トンとも報

じられており、日本の輸入食材の量とほぼ同じぐらいになります。これらが廃棄処分されていますが、これには膨大なエネルギーとお金と手間をかけて焼却処分されていることとなります。宴会時、またそうでないときの食品ロスを減らすことにより無駄が省けます。

青木村も松本市に習って、3010運動の普及をされたらと考えますが、この辺はどうでしょうか。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） ただいま食品ロスのことをございますが、やはり丹精込めた料理はおいしく、きれいにいただくのが大切なことであると認識しております。

青木村としまして、今後その食品ロスの関係ということではございませんが、ホームページの掲載等、住民の皆さんに周知するとともに、やはり村内の事業所の関係の皆さんの御協力もいただかなければいけないと思っております。

今お話ありました3010ということもございますが、中には2010、20・10・0運動といろいろな運動もございますので、今後その辺につきましてもちょっと検討をさせていただきまして、この食品ロスについて住民周知を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） 質問ではありませんけれども、最後に、先ほども申し上げましたが、観光保全条例の第5条、青木村の第5条について、村民の皆さんに周知していただきまして、このような立派な条例があることを生かさないことはもったいないと思います。

今ある青木村の環境を村民の力でもっと管理、磨くことで、今あるもの、今使えるもの、今できることができます。地域資源を生かせば活性化にもつながり、観光にもつながると思います。お金もかからず大いに活用するべきではと思います。こういったことも地方創生の一部と考えるべきではと考えます。村の発展の一助になればと思います。さらなる村の発展を祈って、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小林和雄君） 4番、片山順雄議員の一般質問は終了しました。

---

◇ 内 藤 賢 二 君

○議長（小林和雄君） 続いて、6番、内藤賢二議員の登壇をお願いします。

内藤議員。

〔6番 内藤賢二君 登壇〕

○6番（内藤賢二君） 6番、内藤賢二であります。

先ほど、片山議員からもいろいろお話、質問されましたけれども、ちょうど題目が同じような関係でダブる点もあるかと思えますけれども、極力省いていくように質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

本日、私、一問一答で、環境と美観に関する問題について提示させていただいておりますので、村長並びに課長の方々に御答弁いただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、不当投棄の関係なんですけれども、昨年、宝島社の田舎暮らしの本で、青木村が日本一住みたい村にランキングされました。村長、ことしはどんな状況かちょっとお伺いできればと思えますけれども。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 昨年は、106項目の中で日本一の村になりました。

ことしは、またアンケートの内容が違いまして、全く違う切り口になりましたので、青木村村はもちろんエントリーはしたんですけれども、1項目でもやっていると1というカウントになるような調査でありましたので、大きな市は1項目でもやっていると1になりますから、大きな市が大体そういう点では評価されたという結果でございました。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） 実質的には、じゃ、昨年1位並みに考えてよろしいということで理解させていただきますので、そんなことでよろしく願いいたします。

その調査の対象、村長も今おっしゃいましたけれども、教育、医療、また福祉、介護等、総合判断での結果であるかと思えますけれども、その中に環境、また景観に関する比重もかなり多いかと思われます。

そこで、環境、景観について、まず不法投棄についてお伺いするわけでありましてけれども、私ごとでありますけれども、ここ長年にわたり県の不法投棄監視連絡員として毎月4回、村内の主要幹線を中心に投棄物の監視をしまっております。

一時は大量の不法投棄物があり、特にテレビがアナログからデジタルに移行されたときに、数多くテレビが不法に投棄されておりました。そのほかにも車、冷蔵庫、タイヤ、コンロ、棚、

布団、ストーブ、衣料等、ありとあらゆるものが投棄されていました。現在は、一時の大量に投棄されましたころから比べますと減少傾向であるかと思えます。

先ほども話ありましたが、村でも毎年5月にごみゼロを目指し、環境美化運動を各種団体、ボランティアの皆さんで村内の不当投棄物の回収を行っております。また村内、県の方々やクロスロード、カントリーロードに住んでいる方、生活しておられる方と思えますけれども、青木の通り等、皆さんも美化運動で自主的にごみ拾いを行っていただいております。

また、ごみ無し地蔵2体を提供を受けまして、ルート143、青木峠、弘法地区に1体、修那羅峠に1体設置していただいております。その場所は不思議とごみを捨てる方もなく、効果が出ていると思ひ、提供をいただいた方に感謝申し上げる次第であります。

まず、こうした不当投棄の現状なんですけれども、先ほど質問等もありましたが、特に産業廃棄物についてその現状を住民福祉課長にお伺いしたいと思います。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 不法投棄の関係のことです。

その前に今、議員さんから今お話がありましたように、内藤議員さんには不法投棄監視連絡員ということで、大変青木村の不法投棄につきましては御協力をいただいているところでございます。大変感謝を申し上げます。

やはり、例年不当投棄につきましては大分少なくなっておりますが、昨年の暮れあたりから少し大がかりというか、少しそのような不法投棄がありました。やはり青木峠付近で畳が70枚捨てられていたという件がございまして、ちょっと悪質な不法投棄が結構目立っております。

この今回、また最近でも豆石峠のほうでございまして、家屋の解体の廃材ですか、もう明らかに意図的に捨てたという悪質なものがございまして、両方とも警察を入れまして捜査をしているところでございます。ただ、青木峠の畳につきましてはいろいろ特定をしておったわけではございますが、特定はできなかったというのが実際のところでございまして、なかなか巧妙な廃棄の仕方ではございまして、大変苦慮しているところでございます。

また、家庭ごみみたいな簡単なものも若干あるという部分ありますけれども、やはり、大がかり的なものの投棄が、ここちょっと目立ち始めてきているという状況でございます。

以上です。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） 畳の關係のその後の、一応、産業廃棄物でありますので、経過等ちょっとお伺いしたいと思いますけれども。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 青木峠付近の国道沿いの青木村有地の待機所がございまして、そちらに畳が70枚捨ててございました。

やはり、それは通行した人からの通報がございまして、それによりましてこちらも現場に行き、また警察を通じ現場検証をしたわけでございますが、それにつきまして、その畳の關係でございまして何も証拠となるものはない中で、畳の製造元につきましては判明したわけでございますけれども、その製造元の会社は既にもうありませんでして、その中からなかなかそれ以上もう追えないといえますか断定もできない、不可能な状態ということでございまして、その後、村有地のごみ処理につきまして、また国道端ということで目立つ場所でございますので、そのまま放置しますと、不法投棄のごみは山のように重なっていくのが常でございますので、早期に村独自で対応させて処理をさせていただきました。

以上です。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） そういうことだそうですけれども、非常に本当に私も現場、見に行つて、本当にわざわざ捨てにきたような状況で捨てられておりましたもので、本当にしたわけでありましてけれども、特に投棄される原因なんですけれども、現在、青木峠、非常に車の通行が少ないというようなことで、それが一つの要因かと思っておりますけれども、ちょっとこのほう長年やらせていただいているもので、いろいろ状況判断するに当たって、やはり、車でわざわざ捨てるような方向性が見られる面がございまして。

そんなことで注意して見ているんですけれども、なかなかその証拠がつかめないということで非常に残念でありますけれども、一応県の關係のほうも、そんなことでいろいろ毎月報告させていただいております。また、今後もそんなこと等ありましたら、また村、また環境課のほうへ、そんなことで連絡させていただきたいと思っておりますけれども。

そうした回収も処理は多分、村で行われていると思っておりますけれども、不法投棄に係る年間の処理費用、一体どの程度かかっているのかちょっとお教えいただきたい。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 年間の処理につきましてですが、平成26年度、不法投棄の關係ということでございまして、全体の中では約38万円、平成26年度では38万

円の経費を要してございます。平成27年度では55万7,000円、平成28年度、現在のところにつきましては70万円の費用がかかっている状況でございます。

以上です。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） そんなことで、本当に高額な金を使って回収されているというようなことで、本年も予算書を見れば不法投棄の処理業務委託で54万5,000円、それから沿線沿道のごみの収集業務で22万というふうな数字が上がっております。だから、去年の回収ごみの価格と同じような、匹敵をするような数字が上がっております。

そこで、その費用なんですけれども、全額村が負担されているのかどうかお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 現在のところ、全額村で負担してございます。以上です。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） 私、国道・県道主体に監視させていただいているわけでありましてけれども、村道と違って国道・県道に関しては、管理者である建設事務所、また県の環境課での関係が主かと思っておりますけれども、そちらのほうへ請求要求はできないのか、そこら辺ちょっとお伺いしたいと思いますけれども。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 投棄ごみの処理は、原則、投棄者が当然負担していただくものが基本的なものとは認識しておりますが、現実的には難しく、村が処分を行っている現状でございます。

やはり、道路敷地等への投棄ということでございますが、道路管理者による処分ということも考えられるところでございますが、現実的にその道路投棄によりまして、道路の通行上、支障があるとかそのような特殊なことがあると、また県でもすぐに動いてはくれると思うんですけれども、通常本当に道路脇、例えば谷底とかそのようなものが多い中で、県がすぐ対応というのはなかなか難しいところがございますので、現状、村で早期な対応をしたほうが、それ以上のごみは捨てられないという判断で、独自で判断して対応させていただいております。

以上です。



○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） ごみの収集は後でお伺いいたしますけれども、回収物、業者で処理していただいているかと思えますけれども、そのうち、燃やせるごみの関係なんですけれども、青木村の排出量として加算されているのかどうか、その辺もちょっとお伺いしたいと思いますけれども。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 不法投棄ごみにつきましては、これにつきましては家庭用の普通の可燃ごみというふうにはならず、扱われませんので、これにつきましては業者独自のルートにより埋め立て、もしくはそのほかの方向の処理になってございますので、村の可燃ごみとしては扱われておりません。

以上です。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） そんなことで、毎月広報あおきの中で数値等出てまいりますので、あそこへ含まれているのかなというような感じがしましたので、ちょっとお聞きいたしました。

ちょっと不法投棄と離れますけれども、不法投棄物に限らずクリーンセンターへ持ち込まれる青木村の搬出量の関係なんですけれども、最近の搬出量の量の関係、減っているのかふえているのか。

前ちょっと広報あおきでも出て、見させてはいただいているんですけれども、課長のほうからちょっとお願いできればと思います。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） ことし1月までのクリーンセンターへの可燃ごみ、一般家庭からの可燃ごみの量の搬入のデータでいきますと、前年対比で約1%の増となっております。

減っているときもあるんですが、それ以上にちょっとふえているときございまして、全体で1%の増ということでございますので、やはり可燃ごみの関係の、もう少し分別の徹底などを普及しなければいけないのかなというふうに認識しております。

以上です。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） 本年度の目標はどのくらいでしたか。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） すみません、ちょっと目標数値までは、ちょっとまだ持ってございませんけれども、昨年が可燃ごみ500トンということですので、それ以下、470トン程度ぐらいかなというふうに考えております。まだ、到底ちょっと厳しい状況でございます。

以上です。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） 村長、広域でもその関係で、いろいろ搬出量の関係で提案になってきているかと思えますけれども、村長、今までいろいろ担当者にお声がけして、ごみを減らすというような指示されているかと思えますけれども、今後どうふうに考えていくか、その辺お伺いします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 資源循環型施設の建設に、地元とのやりとりを4年余しておるわけですが、その一つの多くにごみの絶対量を減らしてほしいという項目がございます。

青木村は、いろいろコンポストでありますとか乾燥だとか機器だとか、いろいろ住民の皆さんの御協力をいただいて減少傾向にはあります。それからもう一つは、事業所のごみです。これがちゃんとはかれないといいましょうか、収集する業者の方は、青木村のごみも上田のごみも一緒に持って行ってダイカンに入りますので、この分別ができないので、もともと青木村はもっと少ないのかなというふうに思っておりますけれども、この監視を、計量をちゃんと村はどのくらい、上田はどのくらいという数字を出してほしいというお願いをして、一方ではおります。

ですから今、表に出ている数字よりは、青木村全体としては少ないかなというふうに思っておりますが、地元の資源循環施設をつくる候補地から見れば、もっともっと減らしてほしいということですので、さらにこういったお願いを村民の方にしていまいりたいと考えております。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） 不当投棄のほうへ戻りますけれども、不当投棄者が特定できれば処理負担が軽減される、その人に払っていただけるようになるかと、持ち帰ってもらえるようになるかと思えますけれども、特に不当投棄される常習場所、何カ所かあるわけですがけれども、ちょっと試験的に1カ所でもよろしんですけれども、監視カメラ、有効かと思われませうけれども、そのちょっと設置の考えをお聞きしたいと思えますけれども。

いろいろインターネットで通販等調べてみれば3万円台で、要はある程度一定の間隔で映すやつと、それで感知して映すやつと、そんなような安いカメラ等もございますので、そのカメラを据えつけて特定者がわかれば、多分歩いて物は持ってこないと思いますので、車のナンバーさえつかめればその効果が出て、青木村の不当投棄に関する事業者への余計な経費、かからなく済むかと思えますけれども、その辺、村長、どういうお考えかちょっとお聞きしたいと。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） その前に、内藤議員さんには不法投棄の監視員を長くしていただいておりますことを、まず感謝申し上げたいというふうに思っております。

大変ごみが多くなったのは、大量の消費、そして大量廃棄物社会、こういったシステムの一つの流れの中でありますけれども、そういったモラルの低下というのは大変残念なことであります。

監視カメラですけれども、1カ所やってみたいなどは思っておりますが、なかなかその犯人を特定する、威嚇にはなりますけれども、特定するのはなかなか、そのナンバープレートを映すということになりますと、安価なものではなかなかナンバープレートも特定できないとか、角度とか、1カ所に1つではなくて多方面から映さなければだめだとか、いろいろ課題もあるようでございますので研究をさせていただきたいと思っております。

先ほどの課長の答弁の中にもありましたように、国道を県が管理しておりますので、日常的にパトロールもしていただいております。そういう中で、たまたまその土地の持ち主が村だったので、村が処理しなければならないこととなりますけれども、そういうことも含めて、設置場所を含めて、設置台数、あるいは設置の機能を含めて、費用対効果も含めて考えてまいりたいと思っております。

最近、非常に動物が来たら映るようないいようなものもできておりますし、ナンバープレートもはっきり映すような高いものもあるようでございますので、それを含めて研究してまいりたいと思います。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） ぜひ、毎年毎年70万からの余計な出費を出しているような状況でありますので、監視カメラ1台や2台、この金で、もし特定者が見つければ簡単にその分クリアできるのではないかというように考えますので、その辺またよろしくお願ひしたいと思えますけれども。

次に、私有地の関係なんですけれども、私有地内、また事業所において、先ほどもお話出されました。特に景観、それから環境の面から、村として把握、指導されたことがあるのかどうか、住民福祉課長にお聞きします。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 危険家屋としまして、平成27年の2月に雪の豪雪による屋根の崩壊によりまして、通学路、また近隣住居への倒壊のおそれということがございまして、それを家屋を解体したいという件は1件ございます。

また、あとそのほかにつきましては、やはり草が伸びているとかそのような相談が数件あったことがございます。

以上です。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） 先日、議会と女性団体連絡会との住民懇談会の席においても、景観上悪いというような私有地なんですけれども、ちょっと何とかできないかというようなお話もございました。

そういう方も大勢いますけれども、一般の村民からの苦情、指摘等は今までありましたでしょうか、住民課長にお聞きしますけれども。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 指摘といいますか、空き家の状態で、例えば竹が伸びてきているというような状況というものの話は2件ほどお聞きしまして、地区の方の相談をしたり、その処理については、間に入って処理を進めさせていただいたということもございます。

以上です。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） 私の聞く範囲では私有地で1カ所、あと事業所で1カ所、また後日課長にはちょっとお話し申し上げますけれども、そこら辺のことを今後検討していただきたいと思っておりますけれども、私有地の関係なんで、かつて衛生委員と村職員と各戸周り、清掃の完了証等を出した時代がございます。

現在はそういうことはやっていませんけれども、悪臭、公害、テイタン、火災、危険等、本当に心配な面があるわけなんですけれども、さっき片山議員さんのほうからも条例のことがありました。また、青木村の廃棄物の処理及び清掃にかかわる条例にもそんなことで明文化し

てあります。また、10条では村長が必要な措置を求めること、また処分することができる  
あります。村で19年4月よりごみの分別収集を開始し、また春、秋の2回、村から2分の1  
補助により粗大ごみの回収が行われております。

そんなことで今後、問題となるところにおいては、御指導をお願いしたいということで要  
望とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、これも片山議員から話出ました太陽光の発電設備の立地ガイドラインについてなん  
ですけども、先ほど村長からも要綱を前提に考えていく答弁がありました。それで私、地  
区ですので、ちょっと去年の経過等を申し上げますけれども、昨年弘法地区において、大規  
模太陽光発電施設の計画が示されました。場所は旧 商会採石場跡地の一部であります。  
事業区域面積が約3.1ヘクタール、残存森林面積が1.4ヘクタール、開発区全体で4.5ヘクタ  
ール、発電設備の施設の容量ですが1,990キロワット、パネルといいましょうか、モジュ  
ール枚数が1万24枚ということで計画提示されました。

これに対して、村としても何項目かにわたり意見書を業者に提示し、回答を得、また現場  
の状況把握や調査等も対応されてきました。また、地元入田区においては3回にわたり地元  
説明会が持たれ、また、県関係者ともに現場にて確認、調査されました。地元説明会では、  
元碎石された場所というようなこともあり、土砂流出、水害、命にかかわる事業であり、当  
初から絶対反対を表明し、地元説明では厳しい論議が交わされました。

最終的には、諸法令の手續について、問題なく県としても許可せざるを得ないという状況  
下の中で、基本的に反対ではあるが、建設を容認せざるを得ないということになりました。  
容認するに当たり、地元、村と業者間で諸般の取り決め事項について協定書を交わし、工事  
が始められているかと思えますけれども、この関係において、村長もいろいろ御配慮、御苦  
勞いただいたわけですが、何か思いがあれば御発言いただければと思います。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 弘法の太陽光の開発については、林地開発が主なテーマでございま  
した。

先ほども片山議員の答弁の中で申し上げましたように、県は自然エネルギーの設置につい  
て推進する立場であります。ですから、弘法の件でいえば、林地開発が一定の条件に満ちて  
いれば、許可権者であります県は、許可せざるを得ないという状況でございました。そうい  
う中で、事業者にも御理解をいただいたり、地元の皆さんも歩み寄っていただきまして、結  
果として合意ができたのは大変よかったなというふうに思っております。

普通ですと、説明、一方的に1回説明すれば、この林地開発の場合はいいわけでありませうけれども、2年ちょっとでしたか、少し時間を多く余裕をいただきましたことから、開発業者の皆さんの御理解をいただき、もちろん地元の議員さんの御指導もいただいたわけでありませうけれども、いい結果になったなと思っております。

太陽光に関する課題は、電気の供給、自然エネルギーの供給というのは一方で必要だと思っておりますけれども、地元になれば今後、先ほど申し上げましたように買い取り価格が安くなった、いろいろなことでそれに合わせるような機器、あるいは現地の工事粗雑になってきたという中で、これはしっかり地元の皆さんとともに私どもも前面に立って、そこをしっかりとチェックしていく義務があるんだというふうに思っております。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） 村長に本当に御苦労いただき、また協定書等も取り交わしてありますので、今後、心配ないかと思っておりますので、また注意深く見守ってまいりたいと思っております。

建設産業課長にお聞きしますけれども、現在、太陽光発電において申請が出された場合、村としてどう対応されているのか、ちょっとお聞かせいただければと思っておりますけれども。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 村に出てくるのは一定の要件。

例えば、先ほど申し上げましたような林地開発の一定規模以上の場合、これは県に出てくる、むしろ県に出てきて、それから村におりてくるというシステムになっています。それから、農転の場合、農転が必要な場合には、その太陽光というのではなくて一般的な開発行為の中として、農業委員会で農転のことを諮って出てまいります。

ですから今のところ、太陽光をこれからやりますからということで、ほかのところ規制がなければできてしまうということになります。特にそういうようなものはありません。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） 農業委員会のほうへ、そういうお話があった例、ありますか。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 農業委員会にはかなりのお問い合わせとございますが、実際に申請があつて転用された例もございます。

ただ、農地法の中で農業振興地域に指定されている区域につきましては、原則その太陽光設備の設置ができないことになっておりますので、青木村の中ほぼ、農業振興地域の網がかかっておりますので、優良農地については、現在のところではそういった形で太陽光設備が

設置されたという例はございませんけれども、現実的には許可を得て、農地に太陽光設備が設置されている場所もございます。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） その際に、申請要請に当たって、林地、住民との協調保持。上田市さんのアンケートを見ればそういういろいろな項目、書いてあるんですけども、土砂の流出、水害等の災害防止対策、それから周辺環境や景観の配慮。反射光や除草剤使用の関係も絡んでくるかと思えますけれども、それから施設の廃止時の撤去等の適性処理ということで、これが一般の10キロワット以下は10年ですか、産業関係は20年ですか、非常に撤去時には相当多額の金がかかるかと思えますけれども、そこら辺の注意喚起はされているんでしょうか、その辺ちょっとお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） おっしゃるとおり、ほかの市町村、あるいは今までのところは、その撤去費用については余り議論してこなかったです。

これは産廃になるわけですから、その処理の仕方も実は、確立された技術は今のところないというふうに、いわゆる安価で確実にするというのはなかなか難しいというふうに聞いております。

ですから私ども、例えば弘法の例は、たとえこれ、今の事業者が、開発業者がそれができなくなった、いろいろの理由ありますけれども、その場合には第三者がするという協定まで結んでいただいております。

私ども、できればお金を供託するというような、撤去費用もその建設の段階で供託するというようなことまで、理想的にはできればいいなというふうに思いまして、今、内藤議員が質問された事項は大変大きな課題の一つだというふうに承知しております。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） ぜひ、将来を見据えて、本当に自然環境豊かな青木村、そういうものによって荒廃化させないように、今後いろいろ検討していただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでガイドラインの関係は先ほどそういうことでも村長、また、後期5カ年計画の中にもそんな要綱が書いてありますので、別にそういうことでよろしく願いしたいと思います。

今後の太陽光の売電の価格が当初より、19年あたりには半額になるかと思えますので、そんなに今度、大きな事業等も出てこないかと思えますけれども、現在、設置されてある太陽

光発電の関係、大口、小口にしろ、いろいろな面からいろいろ御指導いただければというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、私のほうの質問終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（小林和雄君） 通告のありました4人の議員の質問全てこれで終了いたします。

---

### ◎総括質疑

○議長（小林和雄君） 引き続き会議を進めます。

これより平成29年度一般会計及び特別会計の予算についての総括質疑を行います。

質疑のある方。

ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 以上で総括質疑を終了いたします。

---

### ◎委員会付託

○議長（小林和雄君） 続いて、委員会付託を行います。

本会議に上程されました議案第17号から議案第24号までを常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 資料を事務局より配付いたします。

〔事務局資料配付〕

○議長（小林和雄君） 資料は全部届きましたでしょうか。

それでは、井古田事務局長より内容について説明を申し上げます。

○事務局長（井古田嘉雄君） それでは、お手元に行きました資料に基づいて、ちょっと説明をさせていただきます。

表紙になりますが、そこに各委員会で審議いたします議案について表記されております。左肩に議案番号17号から24号までとなっております。それ以外の1号から16号につきまし



ては、最終日の審議、採決となりますので、よろしく申し上げます。

1枚おめくりいただきますと、議案第17号 平成29年度の一般会計予算の細部にわたるページ等が記載されたものがあります。12ページから始まりまして、最後は154ページにわたるものでございます。歳入と歳出に分かれて左肩にページ、中ほどがその事項項目、一番右側に各付託される委員会の名前が入っておりますので、それに基づいて御審議のほうをよろしく申し上げます。

それから、ちょっと1枚目、表紙に戻っていただきまして、議案第17号についてはそういうこととなります。それから18号から20号、それから22号から24号につきましては、社会文教委員会、それから議案の21号につきましては総務建設産業委員会でそれぞれ御審議をいただきたいと思っております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（小林和雄君） 以上で委員会の付託を終了いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（小林和雄君） 本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

散会 午前11時58分

平成 2 9 年 3 月 1 4 日 (火曜日)

( 第 3 号 )

## 平成29年第1回青木村議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

平成29年3月14日(火曜日)午前9時開議

- 日程第 1 議案第 1 号 第5次青木村長期振興計画後期基本計画について
- 日程第 2 議案第 2 号 青木村辺地対策総合整備計画の変更について
- 日程第 3 議案第 3 号 青木村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について
- 日程第 4 議案第 4 号 青木村消防団の設置等に関する条例について
- 日程第 5 議案第 5 号 青木村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例について
- 日程第 6 議案第 6 号 あおき農産物直売所の設置及び管理に関する条例について
- 日程第 7 議案第 7 号 課設置条例及び青木村議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 8 号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 9 号 青木村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第10号 青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第11号 青木村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第12号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて
- 日程第13 議案第13号 平成28年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第14 議案第14号 平成28年度青木村簡易水道特別会計補正予算について
- 日程第15 議案第15号 平成28年度青木村別荘事業特別会計補正予算について
- 日程第16 議案第16号 平成28年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第17 議案第17号 平成29年度青木村一般会計予算について

- 日程第18 議案第18号 平成29年度青木村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第19 議案第19号 平成29年度青木村簡易水道特別会計予算について
- 日程第20 議案第20号 平成29年度青木村簡易水道建設特別会計予算について
- 日程第21 議案第21号 平成29年度青木村別荘事業特別会計予算について
- 日程第22 議案第22号 平成29年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第23 議案第23号 平成29年度青木村介護保険特別会計予算について
- 日程第24 議案第24号 平成29年度青木村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第25 一般質問
- 追加日程第1 議案第25号 調停成立について
- 追加日程第2 議案第26号 平成28年度青木村一般会計補正予算について

出席議員（9名）

1番	金井とも子君	2番	宮下壽章君
3番	杓掛計三君	4番	片山順雄君
5番	居鶴貞美君	6番	内藤賢二君
7番	小林和雄君	9番	堀内富治君
10番	山本悟君		

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫君	教育長	杓掛英明君
参事兼 総務課長 兼事業推進室長	井古田嘉雄君	建設産業課長	片田幸男君
住民福祉課長 兼保健衛生係長	花見陽一君	教育次長兼 公民館長	横田孝君
保育園長	多田治由君	会計管理者兼 税務会計課長	小宮山俊樹君

建設産業課 課長補佐兼 建設林務係長	宮下剛男君	住民福祉課 課長補佐兼 上下水道係長	若林喜信君
建設産業課 農業振興係長	奈良本安秀君	住民福祉課 住民福祉係長	上原博信君
総務企画課 総務係長	稲垣和美君	総務企画課 企画財政係長	小林利行君
建設産業課 商工観光係長	依田哲也君	総務企画課 総務推進室長	塩澤和宏君
教育係長	横沢幸哉君	建設産業課 国土調査係長	小林義昌君

---

**事務局職員出席者**

事務局長	井古田嘉雄	事務局員	稲垣和美
------	-------	------	------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（小林和雄君） 定刻になりましたので、本日の会議を開会いたします。

---

◎議事日程の報告

○議長（小林和雄君） 本日の日程は、最初に委員長報告をお願いし、議案第1号から議案第24号まで質疑、討論、採決の順で行います。

なお、道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業特別委員会の現在までの取り組みにつきましても、経過報告として委員長報告をお願いします。

---

◎委員長審査報告

○議長（小林和雄君） それでは、各委員長より、委員会審議の内容について報告をお願いします。

最初に、総務建設産業委員会における質疑内容等について、委員長より報告をお願いします。

沓掛総務建設産業委員長。

○総務建設産業委員長（沓掛計三君） それでは、平成29年第1回定例会で総務建設委員会に付託されました案件について、委員会審査について、会議規則第74条の規定により御報告申し上げます。

議案第17号 平成平成29年度青木村一般会計予算の認定について、審査の結果につきましては、全員賛成にて原案どおり認定することに決定いたしました。

決定の理由でございますが、歳入では、入湯税の増額理由、歳出では、例規集に係る委託料の内容、地域おこし協力隊の現状や活動内容、雨量計監視システム点検料の内容、農業の現状と担い手を含む振興策、松くい虫対策事業に係る経費、昆虫資料館の活用の方法や横手キャンプ場の状況などについて活発で建設的な質疑があり、村長初め担当職員から説明があ

りました。

村長・村議会議員選挙費、高速情報通信のサーバーの更新、ふるさと応援寄附金、道の駅あおき高機能拠点化事業、松くい虫対策、道路改良、道路管理、地方創生関連事業、消防団の機構改革など、自主・自立の目的を持ち、村づくりのためにより一層、行政が指導力を発揮し、村民とともに協力して確実に事業を実施することを望むとの賛成討論があり、全員賛成にて原案のとおり認定いたしました。

議案第21号 平成29年度青木村別荘事業特別会計予算の認定について、審査結果ですけれども、全員賛成にて原案どおり認定することになりました。

管理費の増額の理由、委託料の内容などについて質疑がされ、討論なく、全員賛成にて原案どおりと認定することに決定いたしました。

以上、総務建設産業委員会の審査内容を報告いたしました。

○議長（小林和雄君） 続いて、社会文教委員会について、委員長より報告を願います。

宮下社会文教委員長。

○社会文教委員長（宮下壽章君） 社会文教委員会に付託されました案件につきまして御報告申し上げます。

本委員会に付託されました分につきまして、会議規則第74条の規定により報告いたします。

議案第17号 平成29年度青木村一般会計予算について、社会文教委員会関係でございます。

決定の理由と審査結果を読み上げます。

教育委員会関係では、ALT派遣委託料、私立幼稚園就園奨励補助金、準要保護等児童・生徒就学援助費及び公民館耐震診断委託料などについて質疑がありました。

また、住民福祉課関係では、出産祝い金等の実績と見通し、子育て支援施設ゆりかごの事業内容、配食サービス事業の現状と課題、授産所廃止後の跡地利用について、保健補導員・健康寿命推進プロジェクト委員の活動内容について及びし尿処理事業の進捗状況について、質疑応答がなされました。

限られた予算の中で、選択と集中を行い予算編成したことを評価いたしますとの賛成討論がありまして、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第18号 平成29年度青木村国民健康保険特別会計予算についてですが、近年の1人当たりの医療費の額と県内順位等について、質疑応答がなされました。討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第19号 平成29年度青木村簡易水道特別会計予算について、公営企業会計適用業務委託料の内容について質疑応答がなされました。討論はなく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第20号 平成29年度青木村簡易水道建設特別会計予算について、工事請負費の事業内容について、質疑応答がなされました。討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第22号 平成29年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてでございます。浄化センター機械設備、電気設備更新業務委託料及び下水道公営企業会計適用業務委託料並びに下水道全体計画、事業計画変更・設計業務委託料の内容及び委託契約のあり方について、質疑応答がなされました。討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第23号 平成29年度青木村介護保険特別会計予算についてでございます。地域支援事業に係る介護予防・生活支援サービス事業費の内容について、質疑がありました。事業内容につきまして答弁し、全員賛成にて原案のとおり認定すること決定いたしました。

議案第24号 平成29年度青木村後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。質疑討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定すること決定しました。

以上、社会文教委員会についてございました。

○議長（小林和雄君） 続いて、道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業特別委員会における取り組み及び審議内容について、委員長より報告を願います。

居鶴委員長。

○道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業特別委員長（居鶴貞美君） 道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業特別委員会における調査の結果を次のとおり、会議規則第74条の規定により御報告いたします。

平成27年9月定例議会において、重点道の駅あおきの高機能拠点化プロジェクトについての調査研究機関として設置いたしました全議員による道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業特別委員会の平成28年9月、12月定例会以降の取り組み状況について御報告させていただきます。

平成29年1月23日に第9回目の特別委員会を、現在工事中であります農産物直売所の現場にて開催し、村長、担当課長及び施工業者から、工事の進捗状況及び今後の工程、さらに、来年度以降に建設予定の情報提供施設を国の補正予算による地方創生拠点整備交付金を活用



し、前倒しで建設する計画の説明がありました。委員からは、工程関係及びオープン後の展望計画について、質疑及び意見が出されました。

道の駅あおき高機能拠点化事業は、今後の村の存続をかけた大きなプロジェクトです。農産物直売所は3月25日に竣工式、4月20日にプレオープン予定とのことですが、地場産の農産物や加工品が多く店舗に並び、村内外から多くの方に来場いただくことを期待し、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（小林和雄君） 委員長報告が終了しました。

---

#### ◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） これより、議案第1号 第5次青木村長期振興計画後期基本計画についてを議題とし、質疑を行います。

質疑がある方。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第1号 第5次青木村長期振興計画後期基本計画については原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 次に、議案第2号 青木村辺地対策総合整備計画の変更についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第2号 青木村辺地対策総合整備計画の変更については原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 次に、議案第3号 青木村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） 事務的なことはここでは結構なんですけれども、これについて、長期契約になりますもので、この項目について議決、それぞれの案件になるのかどうか、このところをよろしくお願いします。

○議長（小林和雄君） 小林企画財政係長。

○総務企画課企画財政係長（小林利行君） お答えいたします。

ただいまの御質問についてですけれども、議会の議決というよりも、議会の承認について必要になってくる事項でございまして、地方自治法第214条、債務負担行為としての議会の議決のほかに、今回は地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の規定により、長期継続契約を締結することができる契約について、必要な事項を定めるものということで、今回、青木村として、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例として上程をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（小林和雄君） よろしいですか。

沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） 毎年というので大変ですけれども、問題ないんですけれども、じゃ、毎年これは予算計上上で、その年度によって単価は変わってくるということですか。

○議長（小林和雄君） 小林係長。

○総務企画課企画財政係長（小林利行君） はい、お見込みのとおりでございます。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 契約の方法なんですが、随契あるいは指名競争、それから契約の期間、最長というのは、どれくらいまでがあり得るのか。長期というのはの意味というのは、解釈の仕方だと思うんですが、その辺伺います。

○議長（小林和雄君） 小林係長。

○総務企画課企画財政係長（小林利行君） 契約の方法についてですけれども、指名競争入札等で考えております。商慣習上、複数年にわたる契約ということで、3年もしくは5年を期間としまして契約を結びたいということでございます。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 行政は永久に存続するでしょうけれども、契約の相手方は企業ですから、どこでどうなるかわかりませんが、もし不測の事態があった場合は、どういうふうな対処をされるのか。その辺も何かお考えになっているのかどうかお聞きします。不測の事態というのは、企業の倒産とか、社会的な想定外の現象というようなことで考えてもらえたいと思いますけれども。

○議長（小林和雄君） 井古田総務課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 当然、契約の内容になりますので、単年度であっても同様ですが、相手方のいろんな事情により、もし損失をとというようなことになる場合も考えられますので、契約書の中では、当然それをうたい込んだものの内容になるかと思います。

○10番（山本 悟君） はい、わかりました。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第3号 青木村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第4号 青木村消防団の設置等に関する条例について、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第4号 青木村消防団の設置等に関する条例については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第5号 青木村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例について、質疑を行います。

質疑のある方。

堀内議員。

○9番（堀内富治君） 先日、全員協議会の中でも説明がありましたけれども、質問をしたいと思います。

内容、この本を整理してみると、非常に難しい内容で選出をしなければいけないと、こういうような状況になるわけでありまして、特に地域の面積や、あるいは認定農業者等々、参考にして選出をするようになっておるわけでありますが、私は、まず第1点は、推進委員についてですけれども、これをどうしても、とにかく選任をしなければいけないのかどうか。農業員とほとんど同じような業務をしていくというふうに、私は解釈しておるわけでありましてすけれども。

大きい市ですと、非常に混住化社会というような形の中で面倒だと思いますけれども、こういう村の中では、推進委員は十分に農業委員が担当することができるじゃないかというような簡素化を考えたらどうかということと、もう1点は、当時、私も農業委員でありましたけれども、青木、中挟、中村と、この3地区については、選挙のないようにして人選をした

らどうだと、こういうような配慮をした経過があったわけでありましたが、そのとおりの人選の考え方になっておるわけであります。

これはやはり、各区単位で人選をして進めていくということのほうが、非常に単純ではないかというふうに私は考えておりますけれども、当面その2点についてお伺いします。

以上です。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） お答え申し上げます。

農地利用最適化推進委員、こちらは必ず委嘱しなきゃいけないのかというような、まず1点目の御質問がございました。これも法によって定められてございまして、農地面積がそもそも少なくても、農業委員会の設置が義務づけられていない市町村にあっては、いいですよというようなことがあったりですとか、あと、遊休農地率が1%以下かつ農地の集積率が70%以上、これは大変難しい、クリアしなければいけない壁だと思いますが、こういうような市町村であれば、設けなくてもいいですよというような規定がございまして、つまり、どうしても設置をしなければいけないということでございます。

また、農業委員さんの選出についてでございますけれども、こちらの考え方としましては、今の現状の定員を満たす、また機能を満たす仕組みにしていきたいというようなことで御提案を申し上げているわけでございます。中の推薦の方法等につきましては、また議論をしてみたいと考えております。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） それでは、先日の考え方のおり、修正するというような考え方はないという解釈ですか。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 原則的には、先日御説明申し上げた考え方で選出をしていくということで、御理解いただきたいと思います。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） それでは、十分に配慮した選任方法を、さらに御検討を期待しております。

以上でございます。

○議長（小林和雄君） ほかに。

片山議員。

○4番（片山順雄君） 適正化推進委員さんの報酬なんですけれども、農業委員さんとの整合性もあるので、具体的にどのくらい想定されるのか。まだ数字は出ていないのかもしれませんが、どんな腹案があるのかお聞かせください。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 先進地の事例等も勘案する中で、報酬につきましては、農業委員さんと同等、同額の報酬を検討してございます。

○議長（小林和雄君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第5号 青木村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第6号 あおき農産物直売所の設置及び管理に関する条例について、質疑を行います。

質疑のある方。

沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） 第4条の中で、前事項に係るのか、直売所の下記に対する業務のうち、村長のみ権限が載っている業務を除く業務とあります。今回の直売所の中で、村長のみ権限に属する業務というのは、どのようなものを想定していますか。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 建物の設置者は村でございます。そんな中で、どうしても村がやらなきゃいけないことというものが出てくるかと思えます。通常の管理の中では指定管理者に管理をお願いするわけですが、設置者としての青木村として、やらなければならないことは青木村がやりますと、そういうふうな御理解をいただければと思います。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第6号 あおき農産物直売所の設置及び管理に関する条例については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第7号 課設置条例及び青木村議会委員会条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑のある方。



沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） 今回の条例によって、新しい課ができるということですがけれども、私が心配するのは、青木村は小さいし、少ない職員の中で年間行事をこなしていかななくてはならないという中で、特に秋になると、各他市町村との交流、いろいろな事業がかなりの量が入ってくるわけでございますけれども、小さい課にすると、それぞれの課長さんがいると、それぞれの課長さん同士の連携がうまくとれていくのか、とってもらわなければ困るということなんですけれども、そうでないと、一部の課に偏ってしまうようなことがありはしないかということなもので、ここは村長さんが多分、調整かけるのか、総務課長さんが調整かけるのかわかりませんが、ここら辺の考え方は、どのような方法で対処していくのかという部分をお聞きできればと思います。お願いします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今まで年間通して、秋だけではなくて、春も冬もそれぞれイベントがあります。そういうとき、すばらしいなと思うのは、私も今まで経験したことないような、役場全体が一致団結してやっていくという姿、今まで4課、あるいは教育委員会を入れるともう一つになりますけれども、そういう体制でありますので、一つふえても大きく変わらず、みんな一致団結して、それぞれの課のイベントであっても役場全体でやっていくという、今まで先輩たちが築いてくれました、青木村のいい役場の組織が活性化するというふうに思いますし、また、そういう方向で指導もしてまいりたいと考えております。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） わかりました。

わかりましたけれども、ここら辺の調整だけは、それぞれの課、課長になってしまうと、どうしても自分の課を守るような形になってくるかと思えますけれども、そこら辺のないような形の中で、連携をとってやってもらえるような方法を十分考えてやっていってほしいと思います。

それと、もう一つ、建築に関する事項ですか、これはどちらが担当しますかね。

○議長（小林和雄君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 建築に関する関係は、新たな建設農林課のほうの管轄になります。

申しわけありません、訂正をさせていただきます。

ちょっと今回の条例の中には、記載にはなっておりませんが、また細かい部分は附

則の中でうたうことになると思います。規則の中でうたい込みになります。担当するのは商工観光移住課になります。

○議長（小林和雄君） よろしいですか。

ほかに。

居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 商工観光移住課の中に、ひとり親家庭の移住に関するということが入っております。たくさんおいでいただくことは非常に好ましい、喜ばしいことなのですが、ある教育関係者の方から、この取り扱いについては、慎重にお考えをいただきたいというようなお話をいただいたことがございます。

それで、このひとり親家庭の審査というか、当然、全て希望者に応じるということはないかというふうに思いますが、ひとり親家庭の移住に関する基本的な考え方について、まずお聞きいたします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 5カ年計画の中に、大きな柱の中に、4つの柱の中にこういうような、1学年、9学年ありますけれども2学級にする。そのうちの、いろいろありますけれども、幅広に、婚活から始まりまして教育まであるわけですね。その中に移住政策も入っております。

その中で、特にひとり親というのは、ひとり親のみに限らず2人親も、普通の生活する家庭も含めての移住をやっておりますけれども、今こういうことがはやりといいましょうか、一つのステータスになっておりますので、旗印になっておりますので、あえてこういう言葉を使っておりますけれども、それぞれするというところであります。

○議長（小林和雄君） ほかに。

内藤議員。

○6番（内藤賢二君） 今の関連なんですけれども、前のページでは商工観光移住課の住宅に関することの中で、移住環境というところで記載してあります。この裏のほうでは、ひとり親家庭の移住に関するということと、ひとり親の移住にこだわった運営だというふうに、そちらのほうで一応、条例だと移住になっている。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ページが書いていないんですけれども、これは課の設置条例の改正の中にあります移住に関すること、こちらを今、居鶴議員の御質問の中でも答弁しましたよう

に、移住に関することがメインでありまして、その中の柱として、ひとり親も2人親、普通の家庭もあるということでもあります。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） 前文のほうの移住に関する事で、ひとり親もやるということでしょうか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 幅広に移住というふうに御理解いただきたいと思います。

○議長（小林和雄君） ほかに質疑ありますか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 新しい課が出来て、課長さんとか役付の方、当然ふえると思うんですが、それによって若干なりとも、身分が変わると同時に報酬も変わって、当村の低いラスパイレス指数を、0.0幾つかわかりませんが、若干なりとも押し上げる効果が働くのかなと思うんですが、その点どうでしょうか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ラスパイレス指数は御案内のとおり、一人一人のことでありまして、結果として、数字として平均の102前後という数字が出てまいります。

私は、ラスパイレス指数は結果でありまして、一人一人の職員の給料を上げることが、給料といたしましうか、ラスパイレスを上げることが大事だというふうに思っておりまして、今年度から少しずつその改定に取り組んでおります。

昨年度までは、89.6とか7の数字でありましたけれども、今年度は、まだ試算でありますけれども、93近くになったというふうな結果が出るというふうに思っております。

○議長（小林和雄君） ほかに質疑ありますか。

金井議員。

○1番（金井とも子君） 移住課のほうに、職員が県のほうからお一人見えるということですが、そのほかに来年度は新規採用等はあるのでしょうか。

それから、課員の配置ですか、何名になる予定でしょうか。そのほか、臨時嘱託の方も配置する予定でしょうか。その辺、もし具体的にわかりましたら、お願いいたします。

〔「新しい課の……」の声あり〕

○1番（金井とも子君） 新しい、商工観光移住課ですか。そちらのほうの配置状況ですね。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今の商工係、原則商工係になります。

まだ、4月1日の人事あるいは組織の人数の確定はしておりませんので、建設産業課は今のところ、本当に働くと、それから人数の配置が、少し人数が足りないなというふうに思っておりますので、2つの課になりますけれども、少し、どういう形でか補強はしたいなというふうに思っておりますが、まだ結論には至っておりません。

○議長（小林和雄君） 金井議員。

○1番（金井とも子君） 新規採用はいかがなんでしょうか。

○議長（小林和雄君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 29年度予定でございますが、5名の方を予定しております。

○議長（小林和雄君） 金井議員。

○1番（金井とも子君） 採用も大変、大勢の方が入庁されるということですが、新しい課もできて、なるべく役場の職員の方の労働が過重にならないようお願いしたいと思います。以上です。

○議長（小林和雄君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第7号 課設置条例及び青木村議会委員会条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第8号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第8号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第9号 青木村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第9号 青木村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第10号 青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第10号 青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第11号 青木村税条例の一部を改正する条例について、  
質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第11号 青木村税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第12号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第12号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについては原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第13号 平成28年度青木村一般会計補正予算について、質疑を行います。

質疑のある方。

沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） 全体の事業ですけれども、プロジェクト事業ですか、今回やっています道の駅関係の事業、それぞれ補正予算等もかなり組まれてきておりますけれども、この今回繰り越しでやっている事業と、新年度に農水省系の事業、それぞれありますけれども、今後どんな日程で発注していくのか。既に繰り越されたものについては、来年度食堂をやらなくちゃいけない部分がある、そこら辺の概略日程というのがおわかりになったら、予定ありましたらお願いいたします。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 29年度、大変厳しいスケジュールの中で、幾つかの施設を建設していくことになります。

まず、新年度の予算の中でお願いしてございます地域食材提供施設、食堂ですね。こちらのほうは、4月早々に発注をかけていく予定でございます。おおむね半年の工期の中で、そ



これらの施設を完成させまして、その後、この補正予算でお願いしました情報提供施設並びに市場、それから、加工施設も新年度の中でお願いしてございますが、そちらのほうに入っていくと。

ちょっと前後いたしますが、食堂施設の発注が終わりましたら、そんなに時間をあけずに、今の既存の直売所の解体工事、こちらのほうにも着手して、6月いっぱいぐらいまでをめどに、今の既存施設は解体撤去を行うという予定でございます。

間、間に、長野県の駐車場部分の工事、こちらのほうも入ってくる予定になっております。いずれにしましても、そちらのほうにつきましても、建設事務所とも調整をしながら、一定の駐車スペースを確保しながら工事を進めていくということになります。いずれにしましても、29年度、大変厳しいスケジュール、工程の中で、事業が進んでいくということで考えてございます。よろしくお願いたします。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） 私も、こう見ていて、大規模事業だなと思って私も見ているわけです。

実際に発注かける、あの場所で発注かけていくには、村長さんと雑談の中で、私、話していますけれども、上から道を入れたらどうですかという話を時々やるんですけども、村長さんはやりたくないような話ですけども、あそこが約、食堂ですか、それが1億、2億近く、その後これらの事業という、前から入れると今度は、今の農産物直売所の稼働がうまくいかなくなってくる。そのほかにも加工場の、加工場については下から入れることは可能かもしれないですけども、そこら辺のコウに、基本的なコウに、工事のやる工程ですか、それと、地理的な発注方法がうまくいくのかどうか。そこら辺のところ。

それと、既に食堂については半年でやらなくちゃ、半年で今仕上げるということですけども、また2億近い食堂を半年近くで仕上げていかなくちゃいけないというふうになると、もう既に4月、予算通ったら早々に発注かけていかなくちゃいけないと思うけれども、そこら辺の発注予定と実際の、今は概略予定だったけれども、実際の予定というのは、どこら辺のところについているのか、お願いできればと思います。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） いろいろ御心配いただいております、ありがとうございます。

今、発注業者が決まらない中で、我々だけでありますけれども、工事のシミュレーションをいたしております。関係者はおっしゃられるとおり、御心配いただいております、工事が発注、これは複数になる可能性がありますね。複数の業者になる可能性もあるし、複数の

事業場所になるわけですよ。あと役場の関係、それから株式会社道の駅、農産物直売所、長野県、それから食堂も運営していると。それから、お客さんも来ていただいて、あるいは駐車場へ入ってくる車とか、本当に来年度は、大変な輻輳した中で、これをコントロールしていかなければならないというふうに思っております。

上の村松のほうから工事用の道路を入れたらという御提案いただいておりますけれども、御案内のとおり、今、直売所と上段の間があいておりますので、ここを使ってできるかなというふうに、今のところ思っております。

一番は、国庫補助でありますので、一定のルールのもと、いわゆる時間的なルールがありまして、内示がなければ、交付決定がなければ発注できないというようなこともあります。ですから、できれば、今の議員さんの5月6日までの任期の間に臨時議会をしていただいて、発注ができないかなというように県に相談をしておりますけれども、県も国との関係がありまして、即答できていない、いただけない状況でありますけれども、全体のコントロールをしながら、こういったことで、せっかくいただきました有意義な予算をうまく使い切っていきたいというふうに思っております。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） 新規のやつはそういうことで、それも早くやらなくちゃいけないんでしょうけれども、既に補正に盛ったものについては、発注できる状況にあるかと思うんですけども、こっちの私が言っているのは、先ほどから言っているのは、要するに、繰り越し分には、もう発注できる状況になってきているから、どうしても順番を追っての工事じゃなくて、個々にできないかなという考え方も持っているわけですが。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） おっしゃっていること、よくわかります。ましてや、国は補正予算でつけてきておりますので、すぐにでもやってもらいたいというのが一番のところだと思います。その辺も検討してきたわけなんですけど、今の上方休憩施設を先に手をつけますと、今の食堂施設が全く死んでしまう。仮囲いの陰になって、食堂がやっているかどうかもわからないような状況になってきてしまうというようなこと等もございまして、食堂施設から完成させるのが一番ベターであろうという考え方でございます。

それから、先ほど工事動線のお話もございましたが、先ほど村長が申し上げましたとおり、食堂施設については、今工事のために出入りしている場所を利用する。また、上方休憩ですとか加工施設の建設に当たっては、今の加工場側のほうからアプローチすることが可能であ

ろうということで、そういう動線を確認する中で整備をしていくということで御理解をいただければと存じます。

○議長（小林和雄君） よろしいですか。

ほかに。

片山議員。

○4番（片山順雄君） 同じ地方創生の関係で、先日、自然エネルギーも関係しているというふうに御説明あったと思いますが、キャステクさんでつくられた自然エネルギーの関係についてお伺いしますが、あれを設置したことによって、どのような効果が、今反応を得られているのか。また、村長、前にはこれ、状況等を見て村内にというような話もありましたけれども、そんなようなお考えがありましたら、お聞かせ願います。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 大変、先日のテレビも含めて好反響がありまして、広範囲からいろいろ注目されていて、うれしい結果だなというふうに思っております。

御案内のとおり、まだ実証実験中でありまして、いろいろデータをとりまして、さらに、上で回っております垂直の羽をもう少し軽量化したもの、小型化したもの、可搬性の、いわゆるたくさん使えるようなもの、そういうものにさらに改良を加えるための実証実験を、データをとっている最中でございます。

そういうことで、村内の企業には、直接29年度にたくさんというわけにはいきませんが、そういうことで波及効果を狙っているところでございます。

一番は、商工会、工業部会の皆さんが本当に、いろいろな意味で一体となって協力できるという体制がさらにできたということが、大きな効果だったなというふうに思っております。

それから、あそこにタワーができたということで、シンボリックなタワーでありますので、いろいろな意味で、青木村の道の駅、あるいは青木村全体が活性化する一つの拠点になったかなというふうに思っております。

そのほか、たくさん話題性が出てきたことで、いろいろ地域のところ、あるいは上田の会議に行きますと好評でありますので、あそこを使った活性化、道の駅を中心とした活性化に寄与するものというふうに思っております。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。

沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） すみません、民生費でございますけれども、16ページの臨時福祉給付

金事業は、今回900万の減額措置しておりますけれども、青木村の人口として900万というのはかなり大きいなど。この減額した理由をお聞きできればと思います。よろしくお願ひします。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 臨時福祉給付金につきましては、当初予算の関係で、かなり過大に見積もりをしておりまして、今回、実態に合わせて減額になっているものでございます。

今年度以降につきましては、その実態も、状況を踏まえながら検討しているところでございます。

以上です。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 10ページをお願いします。

中ほどの県支出金、県補助金、水産業費県補助金ですが、どの項目を見ても減額になっているんですが、この理由というのは、どういう理由でこういう数字が減額になったのかお聞きします。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） ちょっとそれぞれあります。

地籍調査の事業の補助金については、県といいますか、国の枠が厳しい中で、実際には少し減額になってしまったというのが実情でございます。

そのほかの補助金につきましては、実績によります減ということでございます。例えば、多面的機能の交付金なんかにつきましては、先日も申し上げましたが、一つの組織が資源向上の取り組みを行う予定で予算組みをしておりましたが、実際には行わなかったというようなことの中で、それによる支出も減りますが、歳入のほうも減ったということでございます。

経営体育成事業につきましても、支出のほうも減になったものですから、それに伴って補助のほうも減になったと、そんな御理解をいただければと存じます。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 007の、例えば野生鳥獣被害総合対策事業補助金ですか。これだけいろいろな質疑等の中でも出てくるんですけれども、イノシシとか鹿とかの害があったのに、何で減額なのかなという、単純な私の疑問なんですけどね。もっと本当はつけてもらいたいぐ

らいという気持ちなんだけれども、その辺御説明を。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 私も全く同感でございまして、もっとお金つけていただきたいというのが実感なわけなんです、こちらについては、侵入防止柵の関係の補助でございまして。そんなことで例年、我々とすれば100%の要望を申し上げているわけでございますけれども、国・県の予算、国の予算が恐らく確保できないという形の中で、カットされているというのが現状でございます。

○議長（小林和雄君） ほかに。

堀内議員。

○9番（堀内富治君） 17ページをお願いします。

衛生費でございますけれども、補助金の関係であります、診療所夜間・休日診療補助、三角で106万円と、こうなっておりますけれども、先日の説明の中では、辞退の申し入れがあったと。こんなふうに私は聞いておるわけでございますが、その辺の内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 夜間・休日におきまして、青木診療所において、従前より大分御努力をいただいているところでございます。その関係で、先生のところにもお話をお伺いしまして、今年度もという話の中で、今年度事業の関係で、去年の当初の段階で先生とお話をする中で、これはもう本当、ありがとうございますということでお話をお伺いしましたので、今回は落とさせていただきます。

以上です。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） このお金を取っていただくということで、今日まで進めてきたわけですが、経営上にはそんなに影響はないかもしれませんが、非常に辞退をなさることについては、私も残念でございますけれども、そうすると、村としての厚意もあるというふうに私は感じておりますが、将来的にどう考えていくのか、村長にお伺いします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 一昨年、先生が少し暮れに体調を崩されまして、それ以降、診療所が、平日の場合は昼まで、昼までといいながら、2時ぐらいまでされておられます。それから、それ以前は夜間までされておられましたけれども、なおかつ、当直といひましようか、置か

れていましたけれども、そういう体制がスタッフで整わないということから、こういうことに相なったわけであります。そのかわりといっちは何ですけれども、上田広域で輪番制病院等々で、これは対応させていただいております。

オガワ先生は、なるべく早く、私どもお願いしたいのは、皆さんもお聞きのとおり、後継者もできたと、ちゃんとしっかり指名してあるということでありますので、なるべく早く、そういうようなバトンタッチが、いい形でできればなというふうに思っておりますし、今後そういうことをお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） たまに行ってみると、非常に高齢者の皆さんが多いというようなことを感じるんですけども、非常にそういう点では、配慮された診察がされておるなというふうにも私は考えてきました。

村長が去年、そんなような配慮をされたということについて、私は大賛成でしたけれども、私の気持ちとしては、ちょっと残念な気持ちでいっぱいでございます。

もう1回、村長、お考えをお願いします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 本当に私のほうも、引き続いてお願いできればというふうに思いましたけれども、バトンタッチを早くしていただくということも含めまして、29年度の当初予算に盛り込んでお願いしております、旧宅、先生が前に住んでいた家、若干私財等あるようでもありますけれども、それを壊させていただいて更地にして、早くあそこに住宅をつくるかどうかは別として、そういうような体制を整えるということも、その一環にはあるわけであります。

今、御質問いただきましたような、いろいろな意味でバトンタッチを早く確実にできるようなことを、今後も方策を講じてまいりたいと考えております。

○9番（堀内富治君） 了解しました。

○議長（小林和雄君） ほかにございませんか。

宮下議員。

○2番（宮下壽章君） 高機能拠点化施設の件ですけれども、建物はいろいろ、食堂棟とかいろいろ、まだ計画はされているんですが、私も以前、直売所の役員をやった経過もあります上で思うわけですが、現状では物置が幾つかあるわけですけれども、あそこにも除雪機とかいろいろ、そういう小間物が結構、外に出さなければいけないものがあるんですけども、

その点、物置の建設というのはどういうふうになっているか。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 確かに物置の必要性というのは感じておまして、今の中では、食堂棟の建設に合わせまして、今、工事の進入路になっているところの一部に物置を新設できればなということで計画をしているところでございます。

○議長（小林和雄君） 宮下議員。

○2番（宮下壽章君） 現状では、あそこで体験館ということで、そば打ちとか、そういう体験事業もできるようになっています。それから、あそこにいろいろ、コンロですとか製氷機だとか冷蔵庫とか、いろいろあるんですが、そういったものも、一旦そこへは入れるような形をとるんですか。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 建物、物置が仮に建設ができたとして、解体までに間に合わないものですから、今、現状の建物の中にあるもので使えるもの、またとっておきたいものについては、各方面、ちょっと当たって、保管場所を確保して、当面一時的に預かっていただくようなことで、今進めてございます。

○議長（小林和雄君） 宮下議員。

○2番（宮下壽章君） 私もちよっとええっこ村のほうで、そば打ちとかいろいろ、これから体験事業で取り入れていきたいなということで入れてはきたんですが、半年間できないということで、幾つかお断りはしているんですけども、その間に、どうしてもという場合あれば、文化会館をお借りしてやりたいなと思っているんですが、そういうそば打ちの道具だとか、そういったものを、あり場所をきちんとまた教えていただければありがたいなと思っています。よろしくをお願いします。

○議長（小林和雄君） 答弁はいいですか。

○2番（宮下壽章君） いいです。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 21ページ、商工振興費の補助金についてお聞きいたしますが、商工中小共済融資保証料補助金80万円、当初50万円から80万の補正ということなんですが、まず、この保証料でこれになりますので、融資金額的にはどのくらいになるのか、あと、件数はどのくらいなのかどうかお聞きいたします。

○議長（小林和雄君） 依田商工観光係長。

○建設産業課商工観光係長（依田哲也君） お答えいたします。

平成27年度につきましては、10件のお申し出がございまして、融資金額の合計でございますけれども、5,947万円でございます。平成28年度につきましては、今のところ13件ございまして、162万5,903円の保証金の支出になってございまして、今回増額の補正予算を組ませていただきました。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） この資金的には、例えば設備と運転とかあるんですが、この内容的には設備であれば、そんなに企業さん、活発におやりいただいていると、そのようにも受けとめられるんですが、この80万円の要因については、設備のほうの関係かどうかおわかりでしたら、お願いいたします。

○議長（小林和雄君） 依田商工観光係長。

○建設産業課商工観光係長（依田哲也君） 今の状況でございますと、運転資金がほとんどでございます。

○議長（小林和雄君） よろしいですか。

ほかにありますか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 22ページをお願いします。

中ほどにある公園の管理費ですが、723万6,000円、もう一度御説明をお願いします。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） こちらにつきましては、公園のドッグランの東側といいますか、1枚下の田んぼですね、公園と地続きになっている田んぼでございますが、そちらの土地をお借りすることができました。一時的にそこを砂利敷きにして、駐車スペースとして利用させていただくという工事が1点。

それから、遊具の、大型遊具の下、お気づきになった方もいらっしゃると思いますが、排水といいますか、雨でぬかってしましまして、お子さんたちが利用すると、体中泥だらけになってしまうような状況でございます。現状はウッドチップを敷く中で対応しているところでございますが、この辺の遊具は、ふるさと公園あおきの目玉といいますか、シンボルでもございますので、そこは気持ちよく利用していただけるために、遊具周りの下といいますか、ぬからないような対策をここでやらせていただきたいということでございます。

○議長（小林和雄君） 山本議員。



○10番（山本 悟君） 駐車場ですが、何台ぐらいということでおっしゃいましたっけ。それとあと、契約は何年ぐらいの賃貸契約ですか。

○議長（小林和雄君） 塩澤事業推進室係長。

○総務企画課事業推進室係長（塩澤和宏君） 駐車場の面積ですが、全部で約1,700平米ということで、大型車が3台と普通車20台ということで、広目に線引きを予定してございます。

それと、契約の関係ですが、公園の関係で2筆借用させていただいているんですが、契約期間は一応3年ということで、自動更新で、契約破棄の場合は村への買い取りというような関係で、同じ契約内容となっております。

以上です。

○10番（山本 悟君） わかりました。

○議長（小林和雄君） ほかに。

堀内議員。

○9番（堀内富治君） 16ページ、お願いします。

民生費でございますけれども、扶助費、児童手当でございます。三角の519万円、こうなっておるわけでございますが、大変貴重なお金で、これだけ減ということは残念でございますけれども、この内容について説明をお願いします。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 私どもも児童手当につきましては、やはり児童数に応じて支払いをしているわけでございますが、期待している数字を例年多目に見ているわけでございますけれども、今回、年3回の支払いが2月で精算となりまして、少なくなっているという状況の中で減額をさせていただきました。

以上です。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 少なくなって減額をしたということでございますが、当初計画と大分違うように私は思うんですけれども、貴重なお金だというふうに私は解釈しておるわけですが、どうなんですか。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 児童手当につきましては、例年、児童数を勘案しながら進めているわけでございますが、当初の段階で、こちら事務方のほうの過大の見積もりというふうに認識しております。

以上です。

○9番（堀内富治君） はい、わかりました。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。

金井議員。

○1番（金井とも子君） 25ページの教育費、社会教育費の文化会館費ですが、ショウタン工  
事がありますけれども、これについて、もう一度説明お願いいたします。

○議長（小林和雄君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 文化会館の3階から非常階段を3基、下へおろすための非常階段を  
つくるという、それが一つです。

それがほとんどなんですが、それからもう一つは、非常ベルだとか、館内の非常放送を行  
うための電源を新たに一つ、そのための電源をつくるという、そういう、そのための工  
事であります。だから、何かあったときに、ほかの電源とは違う別ルートで来ているので、  
館内放送もできるし、そういう非常用の工事費であります。

○議長（小林和雄君） 金井議員。

○1番（金井とも子君） 館内放送というものは今まであったんでしょうか。

○議長（小林和雄君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 私たちのいる事務室から館内放送はできます。ただ、その電源が、  
今でもできるんですが、例えば蛍光灯と同じ電源なので、何かあったときに蛍光灯が切れた  
場合には、もう放送ができないという状態になってしまいますので、それではいざという  
ときにだめだろうということで、今回の工事をお願いするものであります。

○1番（金井とも子君） わかりました。

○議長（小林和雄君） ほかに。

居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 14ページの諸費でお聞きいたします。

補助金で、若者定住促進事業補助金265万円がございます。当初7名分で700万円という  
ふうになっていたんですが、まず265万の内訳についてお聞きいたします。

○議長（小林和雄君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） この補助金は上限が100万というこ  
とになっておりますので、当初では単純に100万の7件分ということで見込みました。

今回の増額の要因ですが、今の実績が9件支払い済みでございます。それで今後、相談等

を受けて、さらに4件分、合計にしますと13件分の支払いをするために、当初700万に不足している分を今回補正をさせていただくものでございます。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 非常に喜ばしいことかなというふうには感じております。

それで、この関係とはちょっと関連してくるんですが、リフォームの関係がありますが、これもやはり同様の申し込みで増加していると、そのように見てもよろしいんですかね。

○議長（小林和雄君） 依田商工観光係長。

○建設産業課商工観光係長（依田哲也君） リフォーム補助金のほうも、いろいろと問い合わせがございまして、 のとおり、12月のほうにでも10件ですか、補正予算ということで計上させていただいた経過がございます。

○議長（小林和雄君） ほかにございますか。

片山議員。

○4番（片山順雄君） 先ほど金井議員が質問した関係でお聞きします。

文化会館の関係の、さっき非常ベルというふうにおっしゃいましたけれども、火災報知機の関係は、ちょっといろいろあった関係で、その後の対応はどうでしょうか。

○議長（小林和雄君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 夜中に誤報で鳴らしてしまいまして、消防署、それから消防団を呼んでしまいました。それで、しっかり全部点検をしてもらったところ、今の消防法だと、今言ったことがふぐあいであるので、改善をしたほうがいいたろうという、そういう消防署からの申し渡しを受けましたので、それを受けての今回の改善工事であります。

○議長（小林和雄君） よろしいですか。

ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第13号 平成28年度青木村一般会計補正予算については原案のとおり可決されました。

---

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第14号 平成28年度青木村簡易水道特別会計補正予算について、質疑を行います。

質疑のある方。

[「なし」の声あり]

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第14号 平成28年度青木村簡易水道特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

---

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第15号 平成28年度青木村別荘事業特別会計補正予算  
について、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第15号 平成28年度青木村別荘事業特別会計補正予算については原案のとおり可決  
されました。

---

#### ◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第16号 平成28年度青木村特定環境保全公共下水道事  
業特別会計補正予算について、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第16号 平成28年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 引き続き審議を進めますが、議案第17号から議案第24号については、先ほど各委員長より報告が済んでいる案件となります。

議案第17号 平成29年度青木村一般会計予算について議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 平成29年度は、基本的には骨格予算と思われます。予算は1年間の収入支出の見積もりであり、基本構想に合致して、長期的な視点に立っての編成が認められます。

歳入では、村税は法人税が横ばいであるものの、個人分、固定資産税、軽自動車税は、太陽光発電設備による地目変更や税制改正に伴い、増となりました。

一般会計総額では、村長・村議会選挙や高機能拠点施設等の継続事業等により、9.8%増の28億2,750万円が計上されました。

歳出では、総務企画課関係で、村長・村議会選挙費、情報通信に係るサーバー更新、運賃低減事業等、建設産業課では、高機能拠点施設整備事業、松林健全化推進事業、道路・橋梁補修維持、地方創生プロジェクト事業等、積極的な事業予算がうかがわれます。

住民福祉課関係では、従来よりの出産祝い金、不妊治療費給付金、不育症治療給付金の計上、また、長年にわたり村民生活がある面から支えてきた授産所の解体と駐車場の跡地整備、長和町との共同でし尿前処理施設経費負担金、老人福祉費の中で大好評の配食サービス委託料等々、教育関係では、文科省が小学校3年からの教科化を取り入れようとしている英語に先駆けてALT派遣委託料、経済面から就学援助する準要保護等児童・生徒就学援助金の継続、少子化対策、産業振興にも配慮されており、今後とも限られた財源の中で有効な事業を選択されて、堅実な財政基盤の確立を施行されて、村民の期待に応えられることを要望して、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（小林和雄君） ほかに賛成討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第17号 平成29年度青木村一般会計予算については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第18号 平成29年度青木村国民健康保険特別会計予算について、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第18号 平成29年度青木村国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決  
されました。

---

#### ◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第19号 平成29年度青木村簡易水道特別会計予算につ  
いて、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第19号 平成29年度青木村簡易水道特別会計予算については原案のとおり可決され



ました。

---

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第20号 平成29年度青木村簡易水道建設特別会計予算について、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第20号 平成29年度青木村簡易水道建設特別会計予算については原案のとおり可決されました。

---

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第21号 平成29年度青木村別荘事業特別会計予算について、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第21号 平成29年度青木村別荘事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第22号 平成29年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第22号 平成29年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

---

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第23号 平成29年度青木村介護保険特別会計予算について、質疑を行います。

質疑のある方。

[「なし」の声あり]

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第23号 平成29年度青木村介護保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

---

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第24号 平成29年度青木村後期高齢者医療特別会計予

算について、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なし。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第24号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第24号 平成29年度青木村後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程の追加

○議長（小林和雄君） これより、追加日程を上程いたします。

事務局で資料を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔資料配布〕

○議長（小林和雄君） 資料は届きましたか。

お諮りします。

ただいま資料をお配りいたしました。青木村長から議案第25号 調停成立について、議案第26号 平成28年度青木村一般会計補正予算についてが提出されました。

これを日程に追加し、それぞれを追加日程第1、追加日程第2として議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 異議なしと認めます。

議案第25号、議案第26号を日程に追加し、それぞれ追加日程第1、追加日程第2とし、議題とすることに決定しました。

---

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 議案第25号 調停成立についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 議案第25号について御説明申し上げます。

調停成立について。

下記のとおり調停成立について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決を求める。

平成29年3月14日提出。青木村長、北村政夫。

1、調停事件。上田簡易裁判所、平成28年（ノ）第42号、職場環境調整等調停事件。

2、申立人。住所、青木村大字田沢2230番地1 サンライズきだちE、氏名、宇別利次。

3、調停条項。（1）といたしまして、申立人は、平成28年9月30日付で退職とする。

（2）村から申立人へ解決金として、金99万円を申立人指定の銀行口座へ支払うものとする。

（3）申立人は、下記の住居に平成29年3月31日まで無償で居住できるものとする。

所在地、青木村大字田沢2230番地1。用途、村営住宅（サンライズきだちE）。構造、木造瓦ぶき2階建て。床面積、1階35平方メートル、2階35平方メートル。

（4）申立人は、村に勤務中に知り得た一切の情報につき第三者に開示しないことを誓約する。

（5）当事者双方は、本件につき、互いに相手方を誹謗中傷すること及び名誉、信用を傷つけるような言動を一切しないことを誓約する。

（6）当事者双方は、以上に定めるほか互いに何らの債権債務のないことを確認する。

（7）調停費用は、当事者各自の負担とする。

以上、御審議いただき、御決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小林和雄君） 提案者からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

杓掛議員。

○3番（杓掛計三君） 村との調停、これで済んだかと思って、御苦労さまでした。

それと、今回のこの調停について、最終的に、株式会社道の駅のほうへについても何ら問題ないと、後から何か出てくるようなことはないということですかね。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今後そういうことはございません。

○議長（小林和雄君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第25号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第25号 調停成立については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第26号 平成28年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 議案第26号について御説明申し上げ

ます。

平成28年度青木村一般会計補正予算（第5号）

平成28年度青木村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億8,307万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月14日提出。

青木村長、北村政夫。

最後の5ページをごらんいただきたいと思います。

歳出のみの補正の内容となっております。

3、歳出、款2総務費、項1総務管理費、目1企画費、補正額はございません。節で8の報償費99万円を減額して、その下、節22の補償補填及び賠償金に99万円を解決金として増額するものでございます。

以上、御審議いただき、御決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小林和雄君） 提案者からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第26号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第26号 平成28年度青木村一般会計補正予算については原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長（小林和雄君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 異議なしと認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成29年度第1回青木村議会定例会を閉会とします。

閉会 午前10時31分